

令和5年5月23日
午前10時00分開会
於 議 場

1 出席議員は次のとおりである（14名）

1 番	板 倉 克 典	2 番	那 須 英 二
3 番	小久保 照 枝	4 番	堀 岡 敏 喜
5 番	加 藤 明 由	6 番	佐 藤 仁 志
8 番	江 崎 貴 大	9 番	加 藤 克 之
10番	高 橋 八重典	11番	鈴 木 みどり
12番	早 川 公 二	13番	平 野 広 行
14番	三 浦 義 光	15番	佐 藤 高 清

2 欠席議員は次のとおりである（1名）

16番 大 原 功

3 会議録署名議員

11番 鈴 木 みどり 12番 早 川 公 二

4 欠員（1名）7番

5 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（34名）

市 長	安 藤 正 明	副 市 長	村 瀬 美 樹
教 育 長	高 山 典 彦	総 務 部 長	伊 藤 淳 人
市民生活部長	柴 田 寿 文	健康福祉部長兼 福祉事務所長	山 下 正 巳
建 設 部 長	立 石 隆 信	教 育 部 長	渡 邊 一 弘
健康福祉部次長兼 保険年金課長	佐 藤 雅 人	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	小笠原 己喜雄
教育部次長兼 歴史民俗資料館長兼 図書館長	伊 藤 隆 彦	監 査 委 員 長	大 木 弘 己
総 務 課 長	横 江 兼 光	財 政 課 長	村 田 健太郎
人事秘書課長	山 森 隆 彦	企画政策課長	佐 藤 文 彦
防 災 課 長	太 田 高 士	税 務 課 長	岩 田 繁 樹
収 納 課 長	細 野 英 樹	市 民 課 長 兼 十四山支所長兼 鍋 田 支 所 長	服 部 朋 夫
環 境 課 長	梅 田 英 明	市民協働課長	藤 井 清 和
観 光 課 長	浅 野 克 教	健康推進課長	山 守 美代子
福 祉 課 長	後 藤 浩 幸	介護高齢課長	安 井 幹 雄

児 童 課 長	飯 田 宏 基	総 合 福 祉 センター所長兼 十四山総合福祉 センター所長兼 いこいの里所長	中 山 義 之
産 業 振 興 課 長	上 田 忠 次	土 木 課 長	神 野 忠 昭
都 市 整 備 課 長	三 輪 秀 樹	下 水 道 課 長	水 谷 繁 樹
学 校 教 育 課 長	田 畑 由美子	生涯学習課長兼 十四山スポーツ センター館長	伊 藤 篤 由

6 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	佐 野 智 雄	書	記	田 口 邦 郎
書	記	川 村 紀 子		

7 議事日程

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	諸般の報告
日程第 4 同意第 1 号	農業委員会委員の任命について
日程第 5 同意第 2 号	農業委員会委員の任命について
日程第 6 同意第 3 号	農業委員会委員の任命について
日程第 7 同意第 4 号	農業委員会委員の任命について
日程第 8 同意第 5 号	農業委員会委員の任命について
日程第 9 同意第 6 号	農業委員会委員の任命について
日程第10 同意第 7 号	農業委員会委員の任命について
日程第11 同意第 8 号	農業委員会委員の任命について
日程第12 同意第 9 号	農業委員会委員の任命について
日程第13 同意第10号	農業委員会委員の任命について
日程第14 同意第11号	農業委員会委員の任命について
日程第15 議案第19号	令和 5 年度弥富市一般会計補正予算（第 1 号）
日程第16 議案第20号	弥富市税条例の一部改正について
日程第17 議案第21号	弥富市国民健康保険税条例の一部改正について
日程第18 議案第22号	令和 5 年度弥富市一般会計補正予算（第 2 号）
日程第19 議案第23号	令和 5 年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
日程第20 議案第24号	令和 5 年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
日程第21 請願第 1 号	インボイス制度の実施中止を求める意見書を政府に送付することを 求める請願書

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

午前10時00分 開会

○議長（平野広行君） おはようございます。

会議に入ります前に、大原功議員から本日の会議を欠席する旨の届出がありましたので、報告いたします。

ただいまより令和5年第2回弥富市議会定例会を開会します。

これより会議に入ります。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（平野広行君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、鈴木みどり議員と早川公二議員を指名します。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第2 会期の決定

○議長（平野広行君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

第2回弥富市議会定例会の会期を本日から6月23日までの32日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月23日までの32日間と決定しました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第3 諸般の報告

○議長（平野広行君） 日程第3、諸般の報告をします。

市長から、令和4年度一般会計予算及び下水道事業会計予算の繰越しに関する書類、また監査委員から、地方自治法の規定により、例月出納検査及び定期監査の結果報告書がそれぞれ提出され、その写しを各位のお手元に配付してありますので、よろしくお願いします。

以上で諸般の報告を終わります。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第4 同意第1号 農業委員会委員の任命について

日程第5 同意第2号 農業委員会委員の任命について

日程第6 同意第3号 農業委員会委員の任命について

日程第7 同意第4号 農業委員会委員の任命について

日程第8 同意第5号 農業委員会委員の任命について

日程第 9 同意第 6 号 農業委員会委員の任命について

日程第10 同意第 7 号 農業委員会委員の任命について

日程第11 同意第 8 号 農業委員会委員の任命について

日程第12 同意第 9 号 農業委員会委員の任命について

日程第13 同意第10号 農業委員会委員の任命について

日程第14 同意第11号 農業委員会委員の任命について

○議長（平野広行君） この際、日程第 4、同意第 1 号から日程第14、同意第11号まで、以上 11件を一括議題とします。

安藤市長に提案理由の説明を求めます。

安藤市長。

○市長（安藤正明君） 改めまして、おはようございます。

令和 5 年第 2 回弥富市議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、公私とも極めて御多忙の中を御出席賜りまして、厚くお礼を申し上げます。

本定例会におきまして、まず初めに御提案申し上げ御審議いただきます議案は、同意11件でございます、その概要につきまして御説明申し上げます。

同意第 1 号農業委員会委員の任命につきましては、伊藤里美氏を任命したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、同意第 2 号農業委員会委員の任命につきましては、伊藤廣氏を任命したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、同意第 3 号農業委員会委員の任命につきましては、伊藤善文氏を任命したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、同意第 4 号農業委員会委員の任命につきましては、加賀豊氏を任命したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、同意第 5 号農業委員会委員の任命につきましては、氣賀澤洋亘氏を任命したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、同意第 6 号農業委員会委員の任命につきましては、佐藤博孝氏を任命したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、同意第 7 号農業委員会委員の任命につきましては、平野瞳氏を任命したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、同意第 8 号農業委員会委員の任命につきましては、三浦淳氏を任命したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、同意第 9 号農業委員会委員の任命につきましては、村瀬恵子氏を任命したいので、

農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、同意第10号農業委員会委員の任命につきましては、横井靖治氏を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、同意第11号農業委員会委員の任命につきましては、渡邊直道氏を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（平野広行君） これより質疑に入ります。

質疑の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 質疑のないことを確認しましたので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております同意第1号から同意第11号まで、以上11件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 異議なしと認めます。

よって、同意第1号から同意第11号まで、以上11件は委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 討論のないことを確認しましたので、討論を終結します。

これより採決に入ります。採決は個々に行います。

同意第1号について、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 異議なしと認めます。

よって、同意第1号は原案のとおり同意することに決しました。

次に、同意第2号について、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 異議なしと認めます。

よって、同意第2号は原案のとおり同意することに決しました。

次に、同意第3号について、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 異議なしと認めます。

よって、同意第3号は原案のとおり同意することに決しました。

次に、同意第4号について、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 異議なしと認めます。

よって、同意第4号は原案のとおり同意することに決しました。

次に、同意第5号について、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 異議なしと認めます。

よって、同意第5号は原案のとおり同意することに決しました。

次に、同意第6号について、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 異議なしと認めます。

よって、同意第6号は原案のとおり同意することに決しました。

次に、同意第7号について、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 異議なしと認めます。

よって、同意第7号は原案のとおり同意することに決しました。

次に、同意第8号について、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 異議なしと認めます。

よって、同意第8号は原案のとおり同意することに決しました。

次に、同意第9号について、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 異議なしと認めます。

よって、同意第9号は原案のとおり同意することに決しました。

次に、同意第10号について、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 異議なしと認めます。

よって、同意第10号は原案のとおり同意することに決しました。

次に、同意第11号について、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 異議なしと認めます。

よって、同意第11号は原案のとおり同意することに決しました。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第15 議案第19号 令和5年度弥富市一般会計補正予算（第1号）

○議長（平野広行君） この際、日程第15、議案第19号を議題とします。

安藤市長に提案理由の説明を求めます。

安藤市長。

○市長（安藤正明君） 次に提案し、御審議いただきます議案は、予算関係議案1件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第19号令和5年度弥富市一般会計補正予算（第1号）につきましては、子育て世帯生活支援特別給付金を支給するための関連予算等を計上するものであります。

以上が提案する議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては総務部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（平野広行君） 議案の説明を総務部長に求めます。

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 議案第19号令和5年度弥富市一般会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出それぞれ4,455万円を増額し、歳入歳出予算の総額を179億6,455万円とするものであります。

歳入予算の内容といたしましては、民生費国庫補助金3,744万4,000円、財政調整基金繰入金710万6,000円を増額計上するものであります。

歳出予算の主な内容といたしましては、総務費におきまして、十四山支所管理運営事業の庁舎等整備工事請負費650万6,000円、民生費におきまして、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業の子育て世帯生活支援特別給付金3,500万円、農林水産業費におきまして、土地改良区補助事業の土地改良施設整備補助金60万円を計上するものであります。以上でございます。

○議長（平野広行君） これより質疑に入ります。

質疑の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 質疑のないことを確認しましたので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第19号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第19号は委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 討論のないことを確認しましたので、討論を終結します。

これより採決に入ります。

議案第19号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 議案第20号 弥富市税条例の一部改正について

日程第17 議案第21号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について

日程第18 議案第22号 令和5年度弥富市一般会計補正予算（第2号）

日程第19 議案第23号 令和5年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

日程第20 議案第24号 令和5年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（平野広行君） この際、日程第16、議案第20号から日程第20、議案第24号まで、以上5件を一括議題とします。

安藤市長に提案理由の説明を求めます。

安藤市長。

○市長（安藤正明君） 次に提案し、御審議いただきます議案は、条例関係議案2件、予算関係議案3件でございますが、その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第20号弥富市税条例の一部改正につきましては、地方税法等の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第21号弥富市国民健康保険税条例の一部改正につきましては、地方税法施行令の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第22号令和5年度弥富市一般会計補正予算（第2号）につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した物価高騰による負担軽減支援といたしまして、価格高騰重点支援給付金を給付するための関連予算等を計上するものであります。

次に、議案第23号令和5年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、国民健康保険システムを改修するための関係費用を計上するものであります。

次に、議案第24号令和5年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、介護保険事務処理システムを改修するための関係費用を計上するものであります。

以上が提案する議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては、関係部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平野広行君） 議案の説明を関係部長に求めます。

なお、補正予算は総務部長に求めます。

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 総務部所管の議案説明をさせていただきます。

議案第20号弥富市税条例の一部改正についてを御説明いたします。

17枚おめくりいただきまして、弥富市税条例の一部を改正する条例のあらましを御覧ください。

1. 国税である森林環境税について、令和6年度より賦課徴収を行うために必要な関係規定の整備を行うこととした。

2. 軽自動車税の種別割のグリーン化特例について、適用期限を最大3年間延長することとした。

3. その他必要な規定の整備を行うこととした。

4. この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、一部については令和5年7月1日、令和6年1月1日または令和7年1月1日から施行することとした。

総務部は以上でございます。

○議長（平野広行君） 次に、山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 議案第21号弥富市国民健康保険税条例の一部改正について御説明申し上げます。

7枚めくっていただきまして、弥富市国民健康保険税条例の一部を改正する条例のあらましを御覧ください。

1. 国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を20万円から22万円に引き上げることとした。

2. 低所得者に対し被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準について、5割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を28万5,000円から29万円に、2割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を52万円から53万5,000円にそれぞれ引き上げることとした。

3. この条例は、公布の日から施行することとした。以上でございます。

○議長（平野広行君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 議案第22号令和5年度弥富市一般会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出それぞれ2億3,822万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を182億277万6,000円とするものであります。

歳入予算の主な内容といたしましては、民生費国庫補助金198万円、総務費国庫補助金1億9,577万4,000円、財政調整基金繰入金2,711万7,000円、道路橋梁整備事業債1,010万円を

増額計上するものであります。

歳出予算の主な内容といたしましては、民生費におきましては、価格高騰重点支援給付金給付事業の価格高騰重点支援給付金9,600万円、児童福祉総務事務事業の保育所等給食費軽減対策支援金177万円、生活保護事業の生活保護システム改修委託料396万円、衛生費におきまして、海部南部水道企業団負担金1億322万円、土木費におきまして、自由通路等整備事業の測量設計委託料1,184万円、教育費におきまして、臨時学校給食費補助金を小・中学校合わせまして790万7,000円を計上するものであります。

次に、議案第23号令和5年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、国保事務事業の電子計算処理等委託料29万7,000円を計上するものであります。

次に、議案第24号令和5年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、介護保険事務処理システム改修委託料23万1,000円を計上するものであります。以上でございます。

○議長（平野広行君） お諮りします。

本案5件は、継続議会で審議したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 異議なしと認めます。

よって、本案5件は、継続議会で審議することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第21 請願第1号 インボイス制度の実施中止を求める意見書を政府に送付することを求める請願書

○議長（平野広行君） 次に、日程第21、請願第1号インボイス制度の実施中止を求める意見書を政府に送付することを求める請願書を議題とします。

請願第1号は、お手元に配付してあります請願文書表のとおり、所管の委員会に付託します。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しましたので、本日の会議はこれにて散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時20分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 平 野 広 行

同 議員 鈴木 みどり

同 議員 早 川 公 二



令和5年6月8日  
午前10時00分開議  
於 議 場

1 出席議員は次のとおりである（14名）

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1 番 | 板 倉 克 典 | 2 番 | 那 須 英 二 |
| 3 番 | 小久保 照 枝 | 4 番 | 堀 岡 敏 喜 |
| 5 番 | 加 藤 明 由 | 6 番 | 佐 藤 仁 志 |
| 8 番 | 江 崎 貴 大 | 9 番 | 加 藤 克 之 |
| 10番 | 高 橋 八重典 | 11番 | 鈴 木 みどり |
| 12番 | 早 川 公 二 | 13番 | 平 野 広 行 |
| 14番 | 三 浦 義 光 | 15番 | 佐 藤 高 清 |

2 欠席議員は次のとおりである（1名）

16番 大 原 功

3 会議録署名議員

14番 三 浦 義 光                      15番 佐 藤 高 清

4 欠員（1名）7番

5 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（33名）

|                               |         |                                |         |
|-------------------------------|---------|--------------------------------|---------|
| 市 長                           | 安 藤 正 明 | 副 市 長                          | 村 瀬 美 樹 |
| 教 育 長                         | 高 山 典 彦 | 市民生活部長                         | 柴 田 寿 文 |
| 健康福祉部長兼<br>福祉事務所長             | 山 下 正 已 | 建 設 部 長                        | 立 石 隆 信 |
| 教 育 部 長                       | 渡 邊 一 弘 | 健康福祉部次長兼<br>保険年金課長             | 佐 藤 雅 人 |
| 会 計 管 理 者 兼<br>会 計 課 長        | 小笠原 己喜雄 | 教育部次長兼<br>歴史民俗資料館長兼<br>図 書 館 長 | 伊 藤 隆 彦 |
| 監 査 委 員 長                     | 大 木 弘 己 | 総 務 課 長                        | 横 江 兼 光 |
| 財 政 課 長                       | 村 田 健太郎 | 人事秘書課長                         | 山 森 隆 彦 |
| 企画政策課長                        | 佐 藤 文 彦 | 防 災 課 長                        | 太 田 高 士 |
| 税 務 課 長                       | 岩 田 繁 樹 | 収 納 課 長                        | 細 野 英 樹 |
| 市民課長兼<br>十四山支所長兼<br>鍋 田 支 所 長 | 服 部 朋 夫 | 環 境 課 長                        | 梅 田 英 明 |
| 市民協働課長                        | 藤 井 清 和 | 観 光 課 長                        | 浅 野 克 教 |
| 健康推進課長                        | 山 守 美代子 | 福 祉 課 長                        | 後 藤 浩 幸 |

|                                                  |       |        |        |
|--------------------------------------------------|-------|--------|--------|
| 介護高齢課長                                           | 安井 幹雄 | 児童課長   | 飯田 宏基  |
| 総合福祉<br>センター所長兼<br>十四山総合福祉<br>センター所長兼<br>いこいの里所長 | 中山 義之 | 産業振興課長 | 上田 忠次  |
| 土木課長                                             | 神野 忠昭 | 都市整備課長 | 三輪 秀樹  |
| 下水道課長                                            | 水谷 繁樹 | 学校教育課長 | 田畑 由美子 |
| 生涯学習課長兼<br>十四山スポーツ<br>センター館長                     | 伊藤 篤由 |        |        |

6 本会議に職務のため出席した者の職氏名

|        |       |       |   |       |
|--------|-------|-------|---|-------|
| 議会事務局長 | 佐野 智雄 | 書     | 記 | 田口 邦郎 |
| 書      | 記     | 川村 紀子 |   |       |

7 議事日程

|      |            |
|------|------------|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 一般質問       |

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

午前10時00分 開議

○議長（平野広行君） 皆さん、おはようございます。

会議に先立ちまして報告いたします。

西尾張CATVより、本日及び明日の撮影と放映を許可されたい旨の申出がありました。よって、弥富市議会傍聴規則第9条の規定により、これを許可することにいたしましたので、御了承をお願いいたします。

また、大原功議員から本日の会議を欠席する旨の届出がありましたので報告いたします。

質問、答弁される皆さんは、努めて簡潔明瞭にされるようお願いいたします。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（平野広行君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、三浦義光議員と佐藤高清議員を指名します。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

### 日程第2 一般質問

○議長（平野広行君） 日程第2、一般質問を行います。

順次発言を許します。

まず、板倉克典議員。

○1番（板倉克典君） おはようございます。1番 板倉克典。

通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

やとみ・エコオフィスプラン2030について、そして行政施設のCO<sub>2</sub>削減について質問いたします。

最初に、やとみ・エコオフィスプラン2030について。

昨年11月に国連気候変動枠組条約の27回目の締約国会議COP27がエジプトのシャルム・エル・シェイクで開催されました。

地球温暖化を防ぐ仕組み、大筋を、条約に加盟する約200の国が議論するこの会議の21回目の会議は、当時パリで開催され、そしてパリ協定が採択され、日本では地球温暖化対策推進法に基づく地球温暖化対策計画が始まりました。

弥富市でも、その法に基づき、やとみ・エコオフィスプラン2030が策定されました。

質問してまいります。

やとみ・エコオフィスプラン2030の中で、地球温暖化の緩和に向け、弥富市の施設、設備の運用改善策としてグリーン購入を掲げられていますが、何を目安としてそのグリーン購入

法に基づいた環境商品であると分かるのでしょうか。

○議長（平野広行君） 梅田環境課長。

○環境課長（梅田英明君） お答えします。

グリーン購入法とは、環境に配慮した商品調達を推進する法律で、持続可能な発展による循環社会の形成を目指し、供給面だけでなく、国等が自ら率先して環境物品等を優先的に購入することで、事業面からも環境物品等の市場を促進することを目的に制定されました。

エコマークがついている商品は、原則としてグリーン購入法に適合しております。エコマークは、様々な商品の中で、生産から廃棄にわたるライフサイクル全体を通して環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた商品につけられる環境ラベルです。

○議長（平野広行君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 具体的に市民に分かるような、どのようなものがあるのか知りたいのですが、庁舎内にはどのようなグリーン購入法に基づいた環境商品があるのでしょうか。

○議長（平野広行君） 梅田環境課長。

○環境課長（梅田英明君） 市役所本庁舎におきましては、大きなもので申しますと、庁舎建設時に事務机、会議机、椅子といった事務用備品のほか、カウンターや書棚などの什器類の購入に当たり、特記仕様書の中でグリーン購入法適合商品であることという要件を定めており、法に合致した商品を納品してもらっているところでございます。

○議長（平野広行君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 各部署は、グリーン購入法に基づいて調達した商品、製品を実績として把握しているのでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（平野広行君） 梅田環境課長。

○環境課長（梅田英明君） 本市では、コピー用紙をはじめ、58種類の消耗品について一括して単価契約を結んでおります。

全てがグリーン購入法に基づいているわけではなく、単価契約中41種類がグリーン購入法に該当しており、その他の消耗品については、環境に配慮して購入しております。

購入については、各部署単位で行っておりますので、購入実績は各部署にて把握しております。

○議長（平野広行君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 行政施設の中でも一番職員数が多いのが市庁舎ですが、環境商品調達の方針、考え方は職員に浸透していますか。

○議長（平野広行君） 梅田環境課長。

○環境課長（梅田英明君） やとみ・エコオフィスプラン2030において、2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で40%削減することを目標としていることについては、職員全員に

ごみの分別の徹底、廃棄物の減量、再生品の活用、エネルギー使用料の抑制、冷暖房の適正な温度管理など、職員一人一人が意識してできることを取り組むよう周知しております。

○議長（平野広行君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） エコオフィスプラン開始後に、政府がCOOL CHOICE、賢い選択という意味の脱炭素社会に向けた運動を進め、弥富市でもこのCOOL CHOICEの推進を宣言していますが、やとみ・エコオフィスプランとどのように関連させてこの運動を進めているのでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（平野広行君） 梅田環境課長。

○環境課長（梅田英明君） やとみ・エコオフィスプラン2030と環境省のCOOL CHOICEは、どちらも温室効果ガス削減という共通の目標に向かつての取組であります。

本市においても、COOL CHOICEを宣言し、事務事業の実施に伴う二酸化炭素などの温室効果ガスの排出を削減、抑制するとともに、地球温暖化に適合する取組を行うことによって、低炭素で災害に強いやとみエコオフィスを実現できるよう進めております。

○議長（平野広行君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 環境省は、COOL CHOICEを国民運動としています。たくさんの市民に伝えていってほしいと思います。

年に1回開催される弥富市エコオフィス推進委員会ですが、最近はいつ開かれ、どのような評価や報告がされましたか。答弁をお願いします。

○議長（平野広行君） 梅田環境課長。

○環境課長（梅田英明君） 毎年、各課より温室効果ガス排出状況の報告をしてもらい、環境課において、温室効果ガス排出量を集約し、計画進捗状況を取りまとめ、検証し、職員一人一人が地球温暖化対策としてできることから取組を始めており、節電意義やごみ減量等を常に意識を高く持って行動をしております。

○議長（平野広行君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） エコオフィスプランを進めていく中で、困難なこともあるのではないかと感じます。

今回議場で細かい質問をさせてもらっておりますが、職員の感想や意見を基にした市の捉えた報告や評価、推進委員会のまとめなど、市民が感じられるように、ホームページなどで定期的に伝えていただきたいと思います。

このエコオフィスプランは、家族や地域との連携によって取組を進めていくものであるとありますが、市内民間業者への啓蒙活動をしていることはありますか。答弁をお願いします。

○議長（平野広行君） 梅田環境課長。

○環境課長（梅田英明君） 市内民間業者だけでなく、市民全員に向けてホームページ等で温

室効果ガスの削減の意義を啓発しており、一人一人の環境への配慮の集合体が大きな力になると考えております。

○議長（平野広行君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 締約国会議が世界で開かれ、それに基づいて地球温暖化対策計画が始まり、弥富ではエコオフィスプランが始まりました。

たくさんの会社、企業が市内にあり、自治体として入り込みにくい企業もあるかもしれませんが、世界が決めて、国も決めたことで、弥富もプランを生み出しました。

国が達成を何とかしてくれるわけではなく、そのプランの達成は、弥富市がやらなければなりません。弥富市内の企業にも大きく働きかけていってほしいと要望しまして、次に参ります。

続きまして、行政施設のCO<sub>2</sub>削減に関して伺ってまいります。

弥富市の脱炭素CO<sub>2</sub>の削減の柱は、省エネと再エネの2つの柱であると思います。

庁舎内や関係施設の省エネ商材、省エネ機器への更新、そして再エネを増やす、この継続であると考えます。

先ほど市の答弁でも出ましたが、弥富市は温室効果ガス排出量を2030年度に2013年度比で40%削減することを目標として進めています。

基準年となる2013年は、エネルギー起源のCO<sub>2</sub>排出量が4,493トンでした。2030年に40%削減ということで、2,696トンにしなければなりません。1,797トンの削減をする必要があります。

公表されているデータでは、2020年は3,721トンでした。1年後の2021年は3,737トンで、CO<sub>2</sub>排出量が増えていますが、原因は何でしょうか。

○議長（平野広行君） 梅田環境課長。

○環境課長（梅田英明君） 2020年と2021年は、どちらもコロナ禍でありましたが、2020年は緊急事態宣言等による行動制限があり、公共施設の利用を休止するなど大きな使用制限がかかったことにより、CO<sub>2</sub>の排出が少なかったと考えます。

2021年は、前年度よりも公共施設を利用する機会が増加し、総合福祉センターや十四山総合福祉センターの利用が増えたため、CO<sub>2</sub>排出量も増えたものと考えます。

○議長（平野広行君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 二酸化炭素など、温室効果ガスの排出状況をデータ収集している公共施設で基準年度、2013年と最新の令和3年度のデータで比較して、CO<sub>2</sub>排出の削減量が低いのはどの施設でしょうか。答弁をお願いします。

○議長（平野広行君） 梅田環境課長。

○環境課長（梅田英明君） CO<sub>2</sub>削減率が低い施設は、ひので保育所、日の出児童クラブ、

さくら児童クラブとなっています。

○議長（平野広行君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 同じく、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出状況をデータ収集している公共施設で、基準年度、2013年と最新の令和3年度データで比較して、CO<sub>2</sub>排出の削減率が逆に高いのはどの施設でしょうか。

○議長（平野広行君） 梅田環境課長。

○環境課長（梅田英明君） CO<sub>2</sub>削減率が高い施設は、総合社会教育センター、TKEスポーツセンターとなっています。

○議長（平野広行君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 教育施設のCO<sub>2</sub>排出について、データでは、小学校でいうと日の出小、中学校でいうと弥富中学校が児童数、生徒数の割合以上に排出量が多いと読み取れます。新しい学校は省エネ技術が充実していると想像していましたが、多い理由は何か把握されていますか。

○議長（平野広行君） 田畑学校教育課長。

○学校教育課長（田畑由美子君） 小・中学校は、児童や生徒が学校にいる時間帯には、教室の照明を使用しています。

また、学校内での暑さ、寒さ対策を行うため、空調を使用しており、CO<sub>2</sub>が排出されています。

日の出小学校と弥富中学校は、学校規模が大きいので、消費電力は他校に比べて多くなっております。それらへの対応のため、教育委員会では長寿命化改良工事等の機会に照明のLED化を進めており、CO<sub>2</sub>の削減に努めております。

○議長（平野広行君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 2019年から始まったプランですが、中間年の2024年に基準年2013年との比較で20%、899トンの削減を目指しており、同時に中間評価を実施し、計画の進捗状況、地球温暖化及び社会情勢の変化などを踏まえ、計画の見直しを行うとあります。

基準年、2013年と比較して、順調にCO<sub>2</sub>削減が進み、中間目標は達成できそうだとデータから見て感じ取れますが、市の見解はどうでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（平野広行君） 梅田環境課長。

○環境課長（梅田英明君） 順調にCO<sub>2</sub>削減は進んでおりますが、インフラの老朽化、異常気象や社会情勢の変化など、様々な面で複雑に関連しています。

そのことから、今まで以上に、CO<sub>2</sub>削減について、職員一人一人が地球温暖化対策としてできることから取組を始めており、節電意義や、ごみ減量等に対し、常に意識を高く持って行動をしております。

庁舎全体ではクールビズ等を実施し、エアコンの温度設定を適正に設定しています。各施設においても、更新や修繕の際に照明をＬＥＤへ変更することで、全体としてのＣＯ<sub>2</sub>排出は抑制されております。

○議長（平野広行君） 板倉議員。

○１番（板倉克典君） ひので保育所、弥生保育所の２つの保育所が民間業者へ移管された後は、その保育所はデータ収集対象施設になるのでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（平野広行君） 梅田環境課長。

○環境課長（梅田英明君） 環境省では、温室効果ガス総排出量の算定範囲については、温室効果ガスの排出量を自ら管理できる範囲であり、エネルギー管理権限を有する範囲と説明しています。

このことから、本市の保育所が民間事業者へ移された場合は、データ収集対象施設にならないと考えております。

○議長（平野広行君） 板倉議員。

○１番（板倉克典君） 保育所は移管という形ですから、国・県、弥富市で運営費を負担することになります。施設の増築や改築なども、国の補助制度が使えるという施設です。

公私連携型の施設ですから、弥富市が掲げるＣＯ<sub>2</sub>削減やエコの考えも連携するべきだと考えますが、民間業者に移管された保育所もデータ収集対象として残す考えはありますか。答弁をお願いします。

○議長（平野広行君） 梅田環境課長。

○環境課長（梅田英明君） 本市の施設の中で、民間が事業を行っていれば、データ収集対象施設となるのですが、施設自体が民間の所有となる場合は対象外になると考えております。

○議長（平野広行君） 板倉議員。

○１番（板倉克典君） 移管されるまではＣＯ<sub>2</sub>削減に頑張ってきた施設ですので、どうか後々の法人職員や施設長には弥富市のエコの精神を伝えていただきたいと思います。

ＣＯ<sub>2</sub>削減目標の達成に向け、取組の一つに、直射日光を遮るグリーンカーテンが掲げられています。つる性植物をネットにはわせる緑のカーテン、グリーンカーテンの計画はどうなっていますでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（平野広行君） 梅田環境課長。

○環境課長（梅田英明君） 市役所本庁舎は、暑さや寒さを和らげる断熱窓ガラスを導入しているため、グリーンカーテンの計画はありませんが、各施設の日照環境によっては設置をしております。

○議長（平野広行君） 板倉議員。

○１番（板倉克典君） 建物の気温上昇を抑えるという働き以上に、グリーンカーテンを弥富

市がやることは、見た目が分かりやすいですから、市から市民への生活様式の提案になっていると感じます。

幼い子供にも分かりやすい理屈で、市民や企業への行動変化を促すメッセージにもなると思いますので、グリーンカーテンを継続してほしいと要望します。

省エネ・低炭素型機器への更新に要する経費を光熱費の削減分で賄うE S C O事業の検討は進んでいますでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（平野広行君） 梅田環境課長。

○環境課長（梅田英明君） E S C O事業につきましては、調査・研究をしてみたいです。

○議長（平野広行君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 省エネ効果が出るのかどうか分からず、導入に踏み切れない省エネの工事などに対しては、初期投資が不要で、財政的にもこの事業は優しくて効果的だと思います。省エネ効果が間違いなく見込める場合は、E S C O事業にしなければよいということになります。研究を続けていっていただきたいと思います。

再生可能エネルギーについてですが、エコオフィスプランで太陽光発電などを積極的に活用するとありますが、現在どこに導入が進み積極的に活用できていますか。答弁をお願いします。

○議長（平野広行君） 梅田環境課長。

○環境課長（梅田英明君） 市役所本庁舎をはじめ、白鳥保育所や日の出小学校などの新しい施設において太陽光発電施設を設置しております。

○議長（平野広行君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 再生可能エネルギーは、密度の濃い薄いはあるけれども日本中にあります。この特徴を生かして、弥富市全体の市民の合意、協力、力をよりどころにして活用を進めることが大きな普及につながると考えますので、増やしていただきたいと思います。

平成25年頃、住宅用太陽光発電施設を導入する市民に補助金を交付していたと記録にあり、現在は行っていないが、予算をなくす直前は当時どれぐらいの予算金額がありましたか。答弁をお願いします。

○議長（平野広行君） 梅田環境課長。

○環境課長（梅田英明君） 本市で行っていた住宅用太陽光発電の導入に対する補助金制度は、平成26年度が補助最終年度であり、当初予算は600万円でした。

○議長（平野広行君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 住宅用太陽光発電施設、これを導入する市民に対するこの補助金制度をなくした理由を答弁をお願いします。

○議長（平野広行君） 梅田環境課長。

○環境課長（梅田英明君） 本市とは別に、国でも住宅用太陽光発電施設導入支援対策費補助金制度がありましたが、太陽光発電生産コストが低下したことと、普及が進んだこと等により、平成25年度をもって終了しており、それを受けて本市の補助金制度を終了しております。

○議長（平野広行君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 中小企業にとっても脱炭素の取組は、光熱費、燃料費削減などのコスト面に大きく影響を与えます。中小企業に残るお金が増えれば、市にとってもありがたいことだと思います。

住宅用太陽光発電施設を導入する市民に対する補助金制度を再度始める考えはありますか。答弁をお願いします。

○議長（平野広行君） 梅田環境課長。

○環境課長（梅田英明君） 現時点では、補助制度の再開は考えておりませんが、国の動向を注視しつつ、適切な対応を取ってまいります。

○議長（平野広行君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 太陽光発電は、停電の際に非常用電源としても活用できるという強みがあります。スマホの充電もできますから、災害状況や避難情報など、様々なところから発信される情報も確認できます。容量によってはIHクッキングヒーターを稼働させることも可能だと思います。災害対策としても、住宅用太陽光発電は役立つ設備と言えます。

海抜ゼロメートル地帯で、防災への関心が高い弥富市ですので、国の動向を注視しつつ、独自で補助制度の検討もぜひお願いします。

さて、弥富市が市民や市内業者に世界的な問題である気候変動や温暖化を防ぐためのたくさんのやり方に対して、行政運営外部の審査を継続的に受けるという考えの下、伺います。

国際標準化機構ISOが定める環境マネジメントに対する国際的な認証ISO14001の認証を自治体として取得する考えはありますか。答弁をお願いします。

○議長（平野広行君） 梅田環境課長。

○環境課長（梅田英明君） ISO14001は、環境マネジメントに関する国際的な基準であり、組織として環境マネジメントシステムを構築する際に守らなければならない事項が盛り込まれており、PDCAサイクルを繰り返しながら、継続的に改善していくための遵守すべき事項が定められており、取得することによって第三者機関から認証されたことにより、社会的信頼を獲得することになります。認証取得に200万円から300万円必要であり、毎年審査料が50万円から80万円が、また3年ごとの更新手続があり、その費用も発生してきます。そして職員の事務負担も大きく、こういった理由から、最近では認証を返上する自治体が増えてきている状況です。

本市としましては、ISO14001の取得は目指さず、やとみ・エコオフィスプラン

2030により、地球温暖化防止に向け取組を推進してまいります。

○議長（平野広行君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 認証された時点で国際規格に適合している行政だと市民も職員も認識して、そこに真剣さも加わることになるのではないかと思います。認証ですので、費用対効果を簡単に測定できるものではありませんが、認証されたときにはかなり意識が高くなっていると思います。

コストに関しては、コンサルタント会社の介入の仕方で金額は大きく変わると思います。また、極端な話ですけれども、認証を受けて、PDCAサイクルが職員に浸透したらやめてしまうという選択もあります。一度認証を取ったという事実は市にとって大きな自信になると思います。

さて、民間業者にそのISO14001取得に係る費用について、助成する考えはありますか。答弁をお願いします。

○議長（平野広行君） 梅田環境課長。

○環境課長（梅田英明君） ISO認証の取得は、民間業者にとって自社の透明性、環境への配慮を示すことで、顧客に対し、プラスのイメージを持ってもらうことや、投資家へのアピールにもつながるもので、取得に係る費用は、業者が負担するものと考えています。そのため、ISO認証取得に係る費用の助成については考えておりません。

○議長（平野広行君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 脱炭素・CO<sub>2</sub>排出量削減は、光熱費削減ができ、弥富市行政の施設、市内の企業、市民の設備への投資は、単なる支出ではなく、光熱費削減への投資になると思います。

弥富市が管理する施設の計画は、地域の縮図と言えると思います。今後も弥富市行政が建てていく施設があります。これらに省エネの設備投資をし、エネルギーは再エネルギーに転換し、費用対効果の高い対策を行って、コスト面と対策面での地域のお手本にならないといけないと考えます。

最後に、CO<sub>2</sub>削減目標の達成に向けた市の決意を伺います。お願いします。

○議長（平野広行君） 村瀬副市長。

○副市長（村瀬美樹君） 日本は、2021年4月に、2030年度において2013年度と比べて温室効果ガス46%削減を目指すこと、さらに50%の高みに向けて挑戦し続けることを表明いたしました。この目標は決して簡単なものではなく、抜本的なハード対策や改善が必要であるとともに、一人一人ができる温暖化対策を継続して行っていくことがとても重要であると考えております。

本市といたしましては、公共施設再配置計画による学校などをはじめとする施設の再配置

を進めていくことや、新施設には太陽光発電施設などの再生可能エネルギーの活用に配慮してまいります。

また、家庭や職場での節電、徒歩や公共交通機関の利用、環境に配慮した製品を選ぶなど、今からすぐに始めることができることを市民と共に続けていくように、常に地球温暖化対策に取り組んでまいります。

○議長（平野広行君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 大きな話ですが、弥富市も世界の一部であり、弥富市の中で協力して対策を行うことで、世界的な気候変動の悪い影響や被害を小さく抑えることができます。

省エネ・再エネの対策は多様で、市民生活の向上、市の発展と両立できると思います。太陽光発電に改めて力を入れることで、弥富から流出している光熱費のお金の流れを弥富に戻すこともできます。産業の太陽光発電需要を増やして、さらには雇用も創出するようなまちづくりを要望しまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（平野広行君） 暫時休憩します。再開は午前10時45分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時32分 休憩

午前10時45分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（平野広行君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、江崎貴大議員。

○8番（江崎貴大君） 8番 江崎貴大です。

通告に従いまして、2題質問いたします。

今定例会からマスクを取り外して一般質問となりました。口回りがちょっと物寂しいですが、しっかりと質問をしていきたいと思いますので、答弁よろしくお願いします。

まず初めに、安藤市長の施政方針や将来ビジョンの中で、デジタル化、DX化の推進を表明されています。

さきの3月定例会での私の一般質問の答弁でも、IoTやAI、ビッグデータなどの最新技術をあらゆる社会や産業に取り入れて実現する未来社会の形であるSociety5.0の到来を見込んで、全ての人がデジタル社会の恩恵を受けられる体制を目指し、少子化による生産年齢人口の減少への対策として、持続的・安定的にサービスを提供するために、AIやロボティクス、デジタル技術の活用が必要と考える旨の答弁をされていました。

そこで以下、デジタル化の推進に関して質問をいたします。

初めに、改めて、デジタル化を推進する主な目的をお伺いいたします。

○議長（平野広行君） 横江総務課長。

○総務課長（横江兼光君） お答えします。

デジタル化を推進する主な目的については、行政サービスを安定的かつ持続可能な形で提供し続けるため、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術やA I等の活用により、行政運営の効率化を図り、行政サービスのさらなる向上につなげることであります。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 住民の利便性の向上、行政サービスの向上が目的とのことでした。

次に、弥富市が現在取り組んでいる主なデジタル化の取組をお伺いいたします。

○議長（平野広行君） 横江総務課長。

○総務課長（横江兼光君） デジタル化の主な取組といたしましては、紙で管理していた道路台帳のデジタル化、学校への出欠席の連絡や学校からのお知らせを連絡する学校情報配信システムや住民票の写し等のコンビニ交付サービスなどの事業がございます。

また、住民記録・税・社会保障など、20業務を国が策定する共通の標準仕様に準拠したシステムに統一をする情報システムの標準化、共通化への取組を令和7年度末までに整備を完了するよう進めております。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 各課、順次デジタル化に取り組んでおられるようですが、行政のデジタル化において、身近な部分であり、取り組んでいる自治体もあります各種申請書や施設利用許可申請、また決裁のデジタル化はどの程度進んでおられるのでしょうか。

○議長（平野広行君） 横江総務課長。

○総務課長（横江兼光君） 施設利用許可申請のデジタル化につきましては、令和4年度より施設予約システムの導入の研究を始めておりますが、指定管理制度の施設管理方法の見直しを含めて取り組んでいきます。

また、各種申請書や決裁等の行政文書のデジタル化につきましては、今後順次考えてまいりたいと思います。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 住民の利便性の向上や行政運営の効率化につながる部分かと思うので、順次進めていていただきたいと思います。

弥富市が導入しているデジタルサービスの中で、市民によく利用されているものは、どのようなものがあるのでしょうか。

○議長（平野広行君） 横江総務課長。

○総務課長（横江兼光君） 市民によく利用されているデジタルサービスは、ホームページ上で市に対する質問を24時間365日、いつでもチャット形式で質問可能であるA I総合サービ

スのＡＩチャットボットが利用されております。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○８番（江崎貴大君） このＡＩチャットボット、私もスマホの弥富市のＬＩＮＥからだ使いやすい、たまに使うのですが、最近だとヘルメットの着用が努力義務化になり、弥富市のヘルメット入費補助金について調べたくて、ＡＩチャットボットを使ってヘルメット購入費補助金について調べました。

そのところ、生ごみ処理機についてと福祉用具購入費についてしか出てこなくて、欲しい情報にありつけないということがありましたので、ぜひ今後もますます精度を上げていただきたく思います。

デジタルサービスは市民の利便性向上のためのツールでもあります。

市民がデジタルサービスを利用する際の利便性向上のために、今後導入予定の新しい機能やサービスがあればお伺いいたします。

○議長（平野広行君） 横江総務課長。

○総務課長（横江兼光君） 今後、導入予定のデジタルサービスの新しい機能やサービスは、保育所への出欠席の連絡などが可能となる保育所情報配信システムや、住民票の写し等をコンビニエンスストアにて取得できるコンビニ交付サービスなどがございます。

また、従来は台帳が必要であった行政手続が、マイナンバーカードを用いてオンライン申請できるシステムにつきましても、対象手続を順次増やしてまいります。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○８番（江崎貴大君） 以前にも、デジタル化の推進に関して一般質問を、私も含め、他の議員も含めてなされていますが、なかなかデジタル化が進んでいないなと実感しているところもあります。

弥富市がデジタル化において直面している主な課題は、どのようなことがあるのでしょうか、お伺いします。

○議長（平野広行君） 横江総務課長。

○総務課長（横江兼光君） デジタル化において直面している主な課題といたしましては、デジタル化の推進のためには、十分な能力やスキル、経験を有する人材の確保、育成が不可欠で、その人材育成、人材不足が課題となっております。

また、職員全体のデジタルリテラシーの底上げも必要であると認識しております。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○８番（江崎貴大君） 人材育成、人材不足が課題とのことでした。この点はまた後ほど伺います。

一方で、見えにくい分、セキュリティーに関しては不安を感じる方もおられると思います。

セキュリティ対策はどのように考慮されているのかお伺いします。

○議長（平野広行君） 横江総務課長。

○総務課長（横江兼光君） セキュリティ対策につきましては、市情報セキュリティポリシーに基づき、対策を行っております。

また、住民情報を扱う住民基本台帳においては、住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ会議を定期的に行い、情報共有や課題への検討を行っております。

主なセキュリティ対策としましては、情報漏えいが生じ得ないネットワークの分離や、不正アクセス、マルウェア対策、端末操作時の生体認証の導入、ウイルス無害化や端末の操作履歴確認を行っております。今後も国の動向を注視し、セキュリティ対策を継続してまいります。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） デジタル化を進めていくことは、多くの市民の利便性が高まるものだと思いますが、その一方で高齢者やデジタルリテラシーの低い人への配慮はどのようにされるのかお伺いいたします。

○議長（平野広行君） 横江総務課長。

○総務課長（横江兼光君） 高齢者やデジタルリテラシーの低い人への配慮につきましては、マイナンバーカード取得者を対象としたマイナポイントの申請支援を行っております。

申請には、スマートフォン等の利用が必要となることから、お持ちでない方や操作に不慣れな方に対し必要な支援となっております。

また、ふれあいサロンや生涯学習講座におきまして高齢者等のスマートフォン教室を実施するなどの支援も継続して行っております。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 全ての人がデジタル社会の恩恵を受けられるためには、必要な支援、視点だと思いますので、引き続きよろしくお願いいたします。

デジタル化を推進する際に、予算やリソースの配分についてどのような考え方をしているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（平野広行君） 横江総務課長。

○総務課長（横江兼光君） デジタル化を推進する際の予算やリソースの配分につきましては、住民の利便性向上や行政運営の効率化の観点から、費用対効果や、市役所全体のバランスを考慮した配分を行っております。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 官民協働の推進を通じた諸課題の解決や経済活性化、行政の高度化、効率化、また行政の透明性、信頼の向上のために、オープンデータの活用が進められていま

す。オープンデータの活用、情報公開について、どのような取組があるのでしょうか。または検討されているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（平野広行君） 横江総務課長。

○総務課長（横江兼光君） オープンデータの活用、情報公開についての取組につきましては、市ホームページにて、都市計画情報マップ及び認定道路情報マップの公開型GISデータを公開しております。インターネット上でデジタル化された地図を表示し、その上へ各種都市計画情報や道路情報を重ねて表示することが可能となっております。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 最近、ChatGPTなど、生成系AIに関するニュースが話題になっています。行政によっては活用するところもあれば、活用しないところもあったりと、様々な判断がなされているところであります。

生成系AIの活用に対して、弥富市の考え方をお伺いいたします。

○議長（平野広行君） 横江総務課長。

○総務課長（横江兼光君） 生成系AIの活用につきましては、先月開催されましたG7サミットでも議題とされ、国際的なルールづくりの議論を始めることで合意され、また国や県など、様々な議論がなされているところでございます。

本市といたしましては、生成系AIのメリット、デメリットなどの研究を行い、国や県、周辺自治体の動向を注視し、総合的に判断してまいります。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 判断がなされた際には、その方針をお聞かせいただきますようお願いいたします。

国では、デジタル社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進するため、2021年9月にデジタル庁が創出され、IT業務の一元化がなされました。他市では、デジタル推進課のような部署が存在し、デジタル化の推進をしています。本市では、デジタル化の推進やIT業務に関しては、どこの部署が先導しているのでしょうか。担当、責任者、決定権者は誰になるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（平野広行君） 横江総務課長。

○総務課長（横江兼光君） デジタル化の推進につきましては、担当部署は総務課で、情報管理グループが担当しており、責任者は総務部長、決定権者は市長となっております。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 弥富市は情報管理グループが担当とのことですが。

情報管理グループは、庁内のパソコン機器などの維持管理メンテナンスなどもされていて、政策的、企画的にDXを進めることに軸を置けない現状でもあると聞いています。

一方、他市では、デジタル化を推進するための部署があり、庁内のDXを進めておられます。

そこで、専門とする担当課の必要性はどのようにお考えでしょうか。また、今後の方針について伺いいたします。

○議長（平野広行君） 横江総務課長。

○総務課長（横江兼光君） 全庁的にデジタル化を推進していく上で、専門的に業務に当たる担当課をつくる必要性は感じております。

今後につきましては、専門的に業務に当たる担当課を新たにつくるのか、既存の体制を強化するのかなど、組織としてしっかりと取り組んでいく必要があると考えております。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） ぜひしっかりと取り組んでいけるようなリソースの配分をお願いいたします。

弥富市のデジタル化の取組において、民間との協働はあるのでしょうか。または検討されているのでしょうか、伺いいたします。

○議長（平野広行君） 横江総務課長。

○総務課長（横江兼光君） 民間企業との協働や連携は、より最適な公共サービスの提供を可能とする官民双方にメリットがある取組でございます。

現在のところ、本市では、デジタル化の取組におきまして、民間との協働や協働の検討につきまして行っている取組はございませんが、今後そのような機会がございましたら考えていきたいと思っております。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） デジタル化に対しては分からないことも多いのが現状だと思いますし、得意・不得意もあるのだらうと思います。

そこで、精通した外部人材の登用は考えないのでしょうか。総務省には地域情報化アドバイザー制度というものもあり、ICT利活用に関する助言等も行っております。デジタル化の推進に向けて、そのような制度の活用はなされないのでしょうか、伺いいたします。

○議長（平野広行君） 横江総務課長。

○総務課長（横江兼光君） 専門的知見を持つ外部人材の登用や総務省の地域情報化アドバイザー制度の活用は、全庁的なデジタル化の推進に大変有効なものであると認識しております。今後、デジタル化の推進を行う体制が整った段階で、考えてまいりたいと思っております。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 先日、議会改革協議会ICT準備部会で知立市議会へペーパーレス化とデジタル化を目的に視察に行きました。知立市議会への視察の中で、ペーパーレスにする

ことで、市役所では紙代、残業代などの労務費が削減され、また業務効率の向上により政策立案や調査・研究の時間が確保でき、質の高い仕事につながっているというお話を伺いました。

行政改革における市役所のペーパーレス化への考え方、今後の取組状況をお伺いいたします。

○議長（平野広行君） 横江総務課長。

○総務課長（横江兼光君） 市役所のペーパーレス化による効果は、経費削減だけでなく、文書の保管スペースの解消等にもつながるものと考えております。

具体的な取組といたしましては、印刷コピー時の両面化、集約化の徹底、コスト意識醸成のための印刷コストの掲示、グループウェアを用いた事務連絡等の庁内回覧のペーパーレス化、出退勤システムの導入によるタイムカード廃止などがございます。今後も行政運営の効率化を図るため、ペーパーレス化に取り組んでまいります。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 弥富市以外でも、タブレット議会と議会のペーパーレス化を進めている段階です。

ただ、議会にタブレットを導入しただけでは、本当のタブレット議会にはなりません。システムに合わせた資料の作成、資料の共有を市当局と一緒に進めていって、初めてお互いにとって効率のよいツールとなり得ます。議会のペーパーレス化と合わせていく考えをお聞かせください。

また、知立市ではコロナ対応臨時交付金を導入経費としたようですが、今後、導入の際にデジタル田園都市国家構想交付金の活用を考えはありますでしょうか、お伺いいたします。

○議長（平野広行君） 横江総務課長。

○総務課長（横江兼光君） タブレット等を導入済みの自治体の状況を参考として、議会が進めるタブレットやシステムの導入に対応しまして、資料等の情報共有ができるよう進めたいと考えております。

また、デジタル田園都市国家構想交付金の活用につきましては、愛知県に確認をしたところ、交付金の対象は市民等がデジタル化の利点を直接享受できるものとのことでしたので、今回の事例では交付金の活用は難しいものと考えております。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 交付金に関しては、知立市議会でも御助言をいただきましたのでお伺いしました。

ペーパーレス化は効果的だとの共有ができましたので、お互いに利便性のよくなる形で進めたいと思います。御協力よろしくお願いします。

最後に市長にお伺いします。

弥富市がデジタル化を推進する際の戦略やロードマップはありますでしょうか。また、将来的なビジョンをお聞かせください。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 今日、今ちょっと帰っちゃったんですが、弥富中学2年生のお子さん4名が議会に傍聴に来てくれたところでございます。そういった生徒さんに恥じないような理事者側、また議会でありたいとも思っているところでございます。どうぞ引き続き御協力をよろしくお願い申し上げます。

さて、ただいまデジタル化を推進する際の戦略やロードマップについて質問をいただいたところでございます。

自治体におきますデジタル化の推進は、急速に進展するデジタル技術を活用し、市民の利便性向上や行政の業務効率化を図るものであります。

デジタル化推進の戦略やロードマップにつきましては、国のデジタル社会のビジョンとして掲げられた「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」を念頭に、国の基準に準拠し、推進を行ってまいります。

市民の利便性向上につながるデジタルサービスといたしましては、市役所に出向くことなく、自宅等から手続きができる行政手続のオンライン化では、子育て分野の児童手当の受給や、保育所の入退所に関する手続等の対象手続を順次進めてまいります。

さらに、全国のコンビニエンスストアにおいて、住民票の写しや印鑑登録証明書を取得することができるコンビニ交付サービスの導入を進めてまいります。

今後は、AIを使った技術の活用にも取り組み、市民の利便性向上や業務の効率化を進めるため、施設の予約システム、書かない窓口や行政文書の電子化などについて、一つ一つ取り組んでまいります。

デジタル化の推進につきましては、このような施策を着実に進めていき、私の所信表明にある、全ての人がデジタル社会の恩恵を受けられるよう、市役所職員や地域が寄り添い、人と人が支え合う弥富市をつくってまいります。以上でございます。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 4年間、さらにはその先も見据えたロードマップを描いて、またそれを実践できるような体制を整えていただき、デジタル化の推進に取り組んでいただきたいと思います。

続いて2題目、生涯学習の体系的な取組をと題して質問をいたします。

弥富市総合計画の中で、基本目標3. 心豊かで文化を育む人づくりのまちとして、生涯学習の充実が1つの項目として上がっており、各世代の学習ニーズを把握し、生涯にわたって

学び続け、充実した人生を送ることができるような生涯学習環境を整えますとなっています。

まず市長に、弥富市の生涯学習に対する考え方をお伺いします。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 生涯学習は、人々が生涯に行うあらゆる学習を指し、家庭教育、学校教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、ボランティア活動など、様々な場や機会において行う学習であります。市民の皆様が生涯を通して自分に合った学びができるよう、また生涯にわたって学び続け、充実した人生を送ることができるよう、学習の場の提供や学習した成果について発表や披露する機会を提供するよう、生涯学習環境の充実を図ってまいります。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 生涯に行うあらゆる学習で充実した人生が送れるよう、生涯学習環境の充実を図っていくとのことでした。

ここで少し話は飛びますが、学校教育においては、部活動の地域移行が話題になっています。運動部に関しては、何度か議論されておりますが、部活動の地域移行について、文化部の進め方の考えをお伺いいたします。

○議長（平野広行君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 部活動の地域移行につきましては、本年4月に市内の中学生の全生徒に向けリーフレットを配付し、地域移行についての概要を周知しております。

文化部の地域移行につきましては、子供たちの活動の継続を確保するため、市内の文化芸術団体等と協議を進めております。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 生涯学習に対して大きく御尽力いただいている団体が弥富市文化協会です。文化協会の方からお話をいただいたので、文化協会の現状に関して、ここから少しお伺いしていきます。

文化協会の加入状況の推移をお伺いいたします。

○議長（平野広行君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 文化協会の加入の推移につきましては、加入団体数、会員数について令和元年度から令和4年度までの推移でお答えをいたします。

令和元年度は団体数40団体、会員数611人、令和2年度は団体数36団体、会員数537人、令和3年度は団体数35団体、会員数497人、令和4年度は団体数33団体、会員数461人でございます。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 減少傾向であることがうかがえました。

文化協会加盟団体のうち、子供を対象とする団体の数、割合をお聞かせください。

○議長（平野広行君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 子供を対象とする団体数、割合につきましては、令和4年度末現在、文化協会加盟団体数33団体、子供を対象とする団体数2団体、割合につきましては、約6.1%でございます。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 2団体、約6.1%とのことでした。

今、お聞かせいただいた状況などを通して、加盟団体の状況をどのように捉えているのかお聞かせください。

○議長（平野広行君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 現在、文化協会加盟団体は、継続して愛好される会員の皆様に支えられております。

その一方で、若い世代の入会が少ない状況であります。今後、この状況を変えるため、生涯学習の主役となる市民の皆様に対し、積極的な啓発活動に努め、文化協会が市民の生きがいづくりの場、交流の場、学びの場となるよう支援してまいります。

あわせて、これまで先人から受け継がれてきたものを大切に引き継ぎ、次の担い手の育成を視野に、若い息吹と共存できるよう努めてまいります。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 文化協会に加入していない団体も幾つかあると聞いています。施設利用団体の中で、文化協会に加入していない団体が加入しない要因を分析しているのでしょうか。また、その要因としてはどのようなものが上げられるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（平野広行君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 文化協会に加入せず、施設の利用団体として文化活動をされている団体が文化協会への加入をしない理由については把握をしておりますが、一部の利用者からは個々で自由に活動したいとの声を伺っております。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 子供を対象とする団体などからは、文化協会に加盟する意義を感じないと伺います。ぜひその辺りは、よりよい形になるように模索していただけたらと思います。

教室に通うために、自分の興味がある分野について弥富市でどのような教室や講座がやっているのか、今ではウェブで調べることが多いと思います。他市を見てみますと、市のホームページから文化協会のホームページにリンクができ、どのような活動をしているのか見ることができ、すぐに団体にアクセスできます。そのようなものを調べられる環境は整っているのでしょうか。また、団体紹介をするなどの活用方法はできないのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（平野広行君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 市ホームページに生涯学習やとみを掲載しており、その中で団体名と連絡先についての紹介をしております。今後は、団体紹介として、団体名、連絡先に加え、活動内容を掲載することを文化協会と調整し、周知に努めてまいります。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○８番（江崎貴大君） 周知に関しては、弥富市文化協会でも毎年広報紙を作成して、市民の皆様へ広報、周知をしてくださっております。より幅広く周知するために、文化協会の冊子のみならず、広報「やとみ」などで周知をしたりはできないのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（平野広行君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 現在、文化協会の活動等を紹介するやとみ文協を年に２回全戸配付しております。

広報「やとみ」への掲載につきましては、紙面確保について広報担当と調整し、掲載内容等については文化協会と協議をして対応してまいります。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○８番（江崎貴大君） 広報も幅広くしていただく一つの機会となると思いますので、ぜひ文化協会の方と相談して進めていただきたく思います。

演奏会や発表会の機会に、より多くの市民に活動内容を知ってもらう工夫はなされているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（平野広行君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 文化協会主催の洋邦楽舞発表会を春と秋の年に２回開催していますが、その開催に当たっては、春は市民文化展、特別企画講習会、秋は市民文化展、特別企画講習会、市民茶会、市民俳句大会表彰式など、複数のイベントを同時に開催して集客を図っております。

開催の告知についても、市ホームページや社会教育施設での掲示に加え、市の他の施設などにも積極的に掲示協力をお願いしてまいります。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○８番（江崎貴大君） 例えば、学校の授業などで制作した作品を一緒に展示したり、複数のイベントを同時開催と今御答弁いただきましたが、別フロア、別室で行っており、お互いに何をしているのか分からないとも聞いております。その辺りを多くの市民に知っていただくような工夫をもっとしていただけたらいいのではないかと思います。

生涯学習に関して、地域のニーズや要望を反映させる仕組みはあるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（平野広行君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 市民の皆様の人生を豊かにすることで、心の豊かさや生きがいづくりができる生涯学習は、今後さらに推進させていく必要があると考えており、本市の生涯学習の満足度が高いものとなるよう、ニーズを把握し、充実させていけるよう努めてまいります。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○８番（江崎貴大君） 多くの市が市総合計画の基本目標達成に向け、生涯学習や文化・芸術の推進に当たっての基本的方向を示し、他の関連計画と整合性を図りながら、生涯学習推進の取組を実施していくために、生涯学習推進計画のような計画を立てて体系的に取り組んでいます。愛知県内の生涯学習に資する計画の策定状況をお伺いいたします。

○議長（平野広行君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 愛知県のホームページより、令和４年度の確認をしたところ、県内54市町のうち49市町村が策定済みであり、５市町村が未策定でございます。

海部管内では７市町村のうち３市町村策定済みであり、４市町村が未策定となっております。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○８番（江崎貴大君） 県内54市町村のうち未策定が５市町村、そのうち海部管内では弥富市を含む４市町村が未策定とのことでした。

生涯学習推進計画を策定することで、アンケート等による地域ニーズの把握や、各種団体や学識経験者からの意見が聞け、今後の弥富市の生涯学習に対しての大きな前進が見えてくると思います。総合計画の中での目標でもあります。弥富市において、生涯学習推進計画を策定する考えをお聞かせください。

○議長（平野広行君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 生涯学習事業を計画的、また体系的に進めていくために、その指針となる生涯学習推進計画策定に向け進めてまいります。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○８番（江崎貴大君） 他市では、当たり前のように生涯学習推進計画を策定し、体系的な生涯学習の推進に取り組んでいます。弥富市の生涯学習も、新たなフェーズに向かう第一歩として計画を策定し、その中で市民がより活躍、活動できる場をつくっていく。その中で人と人が支え合う、人が主役の弥富市をつくっていただけますようお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（平野広行君） 暫時休憩します。再開は午前11時30分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時20分 休憩

午前11時30分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（平野広行君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、三浦義光議員。

○14番（三浦義光君） 14番 三浦義光です。

通告に従いまして、今回大きく2つの項目について質問をしていきます。

まずは、これからの新しい農業の形態を順次聞いていきます。

これまで、幾度となく質問はしてまいりましたが、農業全体の活性化には、新規参入の増大、耕作放棄地の解消など、新たな取組をしていかなければなりません。

I o TやA I、ロボット技術などの先端技術を取り入れたスマート農業の導入、担い手不足に対応して、作業効率化やコストダウン策としての農地の集約や経営体への大規模への進化。小さな農地が点在している地域では、集落単位での共同作業や経営の分担する集落営農の検討、また小規模でも作物に付加価値をつけてブランド化して、単価の向上を目指す方法などがあります。

そして今回、農産物だけあふれていて、差別化が図れない中において、6次産業化することでブランド化し、売上げを上昇していく方法について質問をしていきたいと思います。

あわせて、今後の世界的な価格競争へ対応していける意欲ある新規参入する若手農家の創出についても聞いていきたいと思っております。

それではまず、農業を1次産業だけではなく、加工などの2次産業、さらにサービス・販売などの3次産業まで含め、1掛ける2掛ける3イコール6としての1次から3次までの一体化した産業として、可能性について質問をしていきます。

食料・農業・農村基本計画を抜粋してみますと、食料の安定供給の確保について、これまでの6次産業化の取組をより発展させ、積極的な連携によって付加価値がつく、高いビジネスの創出が重要であります。加えて、新しい市場を獲得するために、食品関連事業者や先端技術を擁するベンチャー企業が、農業者、J Aなどと協働で行い、施設整備等を推進し、付加価値をつけて農業の所得向上を図ることが目的で計画をされております。

弥富市では、令和5年2月8日に改正された農山漁村発イノベーション推進戦略がホームページ上で公開されております。この計画は、令和5年2月から令和10年1月までの5か年とされ、現状と課題がそれぞれ記載をされており、本市の成果目標も現状は取組件数1件、本年度の目標は3件となっております。

この本年度3件という目標は実現可能な数字なんでしょうか、聞いていきたいと思います。

○議長（平野広行君） 立石建設部長。

○建設部長（立石隆信君） 今回、公表しております弥富市農山漁村発イノベーション推進戦略に関する取組目標数値の3件につきましては、以前より公表しております第2次弥富市総合計画の中でも取組件数の目標数値として掲げております。

農業者等が主体となり、農産物等の生産及びその加工、または販売を一体的に行う事業活動の計画である総合化事業計画の本市における認定の現状といたしましては、今回の認定を含め2件となっておりますが、第2次弥富市総合計画の2028年度目標に掲げております数値の5件を目指す過程といたしまして、2023年度を3件と設定しており、実現可能に向けまして、関係団体と情報の共有を行った後に、まずは地域資源を活用した6次産業化に興味がある事業者と情報を連携して、総合化事業計画の認定などの推進を図ってまいりたいと思います。

○議長（平野広行君） 三浦議員。

○14番（三浦義光君） 交付率が定額の10分の3が2分の1となる、そのための農山漁村発イノベーション推進戦略の取組であるということでありますので、事業者により興味を持っていたくような発信をしていただきたいと思います。

それでは、本年度予算計上されています農山漁村振興交付金について聞いていこうと思います。

3月議会の予算決算委員会にて、6次産業の発展に資する農産加工販売施設等の設備投資を支援する農山漁村発イノベーション等事業、産業支援型が国費100%で農山漁村振興交付金として計上されております。この項目に対し、対象者、市民への周知方法を質問していったわけですが、答弁として、この事業はソフト面での支援、ハード面での支援などがあり、本年度予算についてはハード面での支援、産業支援型となっています。

この補助事業の対象になるには、まず地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律に基づき、国の総合化事業計画の認定が必要となります。

こういった手順で一つの農業経営体が令和5年2月28日付で認定され、ホームページ上では3月14日に東海農政局より認定証が手渡された交付式が行われたと掲載されておりました。

この申請には、必要な添付書類は幾つぐらいになるのでしょうか、お聞きします。

○議長（平野広行君） 立石建設部長。

○建設部長（立石隆信君） 補助申請事業者が、総合化事業計画の認定後に農山漁村振興交付金の農山漁村発イノベーション整備事業、産業支援型の補助を受けることに際しまして、申請事業者が事業実施計画の作成を行います。これに伴い、県を通じて国へ提出する際に必要とする添付書類といたしましては、事業者の定款、直近3か年分の決算報告書、総合化事業計画の写し、整備する施設に係る見積書などをはじめとして、市町村戦略、人・農地プラン

の内容を確認できる資料、中小企業診断士等による経営診断なども必要とされております。

○議長（平野広行君） 三浦議員。

○14番（三浦義光君） 多くの添付書類が必要ということでございますが、前年の愛知県の事業要望調査から始まり、国へこの調査が上がり、配分予定額の提示がなされ、交付申請決定されるまでに1年を要します。事業実施完了報告がその年度末までに、そして補助金交付に至るわけですから、おおよそ2年ぐらいいは手続に時間がかかるということですから、本当に大変です。それぐらいいの補助金額ですから、当たり前といえども当たり前だと思います。

次に、認定候補条件としてハード面で認定されるのは、海部管内では初めてだということでありましたが、やはり農業経営体でなければならず、個人農家では難しいのでしょうか、聞いていきます。

○議長（平野広行君） 立石建設部長。

○建設部長（立石隆信君） 農山漁村発イノベーション整備事業につきましては、農林漁業者の組織する団体、NPO法人、地域協議会、計画主体が指定したもの、中小企業者を対象とするとあり、地域資源を活用しつつ、所得の向上や雇用の増大を目標としないことから、個人農家では非常に難しい事業になると考えられます。

しかしながら、加工・販売を一体的に展開していくことで、マーケットが大きく広がることに加え、既存の事業の発展につながる点や、生産物のブランドイメージの創出が可能となり、さらには地場産品を活用した商品開発を行い、生産から流通までの仕組みをつくり上げることで、雇用が生まれ、所得の向上などの促進にもつながることで、本市の成長産業として展開していくことが見込まれると思います。

本市といたしましては、サポートセンターなどの関係機関と共に地域資源を活用した6次産業化に興味がある事業者の発展に向け、連携してまいります。

○議長（平野広行君） 三浦議員。

○14番（三浦義光君） 確かに、個人農家ではかなり認定を取るのには難しそうです。

愛知県下を見ても、ハード事業で認可を受けているのは、やはりこれまでも法人ということで資料には記されているところであります。地場産品を主体にブランドイメージをつくり出す弥富市の主力産業になることを望んでおります。

次に、弥富市農山漁村イノベーション推進戦略に記載されています成果目標においては、6次産業化の実現に向けた取組を推進することで、総合化事業計画の認定申請を行う事業者の取組件数の向上を見込み、併せて新規雇用者数の増加を見込むと記載されております。

この2028年の取組件数5件、新規雇用者数15人は、現時点において実現可能な数字なのか、お聞きしていきたいと思います。

○議長（平野広行君） 立石建設部長。

○建設部長（立石隆信君） 2028年度の取組件数につきましては、ソフト面、ハード面を含めて5件としております。

また、先ほど御答弁いたしました第2次弥富市総合計画の内容も含め、今回の農山漁村発イノベーション等整備事業につきましては、雇用の増大を図ることになっており、雇用の目標として、常時雇用者3名以上を達成しなければなりません。

それに伴い、5件の目標から15名以上の新規雇用者の目標を計上しております。

○議長（平野広行君） 三浦議員。

○14番（三浦義光君） あくまでも目標数値ではありますが、ここまで私が質問してきたところの答弁内容を鑑みますと、やはり認定にはかなりハードルが高い事業であるという感想を持ちました。各種関係団体とのさらなる前向きな協議をお願いをしていきます。

続きまして、この項目で、新しい農業形態のもう一点、新規就農支援について幾つか質問をしていきます。

農林水産省の新規就農者育成総合対策実施要綱では、持続可能な力強い農業を実現するには、次世代を担う農業者の育成、確保に向けた取組を総合的に講じていく必要があると言っております。親元就農も対象として含んだ上で、経営発展のための機械施設等の導入を支援するとともに、伴走機関等による研修向け農場の整備、新規就農者への技術サポート、就農に関わる情報の発信等の取組を支援するとなっております。

また、就農に向けた研修資金、経営開始資金、雇用就農の促進のための資金の交付、農業大学校、農業高校における農業教育の高度化及びリカレント教育の充実等の取組を支援することにより、人材の一層の呼び込みと定着を図ることが趣旨とされております。

それでは、1つ目の質問でございます。

令和5年4月1日に施行され、農地法が改正されました。この中で、第3条第2項第5号に規定する面積要件が廃止されました。以前にもこれに関する質問はいたしましたが、面積要件が廃止になれば、農地を持たない方が新規就農するのには間口が広がったのではありませんでしょうか。市の担当課にこのような問合せは来ておりませんか、お聞きをいたします。

○議長（平野広行君） 立石建設部長。

○建設部長（立石隆信君） 令和5年4月1日から下限面積要件の廃止が始まりましたが、現在までに農地取得の相談といたしまして、個人が1件、法人が1件の御相談を受けております。しかしながら、今のところ新規就農を行うまでには至っておりません。

○議長（平野広行君） 三浦議員。

○14番（三浦義光君） 問合せがあるということはあるんですね。今後、緩和による問合せが担当窓口に少しでも訪れていただくことを願っております。

次に、国の就農者育成総合対策ですが、この事業のうち、流れとして経営発展への支援、

資金面の支援に関しては、最終的に市町村が新規就農者へ県支援分プラス国支援分を渡すとなっています。

まず経営発展への支援というのが、就農後の経営発展のため、49歳以下の新規参入者、親の経営に従事してから5年以内に継承した親元就農者を対象に、国が補助上限2分の1で、県支援分の2倍の補助率があるということです。

また、資金面の支援として、経営開始資金が同じく49歳以下で、月12万5,000円で最長3年間、就農準備金資金が研修期間中の支援として、月12万5,000円で最長2年間とあります。

しかし、ここで気になるのが、新規就農される前の方の前年の世帯所得が600万円未満というところが、支援を受けるには少しハードルが高いのかなと思われます。この支援に関しては、まず本市の担当窓口に来るということだと思うんですが、問合せは過去にあったのでしょうか。

○議長（平野広行君） 立石建設部長。

○建設部長（立石隆信君） 現在の経営開始資金・経営開始型とは、当時の事業名が異なりますが、平成26年度に承認を受けた新規就農者1名が青年就農給付金・経営開始型として平成26年12月から4年6か月の間給付金を受けた経緯がございます。

○議長（平野広行君） 三浦議員。

○14番（三浦義光君） この平成26年度以降給付実績がないということで、これでも質問を広げることにはできませんが、脱サラして個人で何かしらの商売、仕事を始めようと思う方、少なくはないのだと思います。その中で、農業を志したいと思う方もいるのではないのでしょうか。

農地取得も緩和され、国には先ほどから紹介した様々な支援制度があります。施設園芸では、やはり初期投資がネックになってくるのでしょうか。高齢化により離農された方の空き施設がレンタル等であればよいのですが、これはタイミングということになってくるので、なかなか難しいのかなと思っておる次第であります。JA、県の普及課等と連携してよいマッチングを行っていただくことを要望して、次の質問に入ります。

海部管内全体を見ますと、JAあいち海部、新規就農支援事業実施協議会では、令和4年度において、イチゴ、ミニトマト、ネギでそれぞれ1名ずつが各協議会に受け入れられております。しかし、残念ながら、いずれも愛西市の部会を母体に持つ協議会であり、令和5年度の予定協議会でレンコン、トマトがあり、やっとここで弥富市の受入れトマト農家がいる部会の協議会が上がってきております。

トマト部会産地協議会では、受入れ事業実施の必要性を感じているが、まだまだ意向にばらつきがあり、検討会を定期的開催し、慎重に判断とまでにしか至っておりません。これには、受入れ側がボランティアであり、補助金もない状況であることも前に進まない状況の

一端となっていることがうかがえます。弥富市としての情報発信、そして受入れ側農家への支援をお願いをいたします。

市長、6次産業化と併せて新規就農について、総括として考えを聞きます。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 本市では、新規就農につきましては、産業振興課窓口及び電話にて相談や情報提供を行っております。

また、本市の情報発信といたしまして、県やあいち海部農業協同組合が取り組む支援や相談窓口、農業研修、農業塾、営農教室など、新規就農につながる情報を市ホームページにて掲載しております。

現在、農家数の減少や農業者の高齢化などが進む中で、本市の農業を担う新たな人財の確保、育成は大変重要な課題の一つと考えており、市内で新規に就農し、農業経営を行おうとする方々や、受入れ農家側のために役立つ方法などを模索してまいります。

また、先ほど部長が申し上げましたように、本市の地域資源を生かした6次産業化を推進する農家を増やし、付加価値を生み出すなど、農家の可能性を広げることができるよう取り組んでまいります。

また、本市の農産物といいますと、やはりお米、トマト、ナス、ミツバ、カキ、鉢物、そして観葉等があるわけでございますが、2番目としましてやはりトマトがあるわけでして、トマト農家を代表する議員が三浦議員であると思っております。ぜひ6次産業化に向けて部会のほうでも御協議いただきまして、ぜひ商品化していただければと思う次第であります。それに対しまして、市も全面的に応援をしてみたいと思っております。

また、新規就農者・就農支援事業につきましては、これも大変難しいわけでございますが、米農家におきましては比較的若い方が今オペレーターとして活躍をいただいております。トマト農家におきましても、ぜひぜひ新規就農ということでお力添えをいただければと思う次第でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（平野広行君） 三浦議員。

○14番（三浦義光君） 6次産業化というということで、トマト農家1軒が個人農家として、なかなか先ほど来、答弁の内容なんかでも難しいわけでございます。トマト部会として何かしら先へ進めるものがあればとは思っておりますが、また協議していきたいと思います。

これからの農業が生き残っていく方策を考えますと、この6次産業化、そして小さくとも経営として成り立たせる新規就農者の輩出が鍵になってくるのではないかと思います。弥富市の担当窓口において十分な相談、対応をお願いしていきます。

○議長（平野広行君） 三浦議員の質問の途中ですけれども、ここで暫時休憩します。再開は午後1時ちょうどとします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時54分 休憩

午後 1 時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（平野広行君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

引き続き三浦議員、お願いします。

○14番（三浦義光君） それでは、引き続き2項目め、今後の小・中学校について聞いていきたいと思います。

弥富市小中学校未来構想に基づき、令和7年4月から十四山中学校が弥富中学校に編入が発表されております。続いて、本年3月には教育委員会から小学校再整備方針案が提示され、小規模4小学校で再編する意向が発表されております。今後、保護者、地域説明会を経て、パブリックコメントを求め、10月から11月に決定、周知しようということでございますが、もちろん当該地域の子供たちと保護者の方々に希望が持てるような進め方を要望しておきます。

今回は再編問題ではなく、今後残っていく小・中学校の長寿命化改良工事について幾つか質問をしていきたいと思います。

それではまず、学校施設の老朽化を効率的に進めるため、コストを抑えながら建て替えと同等の環境を確保する長寿命化改良工事は費用の縮減、そして工期の短縮として大いにメリットがあるものでございます。

改めて、ここまで行った改良工事の小・中学校はどこになるでしょう、お聞きいたします。

○議長（平野広行君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 既に完了しました長寿命化改良工事につきましては、令和元年度に桜小学校、令和4年度に弥生小学校を行いました。また、令和5年度と6年度の2か年で弥富北中学校の工事を行ってまいります。

○議長（平野広行君） 三浦議員。

○14番（三浦義光君） 確認ということでございます。現在、令和5年度、弥富北中学校で行われるということでございます。

それでは、令和5年度予算計上分、弥富北中学校の長寿命化改良工事について聞いていきたいと思います。

まず、予算概要説明書では、中学校修繕等工事請負費として、弥中、北中、十中を含わせて約5億1,800万円余りが計上されておりましたが、弥富市がホームページ上に上げております、やとみのよさん「令和5年度弥富市当初予算のあらまし」では、北中には5億2,000万円を超えた額が表示してありますが、この違いの説明をお願いいたします。

○議長（平野広行君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 令和５年度予算概要説明書での中学校修繕等工事請負費には、弥富北中学校長寿命化改良工事費５億１,３００万円のほか、３中学校のその他の工事費が計上されております。また、ホームページ上のやとみのよさん「令和５年度弥富市当初予算のあらまし」での５億２,０３８万７,０００円は、弥富北中学校の工事費５億１,３００万円のほか、監理委託費７３８万７,０００円を併せて弥富北中学校長寿命化改良事業として計上したものでございます。

○議長（平野広行君） 三浦議員。

○１４番（三浦義光君） ホームページ上での予算のあらましでは監理委託費が加算されているということで、これに関しては承知をいたしました。

次に、３月議会の予算委員会にて工事内容が答弁されておりましたが、外壁・屋根のクラック補修、防水塗装などの外装工事、電気・ガス等のライフライン更新、電灯のＬＥＤ化、トイレの洋式化など、内装建具の補修・交換となっておりますが、この予算金額は多い順番に書いてあったのでしょうか。

○議長（平野広行君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 令和５年３月議会定例会での答弁において、長寿命化改良工事としての主な工事をお答えしました。予算金額につきましては、外壁のクラック補修や塗装に２億７,０００万円、屋根の防水に１億１,０００万円、内装建具の補修や交換で２億６,０００万円を計上しており、金額が高い順番で申し上げたのではなく、外装関係、内装関係で分けながらお答えさせていただきました。

○議長（平野広行君） 三浦議員。

○１４番（三浦義光君） 予算の委員会で分かりやすい工事金額の内訳を聞いておけばよかったんですが、今後行われるであろうその他の学校の工事に関する予算計上時には、もう少し詳しく聞いていければと思っております。

それでは、国からの補助額は、そして本市の負担額はおよそどれぐらいになりますか。

○議長（平野広行君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 長寿命化改良工事についての国からの補助につきましては、国が定める基準額を限度に、工事費と設計監理委託料、調査費の合計額の３分の１の金額と、その１％の事務費を加えた額が補助額となります。その残りの額が市の負担額となります。

○議長（平野広行君） 三浦議員。

○１４番（三浦義光君） その昔、文部科学省の資料で、およそ３分の１が国からの補助というようなことが記されていたという記憶がございます。現在でも同様の割合ということでございますね。

次に、ここからは今後の予定について聞いていきたいと思います。

以前、他の議員からの白鳥小学校長寿命化改良工事は令和6年度設計、7年度工事の実施と当時の教育部長の答弁がございましたが、現時点での変更はありませんか。

○議長（平野広行君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 現時点では変更は考えておりませんが、令和6年度当初予算に関わることでございますので、来年度の予算編成の中で協議をしてみたいと思います。

○議長（平野広行君） 三浦議員。

○14番（三浦義光君） ここからが今回一番聞きたい質問に入っていくわけでございますが、白鳥小学校に関わる保護者の皆様が、いつまで待ってくださいますかと言えないのか、これは大変重要なことになってきます。順次、長寿命化改良工事の中で、今回のトイレのリニューアルについて質問をしていきたいと思っております。

まず、この長寿命化改良工事の中にあって、自治体が改修の最優先課題として上げられるのがトイレ改修ではないでしょうか。子供たちが一日に何度も使う場所で健康面にとって重要になり、明るいトイレで雰囲気よくなる、生活マナーが向上するなど、教育効果にも大きいのではないのでしょうか。

また、和式トイレは床に近く、便器の周りに大腸菌が拡散しやすく、衛生的にも問題があります。もし、ロタウイルスの子供が一人いれば、そこから感染爆発してしまうリスクもあります。子供たちの健康を守る上でも改修を急ぐ必要があると思います。

現在、市内小・中学校の洋式トイレ率はどれぐらいになるのでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（平野広行君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 本市の小・中学校の校舎及び体育館のトイレの洋式化率につきましては、66.2%でございます。

○議長（平野広行君） 三浦議員。

○14番（三浦義光君） 以前、どなたかの質問だったと思いますけれども、50%を目指していくという答弁が記憶に残っておったわけでございますが、現在はそれを超える洋式化率であることは、それから新設校もありましたし、長寿命化改良工事の進捗ということもあったということで、それらのたまものではあるかと思っております。

それでは、長寿命化によるトイレ改修の予算割合について聞いていきます。

学校のトイレを洋式に改修することにより、効果の一つとしてトイレを我慢する子が減って学習に集中できるなどが上げられますが、以前、文部科学省の小学校におけるアンケートでは、トイレに行くのを我慢していた児童は過半数を超えて、その理由は、汚い、臭い、和式トイレが嫌など、大多数が環境によるものだと推測されます。つまり、和式トイレを使い慣れていない子供たちにとっては、その存在自体が苦痛になっていて、生理現象を我慢し、

便秘などの健康障がいを引き起こすことになります。明るいつイレに生まれ変われば使いやすくなり、生活マナーも向上し、教育に対して効果は大きく、さきに述べたアンケートでも改修後は児童がトイレを我慢しなくなったという答えが増えて、使いやすくなった、明るくなった、臭いがしなくなったなどの理由が挙げられております。

白鳥小学校の長寿命化改良工事には、ぜひとも多くの予算を組み込んでいただけませんか。その件に関してお聞きをいたします。

○議長（平野広行君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 既に工事を終えました弥生小学校と今年度改修工事を行います弥富北中学校のトイレにつきましては、男子用と女子用それぞれ1基を和式トイレとして、残りの全てを洋式トイレに改修しております。和式を1基残してある理由としましては、不特定多数の人が利用する便器に触れることが苦手な子への配慮でございます。また、修学旅行など学校を離れた活動の際に、和式トイレを使用しないといけない場合があることも考慮した上で残しております。

今後、トイレ改修工事を行っていく学校につきましても、和式を一部残しつつ洋式化を進めてまいります。

○議長（平野広行君） 三浦議員。

○14番（三浦義光君） 白鳥小学校も同様な工事が行われるということでございます。また、和式トイレを1基ずつ残していく理由についても聞けたのは、ほかの保護者の方にも御理解いただけるのかなあと思います。よかったと思います。

次に、2枚の写真を御覧ください。

これは、白鳥小学校の低学年女子が使用している洋式トイレと和式トイレでございます。もちろん、私がこの写真を撮影しに行けるわけではございません。鈴木議員、小久保議員に撮ってきていただいたものをお借りしたものでございます。

トイレ改修でもう一つ重要なのが、タイル貼りの湿式の床を全てシート貼りにするなど、床面のドライ化であります。掃除といえば、水で洗い流す湿式清掃が一般的でありましたが、これを乾式清掃に転換できれば、床面がぬれたままの状態です菌が繁殖しやすい環境、タイルの面に染みついたアンモニアでの臭いの原因もなくなるでしょう。こういったトイレのドライメンテナンスを可能にしてやられる場合においても、自動水栓やハンドドライヤーなどの取り入れで非接触を徹底する環境づくりも必要になってきます。

また、配管、天井、壁面等の本体工事以外の整備にも、近年では車椅子利用者の方などへの対応や、学校開放がコロナ明けにより多様な年齢層の方が利用する機会も大きくなり、多目的トイレの設置も望まれるようになってきています。それに併設して進入経路のスロープなどのバリアフリー対策も必要になり、予想以上の工事費がかかってくると予想されます。

しかしながら、水回りや照明を改善することは、省エネ化を図ることにつながり、年間の水道代や電気代を削減できるメリットがあり、特に洋式トイレは和式トイレと比較して大幅に水量が抑えられると言われております。

次回の白鳥小学校長寿命化改良工事に、グローバル化を筆頭として社会が複雑化・多様化していく中で、教育も子供たち一人一人の個性や資質を伸ばすことを求め、小学校にもそのアイテムとし、トイレのリニューアルが最もふさわしいと言えます。何とぞお願いをいたします。ドライ化について市の見解を伺います。

○議長（平野広行君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 本市の小・中学校の長寿命化改良工事の際に同時に行っているトイレの改修工事においては、既に改修工事を終えました桜小学校や弥生小学校ではトイレの床面は乾式化といたしました。今年度から改修工事を行います弥富北中学校におきましても同様な工事を行うこととしております。今後行う学校につきましても、トイレの床面の改修は乾式化とする考えでございます。

○議長（平野広行君） 三浦議員。

○14番（三浦義光君） ここ最近、保護者の方々からお聞きした内容ではありますけれども、あんなに市役所のトイレは清潔できれいなのに、うちの小学校はというような意見も聞いておるわけでございます。今の答弁でドライ化になっていくということで安堵されるのかと思います。

白鳥小学校長寿命化改良工事には、家庭と小学校とのトイレ環境の違いに戸惑う低学年には、ぜひともお願いをしたいと思います。

最後に市長、総括を求めます。お願いをいたします。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 現在、白鳥小学校の子供たちが使用するトイレは、半分为洋式トイレです。ほとんどの御家庭が洋式トイレで、就学前に通っていた保育所等でも洋式トイレを利用していた子供たちが、小学校に入学して和式トイレを利用するということに対して戸惑うこともあると思います。トイレの環境の整備工事につきましては、先ほどからお伝えをしております今後の長寿命化改良工事の中で行ってまいります。以上でございます。

○議長（平野広行君） 三浦議員。

○14番（三浦義光君） でも、とはこのものの予定の令和7年までにはまだおよそ2年、工事が完了し使用できるのには3年近くまだ待たなければならないということです。現在、小学校1年生の子が3年生、もしくは4年生になっているかもしれません。

そんな悪いイメージの現在のトイレ、来週ですかね、白鳥小学校のトイレの入り口を、トイレに入ってもらいやすいようにPTAの皆さんを中心にカラーリングをするそうです。ぜ

ひ見に来てくださいというような言葉を校長先生のほうからお誘いを受けたわけでございます。

2年間、3年間、これで低学年の子たちがトイレに行きやすくなるかどうかは分かりませんが、先生方、保護者の方々がイメージ払拭のため、一考を講じられたのだなというところで、皆さんが白鳥小学校の長寿命化改良工事を心待ちにしているんだなということを皆さんに理解していただくための今回の私の質問でありました。

以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（平野広行君） 暫時休憩します。再開は午後1時30分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時18分 休憩

午後1時30分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（平野広行君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、佐藤高清議員。

○15番（佐藤高清君） 15番 佐藤高清でございます。

今6月議会の質問は、安藤市長の市政運営に臨む基本姿勢を問うということで通告をしておりますので、その中から2点質問をさせていただきます。

市政運営に臨む基本姿勢を伺います。

これまで市長の市政運営や取組を振り返ると、弥富の未来をつくる弥富駅の大型プロジェクトの推進だけではなく、市政の幅広い分野において力を注いでみえる中、社会情勢が大きく変化する中で市長は市の発展のため、リーダーシップを発揮してスピード感を持って着実に推進していただいております。

令和5年度施政方針において、「常に市民の皆様の声に耳を傾け、「やとみの未来」を市民の皆様と一緒に創り、将来にわたり持続可能で元気なまちを実現してまいります」とあり、市政運営に当たって重点施策として6つの基本目標を掲げてみえます。

まず、その中の基本姿勢、基本目標3. 心豊かで文化を育む人づくりのまちとして、文化・スポーツの充実につきましては、心から幸せを感じることができる文化活動を推進することや、「いつでも、だれでも」スポーツを楽しむ機会を継続して提供をし、生涯にわたり心身共に健康で文化的な生活を営むための土壌を整えてまいりますとあります。

そこで質問をさせていただきます。

現在の市の文化活動において、何か課題があるか。あるとするならば、その課題にどのように取り組まれているのか、質問をいたします。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 文化活動の課題、また取組について御質問をいただいたところでございます。

本市における文化活動につきましては、市民の皆様がグループで文化活動を楽しむなど、大変盛んに行われております。その中、個人や親しい仲間同士で活動されることが多いものの、地域の文化を支え盛り上げていく団体への加入は減少傾向にあります。

とりわけ文化活動の拠点である文化協会におきましては、団体数が減少する中、コロナ禍等の影響により会員数の減少が進み、３年以上にわたったコロナ禍の影響によって失ったものはとても大きく感じるとともに、地域の文化を途絶えさせないための手だてを考える必要があります。

本市といたしましては、地域の文化を支える文化協会の活動は大変重要なものと考えており、団体及び会員数の確保に向けた取組を支援してまいります。

今後は文化協会とさらに連携を図り、市民の皆様が参加したくなるような楽しい講座やイベントを開催するなど文化の魅力を発信していくとともに、これまで十四山公民館で開催していた講座や教室などの事業につきましても企画提案をし、市民の皆様が生きがいのある充実した生活が送れるよう努めてまいります。

○議長（平野広行君） 佐藤議員。

○１５番（佐藤高清君） ただいま市長のほうから答弁をいただきました。

午前中、江崎議員が同じ質問をしたわけであります。彼も無形文化財の伝承ということで、地元の中心的な立場で現場に入ってみえるわけであります。私も文化協会ということで理事という形の中、参加しておるわけでありますけれども、同じ答弁が返ってきて、文化協会が疲弊しつつあるということは市長も当然認識してみえるということでありました。

文化協会の会長とも市長は懇談等を含めて情報交換をやってみえると思うんです。やっぱりいろんな問題がある中で、対面でこういった問題を片づけていっていただきたいというわけであります。江崎議員のほうからの質問の中で、ウェブを使ったり、SNS、ホームページ等を使って、またケーブルテレビ等を使って啓発活動に力を入れてくださいというような要望があったわけであります。いろんな文化協会の問題があるわけでありますけれども、弥富市民が自分のカルチャーの教室を持って弥富市民に教えておるんだけど、発表するステージがないとかいってほかの行政へ行行って施設を借りて発表してみえるわけでありますけれども、我が弥富市においてはどうしても発表する場がないということで、非常に残念な意見もあるわけでありますので、その辺のところは対話を持って納得していただいて片づけていっていただきたいと思っておりますので、とにかく職員の皆さんにもお願いであるわけであります。文化協会、文化に携わる人と対面で話をして、こういった難局を乗り切っていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、2問目であります。

「いつでも、どこでも、だれでも」スポーツを楽しむ機会を継続して提供するとあるが、具体的にどのようなことを示すか、質問いたします。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） スポーツの原点は楽しむことであり、スポーツ教会やスポーツ少年団、その他にもたくさんのスポーツ団体があり、子供から高齢者まで幅広い年齢の方がスポーツに親しんでいます。

本市といたしましては、市民の皆様が安全・安心な環境でスポーツ活動に取り組んでいただけるようスポーツ団体へ引き続き支援をしていくとともに、各施設の維持管理や計画的な修繕を順次進め、スポーツによる地域活性化に努めているところでございます。

その中でも本市の特徴的な取組としましては、なぎなた競技の振興がでございます。平成6年のわかしゃち国体で当時の弥富町はなぎなた競技の会場地となり、その後30年にわたり地域・学校・行政等が一体となり、なぎなたの振興に取り組み、本市のスポーツ振興の土壌づくりに大きく貢献し、成果を上げてまいりました。

近年では、名古屋競馬場オープニングイベントや洋邦楽舞発表会での文化協会詩吟部との共演、さらにはBリーグオープニングショーでリズムなぎなたを披露するなど、本市の文化を広く市の内外にPRし、高評価をいただいております。

また、2026年にはアジア競技大会が愛知・名古屋で開催されますが、これを契機に本市のスポーツ活動をさらに活性化させてまいりたいと考えております。

この秋にはスポーツフェスタを開催し、市民の皆様が楽しく気軽にスポーツに触れ合う機会となるよう、スポーツ推進委員によるニュースポーツや障がい者スポーツ等の体験などを開催し、その中で将来のトップアスリートの発掘のための事業としてスポーツ能力測定会を実施し、夢に向かってスポーツに取り組む子供たちの育成を進めてまいります。以上です。

○議長（平野広行君） 佐藤議員。

○15番（佐藤高清君） スポーツの原点は楽しむこと、市長が日頃からスポーツは楽しむことですよといって口癖のようにして言ってみえるわけでもありますけれども、その中でなぎなたという競技の振興があると。これは平成6年のわかしゃち国体で、当時の弥富町がなぎなた競技の会場地となったと。そして、30年にわたって地域に振興してきたということでもありますけれども。そして、名古屋競馬場のオープニングとかいろいろな報告があったわけでもありますけれども、2026年アジア競技大会、今日の新聞でも断念したところは東京でお願いするといった記事があったわけでもありますけれども、これに便乗して、歴史的な30年培ってきたなぎなたの競技、リズムなぎなた等をコラボしていただいて、ぜひ弥富市、今日の新聞は金魚の弥富市、なぎなたの弥富市となるぐらいの勢いでアジア競技大会に何か参加できる

ことがあったら、オープニング等で使っていただけることがあったらと思うんですけども、その辺のところ、市長の考えがありましたら。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 2026年のアジア競技大会、もうあと3年でございます。もうすぐに迫ってきたわけでございますが、県また名古屋市におきましては、水泳また馬術のほうは東京でお願いしたいということで、大村知事、河村名古屋市長が東京の小池都知事のほうに要望に行かれる、行ったかどうかは分かりませんが、そのような動きがあると思うんですが、そうした中、少しでもアジア競技大会に対して本市として協力ができればと思っているところでございます。なぎなたは武道でございます。武道もアジア競技大会には当然種目としてあるわけですが、残念ながら、なぎなたはなかなかそこまで世界的にはまだまだアジアでもないということでございまして、競技にはならないわけでございますが、例えばどこかの会場でのオープニングイベントであつたりとか、そういったようなことで少しでもリズムなぎなたとして弥富市のなぎなたが多くの方に知ってもらえる、そういった機会を持てるように、今後も要望活動等に努めてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（平野広行君） 佐藤議員。

○15番（佐藤高清君） ぜひ我が弥富市においてスポーツの振興を取り上げるならば、こういった歴史がつくられた、なぎなた弥富市ということを前面に出して要望等をしつつ、どこかで披露ができる会場を探して成し遂げていただくことを強く私のほうからも要望しておきます。

そして、この秋にはスポーツフェスタを開催しておりますけれども、通常、秋は市民体育祭という形で行ってきたわけでありまして、この市民体育祭がなくなってフェスタになった経緯について、担当のほうから説明ができればお願いいたします。

○議長（平野広行君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 先ほど体育祭からスポーツフェスタに変更になった理由ということでお伺いしました。

これにつきましては、過去に議会でも一応報告しておりますが、長年続いた市民体育祭は、少子化と生活スタイルの変化から参加する子の数が減少していること、また各コミュニティ推進協議会の体育委員から選手集めに苦労していることなどの意見をいただいております。

市民体育祭は例年10月の第2月曜日の体育の日に開催しておりましたが、令和2年度につきましてはオリンピックイヤーで祝日が7月に移動したことから、市民体育祭実行委員会で検討した結果、中止の判断をいたしました。

その後、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によりオリンピック開催が1年延期されたことから今後の市民体育祭について検討することとなり、各コミュニティ推進協議会の体育

委員からの御意見を伺い取りまとめたものをスポーツ協会、そしてスポーツ推進委員会へ報告し、市民体育祭実行委員会で再度検討した結果、令和3年度につきましても中止との判断に至りました。

市民体育祭が2年連続して中止となる中で、各地区役員の交代もあり、市民体育祭の再開については、市民体育祭の運営経験の少ない役員からの不安視される声もありました。生活スタイルの変化や少子化に伴う選手集めの難しさ、また学校運動会や学区体育祭などの類似した行事が多く、その中で優劣をつける運動会は今の時代に即さないという意見が出される反面、長年続いた伝統行事にはそれなりに意義があるため、スポーツの機会を減らしてはいけないという御意見もいただきました。

そこで、市民体育祭実行委員会において、令和4年度以降の市民体育祭については終止符を打ち、新たなスポーツイベントの開催へ移行することとされました。そして、本年度、市民体育祭に代わる新しい形のスポーツイベントとして秋にスポーツフェスタを開催いたします。子供から高齢者まで幅広い世代の方々が参加して楽しんでいただけるイベントとなるよう、開催に向けて準備を進めております。

○議長（平野広行君） 佐藤議員。

○15番（佐藤高清君） 今、部長のほうからスポーツフェスタについての説明をいただいたわけでありまして。そして、市民体育祭からスポーツフェスタに移行した経緯等も説明があったわけでありましてけれども、そもそも市民体育祭は、各コミュニティからの選抜選手を依頼して、それぞれ学区から集まって体育祭をつくり上げていったわけでありましてけれども、中止、中止と来た中で、福寿会に動員の要請もない、子ども会に動員の要請もない、各年代別の選手の動員もないという形で、各種団体が解散しやすくなったと取らざるを得ない部分もあるわけでありまして、そういうことも踏まえてスポーツフェスタに臨むのであればいいんだけれども、体育祭は体育祭で、今、部長のほうから説明があったように、いいところがあったわけで、いいところは吸い上げて、反省すべきところは何とかスポーツフェスタを通じて再構築していただきたいことを望むところであるわけですがけれども、体育祭は確かに選抜でしたよ、市民体育祭は。各学区から何名出してください、各運動会での上位選手を出してくださいとかいって要請がかかっておったんだけれども、これが要請がかからなくなった数年で、各種団体は一気に解散に追い込まれたという最大のデメリットがあったわけでありまして、部長のほうに強く要望するんですけれども、そういった実行委員会を踏まえてスポーツフェスタを企画される中で、こういった反省点を織り込んでいただきたいと思うんですけれども、部長、いかがですか。

○議長（平野広行君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 反省を踏まえて生かせるところは生かしという御意見です。

今いただいた内容につきましては、また今後、この事業を進めていく上で実行委員会等で検討させていただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（平野広行君） 佐藤議員。

○15番（佐藤高清君） 私のほうからも、失ったものをフェスタによって取り戻すような企画をぜひお願いしたいということを強く要望しておきます。

次に、生涯にわたり心身共に健康で文化的な生活を営むため、その土壌を整えていきますとあるが、具体的にどのようなことを示すのか、質問をいたします。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 自分らしくスポーツや文化を楽しみ、その活動に市民の皆様が「いつでも、どこでも、だれでも」参画できるような支援体制やスポーツ活動を推進するための基本となるスポーツ推進計画の策定を進めてまいります。

本市では、生涯にわたり心身共に健康で文化的な生活を営むための土壌としてラジオ体操を推進しております。ラジオ体操は、心身に様々な効果をもたらす理想的な運動として、スポーツ協会及びスポーツ推進委員会と共に令和元年度に始めました夏季巡回ラジオ体操を今年は7月30日日曜日に実施してまいります。議員の皆様方にも、ぜひ御参加していただきますようお願いを申し上げます。

○議長（平野広行君） 佐藤議員。

○15番（佐藤高清君） ラジオ体操という企画が市長のほうから報告があったわけでありますけれども、このラジオ体操というものは、スポーツ推進計画の中に織り込んで、指導する人の指導者の資格というものは要るわけですか。その辺のところ、要としたらどういう形で弥富市に存在してみえるのか答えることができますか。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） ラジオ体操の指導者という特別、指導者資格は要らないわけでございますものですから、かといっていろんなところどころで指導していただいている方を弥富市もまた今年もお招きしまして事前に指導していただいて、それから本番のラジオ体操へと入ってまいりたいと思っております。以上です。

○議長（平野広行君） 佐藤議員。

○15番（佐藤高清君） ラジオ体操をすることによって健康増進等につながるわけでありますけれども、私も去年、46日間の入院生活を送って、今、ラジオ体操をやる体力がないわけでありますけれども、やっぱり健康なときにやっておくべきでしたね。強く反省しております。

ラジオ体操をやれば、汗が出ます。それで健康も保てるわけでありますけれども、このラジオ体操を通じて、2年、3年続けることによって弥富市の市民の医療費が安くなったとか、

ラジオ体操に参加してみえる人が病気にならなくなったとか、そんなようなデータが集まってくると、成果が出ることによって本当に楽しみなんですけれども。昔、ゲートボールというのがはやったときに、ゲートボールに朝早くから出てみえる人は倒れた人がいないと。ゲートボールをやると寿命が延びると、そんなような風習も出たわけでありましてけれども、ぜひこのラジオ体操、7月30日に向けてどんどん機運を高めてやっていただきたい。そして、市民全体の健康増進を図っていただきたい。できるなら、許されるならですよ、私は同報無線を使って市内一斉にラジオ体操をやりましょうと。ラジオ体操のまち弥富市というぐらいの勢いで、これは不可能かもしれませんが、同報無線を使って、年に1回、2回、ラジオ体操の日、弥富市ということで、健康増進につながるぐらいの勢いで市長の健康増進につながる施策として取り組んでいただくことを要望しておきます。

本当に健康じゃないとラジオ体操もできないです。今、立っておるだけが精いっぱい、しゃべるのが本当にえらいんですわ。続けてしゃべります。

次の質問、コロナ禍により多くの自治会や保存会において地域の伝統文化の継承が中断を余儀なくされてきたことから、令和5年度は無形文化財伝承活動の支援に重点的に取り組みますとあるが、具体的にどのようなことを示すのか、質問いたします。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 新型コロナウイルス感染症拡大によりまして多くの自治会や保存会では、令和2年度から3年間、地域での伝承活動ができず、秋祭りも中止されるという状況が続きました。令和5年度は次第にコロナ前の活動に戻りつつあるとは思いますが、3年間の祭りの中止に伴う伝承活動の中断など、コロナ禍前の開催までには厳しい状況にあると認識しております。

そのような中、本市の支援といたしましては、令和5年度より無形文化財伝承活動奨励補助金を1地区当たり「5万円」から「8万円」に増額しましたので、積極的に御活用いただきたいと思います。

また、山車の修理や太鼓の張り替え等につきましては県や市の補助金がございますので、活動の再開に当たって修繕等がありましたら、こちらの補助金を活用していただけるよう支援してまいります。

なお、補助金の周知につきましては、文化財保存会の会議で説明させていただくほか、次年度の計画について1月頃に各地域に照会をさせていただきます。以上です。

○議長（平野広行君） 佐藤議員。

○15番（佐藤高清君） 無形文化財伝承活動ということで、本年度から「5万円」を「8万円」に増やすと。やっとここで増額の話が出てきたわけで、ここで出すなら文化協会になぜ出さないということが言いたいんですよ。金を出すことによって、今まで失われたものが復

活できるなら、文化協会にも思い切った予算をつけてほしい、そう思いますよ。金だけで解決するなら、そういう言い方もできるわけでありませうけれども、このコロナ禍において失った無形文化財伝承活動は、果たして復活できるかできないか大変な瀬戸際に来ておるわけがあります。金を増やして復活できたなら、文化協会のほうも、スポーツ協会のほうも、市長、増額予算を要望しますから、よろしくお願いしますよ。金ばかりじゃない部分があるはずですから。

70過ぎると昔の話がどうしても出てくるんですよ。平成4年に十四山中学校でお世話になったときに、十四山中学校の文化祭に地元の祭りの太鼓の披露をさせていただいた。それは各先生方も感銘を受けて、十四山にもこういう文化があったんかと。中学生も生徒も文化祭に前へ出て行って秋祭りの披露をして、本当にみんなが感銘をしたことを覚えておるんですよ。それからもう30年近くたって大変なことが起きておるわけでありませうけれども、何か企画を作っていて、文化とか保存に携わる人が職員の中に見えんと思うんですけれども、どうしても披露する場が欲しいんですよ。文化は披露するばかりが芸じゃないといって職員の中で誰かが言われたとしたら、それは僕は間違いだと思うんですよ。

例えば十四山中学校があと2年で、残念なことに閉校ということになる。弥富中学校に合流したときに、十四山の文化を持って行って、こけら落としとしても企画していただきたい。さよなら十四山中学校のときに十四山の文化を結集して披露していただいて、ここに十四山の文化があると、そんなような企画もしていただきたいわけがあります。

金だけつけるなら、全部の団体に金をつけてほしいし、そう思いますよ。やっぱり対面でお願いするところはお願いして、難儀しておるところは難儀して、対面でそれを職員皆さんも現場に出て乗り切っていただきたいと思うところであります。

仮に今年、伝承がうまくいったなら、ぜひ文化団体にも、各種スポーツ団体にも予算の増額をお願いしますから、市長、どうですか。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 文化の振興といいますのは大変難しいものがあると思います。先日も文化協会の会長さん、また前会長さんと面談をさせていただきまして、団体、会員が減っていくということを大変心配しておられたところございまして、これも市と一緒に文化協会のさらなる発展に向けていろんなアイデアを出しながら、またその振興を図ってまいりたいと思っておりますし、スポーツも一緒でございます。市とスポーツ協会が一体となって、これを進めていかなければならないと思っておりますものですから、どうぞまた御指導いただきながら進めてまいりたいと思います。お願いを申し上げます。

○議長（平野広行君） 佐藤議員。

○15番（佐藤高浩君） 大変コロナによって失われたものは大きなものがあるわけでありま

す。文化の薫り豊かな弥富市ということでありますので、ぜひ文化とスポーツ、これをコラボして盛り上げていただくことを強く要望してまいります。

次の質問に入ります。

書画カメラのほうをお願いします。

目標５．良好な都市基盤整備が整った便利で快適に暮らせるまちとあるが、道路網の整備について、名古屋第３環状線及び主要地方道弥富名古屋線は完成までどのような目標が立っているのか、質問いたします。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 都市計画道路につきましては、高度経済成長期における都市の拡大を前提に決定されたものが多く、愛知県都市計画道路見直し方針に基づき、廃止等の見直しを行いながら事業を進めているところでございます。

現在、愛知県が決定している路線は13路線、本市が決定している路線が6路線ございまして、議員御指摘の路線につきましては、愛知県が決定した県道ではございますが、本市も協力しながら事業を進めているところでございます。

この名古屋第３環状線につきましては、今年度は昨年度に比べて全体で約倍である２億8,900万円の予算がついており、これまで前ヶ須工区、中原・境工区を優先的に進め、加えて国道23号から間崎までの区間も早期供用開始を目指して事業化されております。

これらの道路事業につきましては、特に用地の権限取得に時間を要し、市民の皆様方には工事等の動きが見えない時期も長くございますが、今年度の中原・境工区の事業につきましては道路の築造工事に２億円の予算がついておりますので、道路ができていく景色を見ていただけたらと思っております。

議員御指摘のとおり、当該路線は南北の物流の大動脈となっております。高規格道路へのアクセス性向上、緊急輸送路ネットワークの強化のためにも、引き続き早期供用開始を要望してまいります。

また、県事業の主要地方道弥富名古屋線の又八工区につきましては、現在１億6,000万円の事業を実施中で、今年度中に供用開始する計画で進んでおります。

その他の道路整備につきましては、その時々为社会情勢等を踏まえながら、暫定的な整備や県道への昇格等も含め、優先的に実施していく路線について県へ要望してまいります。以上です。

○議長（平野広行君） 佐藤議員。

○15番（佐藤高清君） 目標５の良好な都市基盤が整った便利で快適なという質問をしておるわけでありませうけれども、まず第３環状の質問をいたしました。この次に背後地としての土地問題の質問をします。そして、市長が掲げてみえる第４バース、第５バース、名古屋港

の、この整合性を質問するわけであります。

第4バース、第5バースを国・県に要望して、この話がうまくいくなら、当然背後地の問題も片づけなきゃいけないし、この第3環状、南北路線も、早期開通に向けて話を進めなきゃいかんということで3つを1つにした質問なんですから、その辺のところを理解していただきたいと思います。その中で、最初に155号、第3環状の質問をさせていただきました。

地元の人が、いつになったらできるんだと、この第3環状は。今年、2億8,000万という予算がついておるんだけど、去年の倍ということでしょう。去年は1億円しかついてないわけ。この後に総事業費が幾らになっておるか部長のほうに聞きますけれども、予算がついてないわけ。ところが、我々が調べると、海部建設事務所の試算で道路と街路については48億という金がこっちへ来ておるわけ。その中で二億数千万が弥富市なんです。このバランスというものはどういうことになっておると。それは地元の人も怒れてきますよ。一向に景色が変わらんと。

我々もこの問題を議場で質問することもなかった、我々、1期4年間の間に。反省すべきところはありますよ、我々も、議会も。地元のほうは、さあ開通するから、我々の生活圏が変わるからといって目先のことで考えないかんときがあったにもかかわらず、1メートルとしても進んでないと。それは怒れてきますわ。第3環状、第4バース、第5バース、お願いします。道は後からつけるんですかと。それは確かに一宮西港道路というのが計画が立って、ここ数十年の間には高速道路が来るかもしれませんけれども、その前の問題ですよ、これは。議会も勉強しなきゃいけなかった。行政も勉強しなきゃいけなかった。当然、弥富市選出の県会議員も中心になって県に要望、国に要望をしていただかないかなんだ。それがやってなかった3年間、4年間でしたよ。本当に申し訳ないと思っています。

ここは議長にも骨を折っていただいて、第3環状のどうしたら早くできるかということを一一致団して、県のほうにも、国のほうにも行くべきだと私は思っています。我々も議会も反省すべきだと思っていますよ。市長、いかがですか。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） この名古屋第3環状線につきましては、私が12年前、県会議員にならせていただいた当時、鍋田地内の1.1キロがちょうど供用開始された頃でございまして、この1.1キロ供用開始に10年かかったと言われておりました。

私はその当時思っていたのが、そこの境工区から23号線まで10年ぐらいいかなというようにことを思っておりましたら、かれこれもう12年たつわけでございますけど、今のようない現状があるわけで、ちょっと残念に思っているところでございます。

あの境のところでもどうしても造成したということで時間を要するわけでございますが、もう少しスピード感をあってもよかったかなということで、私の県議8年間の時代のことをち

よっと反省しているところでございますが、今、48億という海部建設事務所内の予算を聞きますと、どこへ行ってしまっているんだろうなということが大きな疑問があるわけでございますものですから、今後につきましては、スピード感を持ってこの事業を進めるためにも、市、または議員側と一緒にあって県、または国のほうへ要望活動を行ってまいりたいと思っております。以上です。

○議長（平野広行君） 佐藤議員。

○15番（佐藤高清君） 本当に時間がたつのはあっという間でして、この地区に見える方にとっては、一体全体どうなっておるんだと、議会も何をやっておるんだと、誰一人として質問せえへんじゃないかと。それは質問する内容が分かってないんだから。だけれども、この後、質問する第4バース、第5バースを国に行くなら、国が本気度を上げておるなら、背後地の問題でも、この問題でも、並行して3点セットで片づけていかないとと思って質問しております。

部長に聞きます。この第3環状については、どのような予算配分で、総工費は幾らになっておるのか。弥富市内全体に予算が来ておるのか。その辺のところをちょっと説明していただけないか。

○議長（平野広行君） 立石建設部長。

○建設部長（立石隆信君） 愛知県に確認しましたところ、未着手である前ヶ須から間崎までの区間3.5キロメートルの事業費につきましては、現在ではまだ不明であるという回答でした。

また、事業中である3.4キロメートルの区間につきましても、残りの事業費につきましては不明であるとの回答でありましたが、愛知県のホームページで公表されております事業中区間の全体事業費につきましては、概算で約40億円となっております。以上でございます。

○議長（平野広行君） 佐藤議員。

○15番（佐藤高清君） 概算で40億、そしてまだ全然予算のついてないところがあると。関係者は開通を願っておるわけなんだけど、全くかみ合ってなかった、この問題なんですよ。だから、議長お願いします。我々も勉強会を開いて、県のそういったたけた人を招いたり、こういう道路事情に詳しい人を招いて勉強会をする必要がある。行政も必要があると思うんですよ。そして、地元選出の県会議員も一緒になって、この3つが一緒にならないと、そして県・国に要望を持っていかないと、なかなか進まない問題であるなど強く思っていますので、強く要望しておきます。

それから、主要地方道弥富名古屋線の又八については1億6,000万の事業の実施中であるとありますけれども、これはいつ完成するわけですか。今年度中に供用開始をする計画でございましてけれども、これも各地区の議員が地元から言われて、何人かがここで説明してみえ

るわけ。うそばかり言っておるんだと、おまえらはと。本当に今年中に開通できるわけ。担当部長、お願いします。

○議長（平野広行君） 立石建設部長。

○建設部長（立石隆信君） 愛知県からは、今年度中の早い段階で供用開始ができるというふうに聞いております。

○議長（平野広行君） 佐藤議員。

○15番（佐藤高清君） これは最後の答弁だと思いますけれども、早い段階で、今年度中の。今でもいいということだね、早い段階。恐らく業者も決まって発注も済んでいると思うんですけども、関係する議員なんかは本当に焦っていますに。地元で説明したんですけども、どうなっておるどうなっておるといって。ここで質問してみえるからよく分かっておると思うんですけども。早い時期に開通することを約束していただきましたので、次の質問に入らせていただきます。

次の質問、港湾地域などの整備促進について、早期に新たな鍋田ふ頭第4バース、第5バースの整備事業が実現されるよう、国の関係機関への要望活動等を併せて名古屋港管理組合をはじめとする港湾関係団体と連携していきますとあるが、その背後地としての弥富市の先行投資を含む考えがあるのか、市長に質問をいたします。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 国内有数の物流、交通拠点である名古屋港において、鍋田ふ頭コンテナターミナル第4バース、第5バースの早急な整備を国及び名古屋港管理組合等に対して強く要望をしているところでございます。

大規模地震が発生した場合に必要な国際海上コンテナ物流機能及び国際物流機能を維持するため、名古屋港港湾計画の施設計画に上がっている耐震強化岸壁を備えた災害に強い港づくりを進めるためにも必要であり、計画の中でしっかりと位置づけをするなどの見直しも名古屋港管理組合等に強く要望してまいります。

また、背後地となる本市南部地区の一部では物流や産業が集積し、高いポテンシャルを持ったエリアであると考えており、都市計画マスタープランにおいても、広大な敷地と湾岸弥富インターチェンジ周辺の広域利便性を生かし、新たな工業用地の整備・確保を図り、流通業務、ものづくり産業等の立地誘導を進めるため新産業エリアに位置づけております。

このような状況の中、新産業エリアに位置づけられた西末広地区では約13ヘクタールの区域の地権者の方々との勉強会等を進めており、市街化調整区域の地区計画を活用した工業系土地利用の事業化に向けて検討を進めているところでございます。

この新産業エリアに位置づけられた地区の土地利用につきましては、今後の中部圏の社会構造や産業構造の変化を的確に捉えながら、周辺の営農環境や集落環境に配慮した上で、必

要と認められる一部の地域において、名古屋港を中心とした広域的な物流や新規企業立地を推進する必要があると考えておりますので、必要な時期、必要となる予算を確保し、事業を進めてまいりますと御答弁させていただいておりますが、第4バース、第5バースにつきましては、名古屋港は当然でございますが、国、また関係事業者、NUCTをはじめとする事業者でございますが、そちらのほうにも早期整備をとということでお願いしているところでございます。

そうした場合には、議員が言われるとおり、やはり背後地の利用が大変弥富市の発展には重要になってくるわけでございまして、御承知のように背後地である鍋田干拓におきましては甲種農地ということで、大変開発が難しい、ハードルが高い優良農地があるわけでございます。そういった農地を開発しようとする場合には、いろいろこれまでもお話をいただいているところでございますが、なかなか実現はしてこなかった事実がございます。これはやはり甲種農地ということであり、あそこでしかできない、あの地域でしかできないことでしたら、ある程度話には乗っていただけるとは思うんですが、県・国のほうも。なかなか今ある物流等のお話では難しいんじゃないかなと思っていますところでございます。

そのような中におきまして、そういった閉塞感を打開するために、ぜひ名古屋港管理組合の港湾計画の見直しの中で、そのエリアを含んでいただけないかなあということで、今、こちらのほうで市側では考えているところでございますものですから、そういった提案をぜひ名古屋港管理組合にしまして、名古屋港管理組合、また地元、市と3者が一体となって、この開発に取り組んでいければと計画をしているところでございますものですから、この結果につきましては、もうしばらくお時間をいただきたいと思います。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（平野広行君） 佐藤議員。

○15番（佐藤高清君） この問題も大変難しい土地の事情があると、これまでの事情があるという説明でありますけれども、これも、我々もどうしたら、ここが新産業エリアとして大きく開発できるような形が整えられるか勉強する必要があると思うんですよ。16人の議員がそろっても何一つ意見が言えない。知識もない。知恵もない。市側に提言もすることができない。市側は、名古屋港管理組合にお願いしてありますからと言って。しかし、今日は、必要な時期に必要な予算を確保し、事業を進めてまいりますと。やらなきゃいかんあという意識は、ここで見てとれるわけでありますけれども、議長にこれもお願いしておきます。我々も知識を深めて、知恵を出して、こういった背後地の甲種農地をいかにしたらできるかということを勉強する必要があると思いますので、こういったたけた人の意見を我々も聞く必要があると思いますので、よろしくお願いいたします。

この背後地についてですが、少し私のほうで議長と勉強会をしてまとめたものがあります

ので、報告させていただきます。

弥富市は平成18年4月に誕生し、新市基本計画に基づき、今後10年間のまちづくりの指針として、平成21年3月に第1次総合計画、都市計画マスタープランが前市長の下で策定されました。北部地域の市街化区域の土地利用方針は、弥富駅周辺部を核とし、生活利便性を生かした住宅地としての土地利用形成を図ると。また、中部、南部地域に位置する市街化調整区域では、原則として開発を抑制し、農業を振興する地域として位置づけされております。

しかしながら、名古屋港に隣接する地域では、名古屋港背後地としての特性を生かしたもののづくり産業の集積化を図り、流通・産業地との一体的な利用を検討するとして、東・西末広地区70ヘクタール、八穂地区30ヘクタール、合計100ヘクタールをものづくり産業地として位置づけ、平成31年3月に安藤市長の下で策定された都市計画マスタープランにおいても、この土地利用計画を継続し、名古屋港背後地の開発を進めているところであります。

しかしながら、第1次都市計画マスタープランの策定以来15年が経過をしています。いまだこの地域の開発が進んでいないわけであります。

この地域は伊勢湾岸道インターに近く、鍋田埠頭の背後地として県内においても企業立地には最適であり、国内だけではなくグローバルな企業が目をつけており、実際、企業庁が保有する工業系市街化区域においては複数の大手物流企業が立地をし、事業を開始しております。現在、外資系企業により大規模な物流倉庫の建設も始まっており、おるわけであります。

名古屋港管理組合が保有する楠地区の企業誘致の土地も完売をし、現在、17ヘクタールの公有水面の埋立てが始まっておりますが、土地利用できるまでには、かなりの時間を要します。企業庁が保有する上野地区の工業系市街化区域の土地は、本市が保有する約5ヘクタールの土地だけとなりました。

そこで、提供できるのは、都市計画マスタープランに掲げた100ヘクタールの市街化調整区域内の農地であります。市街化調整区域でありますので様々な制約がありますが、近隣他市が進めている市街化調整区域内の開発に本市も本気で取り組んでいかなければなりません。

現在、西末広地区においては工業系のまちづくりを目指し、地権者が勉強会を行い、取り組んでいるところであります。これは先ほど市長のほうからも報告がありました。

また、八穂地区においては、現在、物流企業を中心に多くの企業から問合せがありますし、これまで協議を重ねてきた企業も数社ありましたが、全部成就していないのが現状であります。こういった問題もあるわけであります。どうしたら企業誘致ができるかということを質問しておったわけであります。

先日も議会で、10年ぶりに名古屋港管理組合のクルーザーに乗って、海から鍋田埠頭、弥富埠頭を眺め、その後、港湾部のコンテナターミナル、大型物流倉庫等を視察しました。全ての議員が、名古屋港の背後地としての当該地区の土地利用のポテンシャルの高さを実感し

ました。先日も新聞に、一宮ジャンクション近郊の大型物流センターの建設、稲沢、津島、あま、愛西の各市における企業誘致の取組が紹介されておりましたが、いずれも自主財源の確保に向け、企業誘致に目の色を変えて取り組んでいる事実であります。

尾張西部地区において、港に面し、広大な背後地を持ち、近い将来は本市の鍋田地区が高規格道路一宮西港線と名古屋三河道路の結節点となることが新聞発表されておりました。このことから、本市は他市に比べ、絶対的に有利な場所であります。この優位性を生かすには、名古屋第3環状線の早急な道路整備が必要不可欠であると思います。物流の大動脈である南北の道路整備についてどのような考えを持ってみえますかということを事前に説明してあるわけでありますけれども、こういった質問に対して再度市長にお伺いします。

鍋田にある背後地の先行投資、道を造るなりして先行投資をする考えがあるかないか、この取組に対する気持ちを再度伺います。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 港の背後地となります鍋田干拓の優良農地でございますが、例えば鍋田川に架かる橋を架け替え、また道路を造りましても、なかなかこれは開発を許してもらえないということはないわけでございますものですから、事業者があり、また事業者の考えによって橋の架け替えが必要であれば、協力をしていきたいと思っているところでございます。

先ほど申しましたが、なかなかこのようなことにおきましてハードルが高いということでございますものですから、港湾計画の見直しということで名古屋港としっかりと市と、また地元と協力しながら、この事業は進めていくのが一番の近道ではないかなあと、時間的にも早くできるのではないかなと思っております。それには名古屋港に大きな理解をしてもらわなければならない。また、あのような背後地があるのは日本全国探しても鍋田だけでございますものですから、そういったこともしっかりと訴えながら名古屋港の発展、また弥富市の発展につなげてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（平野広行君） 佐藤議員。

○15番（佐藤高清君） この質問をするに当たって、議長のお骨折りで我々は名古屋港を海から見たと、鍋田ふ頭第3バースを含めて。10年前とはさま変わりして、また説明を受けた名古屋港管理組合の職員の皆さんも、名古屋港はまだまだ伸び代があると、第4バース、第5バースは期待しておるという形の中で、弥富市がどういう形で、この第4バース、第5バースを受け入れていくのか。当然、背後地の解決に向かって先行投資、南北道路に向かっての早期実現、この3点をきちっと形づけて県・国に行かないといけないと私は思っています。

先ほど言いました議会も反省するところがある。知識の浅さ、知恵のなさ、どうしたら解決に向かえるかということも勉強する余地があると思いますので、その辺のところ、また議長もお骨折りかけますけれども、早急にそういった問題が取り組めるようお願いをいたし

ます。

次の質問に行きます。

弥富駅周辺地区の車新田地区のまちづくりについて質問をいたします。

これの進捗状況をお願いいたします。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 弥富駅周辺地区のまちづくりにつきましては、安全性・利便性の高い駅前空間の形成を推進し、にぎわいと魅力あふれる弥富駅周辺のまちづくり実現に向けて検討を進めております。

また、弥富駅から徒歩圏内にあります車新田地区におきましては土地区画事業を進めており、日常生活の利便性を向上させるサービス施設の誘導や良好な居住地を確保することにより、定住人口の増加につなげていきたいと考えております。

進捗状況といたしましては、ＪＲ・名鉄弥富駅と近鉄弥富駅に挟まれました弥富駅周辺地区におきまして一体的なまちづくりの実現に向け、土地所有者の皆様や民間事業者等の意向を伺いながら、弥富駅中央駅前広場や都市計画道路を中心とした整備構想案を検討しております。今年度は、その整備構想案等を基に、愛知県や公安委員会等の関係機関との協議を進めてまいります。

そして、車新田地区の土地区画整理事業につきましては、土地所有者の皆様の意見を伺いながら土地利用計画図等を作成し、それを基に関係機関との市街化編入に向けた協議等を進めております。今年度は、土地所有者の代表となる発起人会を中心に、土地区画整理事業の事業化検討を進めていただける民間事業者の募集等を進めてまいります。

本市のまちづくりにつきましては、現状の土地利用及び社会的・自然的条件、将来都市構想の基本的な考え方等から、市全体における地域の役割や特性を生かしたまちづくりを進めていきたいと考えております。以上です。

○議長（平野広行君） 佐藤議員。

○１５番（佐藤高清君） 弥富駅周辺地区の進捗を今、市長のほうから報告していただいたわけでありますけれども、ＪＲの橋上駅舎化の完成の期日が決まりました。その地区に住んでみえる方々は、今は困ってないんだけど、この先どうなるんだと不安を持ってみえるわけで、どういう形のまちづくりをするんだと。こういったことも、議会も特別委員会などを立ち上げて、いろんな様々な意見を吸い上げ、我々も発信したりして片づけていかないとということであると思うんです。

ですから、事細かく進捗を、こういう議会があるたびに報告していただきたい。それによって市議会も特別委員会をつくり、立ち上げ、多くの意見を聞き、多くの情報を発信してまちづくりに取り組んでいきたいと思っておりますので、今後も進捗状況は続けて発信していただき

たいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それから、車新田につきまして進んでおるようでありますけれども、大変難しい区画整理だと思うんですけれども、人口減少を片づけるには市街化区域をつくりゃいいがねという多くの市民が見えますよ。議員の中にも見える。議員になろうとしておる人も、そのことを思ってみえるんだけど、簡単に市街化区域ができるわけない、そう思いますよ。

ですから、この問題も難儀してみえることを議会に車新田の進捗も説明してほしい。これは特別委員会はなかったんですけれども、J R 弥富駅の近所の住民の方の不安要素を我々議会も一致して考えないと大変なことになるような気がしますので、特別委員会の設置ということをお勧めに進捗状況をお願いしたい。

そういった中で、車新田の都市計画道路の穂波通線とか向陽通線の進捗についてはどのようになっているか。

○議長（平野広行君） 立石建設部長。

○建設部長（立石隆信君） 都市計画道路であります穂波通線と向陽通線の進捗状況につきましては、車新田地区の土地区画整理事業の整備予定区域内でもありますので、都市計画街路事業として引き続き整備していくについて現在協議等を進めているところでございます。

○議長（平野広行君） 佐藤議員。

○15番（佐藤高次君） 区画整理中ということで、その中でやっていくということでありまして、この問題も反対されてみえた人があると、地権者が。ここも相続が発生して以前とは流れが変わってきておる状況もできておるわけで、そういったことは議会のほうもいろんな情報をもらって持っておるわけで、待たずして片づけられることがあるなら、国道1号線に取り付ける2本の向陽通線、穂波通線というものを進めていただきたい。区画整理の中だから、そっちでやりますという考えじゃなく、やれるところからやりますと、先行投資もしますというような形でやっていっていただきたい。先行投資ということは、その考えを表すんですから。気持ちを伝えるんですから。本当にやるんだなあ。

ですから、先ほどの背後地の問題も、できないできない、甲種農地だから難しいと言わずして、やるんだという気持ちでリーダーシップを強く発揮していただいて、来る時期が来たら予算を立てて判断していただきたいことを強く要望して、質問を終わります。

○議長（平野広行君） 暫時休憩します。再開は午後2時40分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時30分 休憩

午後2時40分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（平野広行君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、小久保照枝議員。

○3番（小久保照枝君） 3番 小久保照枝でございます。

通告に従いまして、一般質問させていただきます。

1点目、地域猫の取組について、2点目、障がい者移動支援・情報支援について順次質問させていただきます。

それでは、1点目の地域猫の取組、地域猫活動について質問させていただきます。

日本全国では、およそ1,600万頭の犬・猫が飼われております。人間にとってペットは大切な家族の一員です。人間の心を癒やし、様々な形で生活を豊かにしてくれます。

一方で、全国の自治体で引き取られる犬・猫は5万8,000頭を超え、そのうち約1万4,000頭が毎年殺処分されているそうです。引き取られる理由の多くは、鳴き声がうるさい、臭い、かわいくないなど、飼い主の身勝手な飼い方やお金が絡む繁殖行為などの不適正な取扱いによって持ち込まれるケースがあるそうです。

平成23年度からは、どうしても飼えなくなった犬・猫の引取りに対しては有料化になりました。また、平成24年、動物愛護管理法の法改正により、自治体の目標として「殺処分がなくなることを目指して」との文言が明記され、動物の所有者の責務として、動物がその命を終えるまで適正に飼育する終生飼養の責任があることを明確化しました。また、環境省が、将来的に殺処分ゼロにするための行動計画も発表されています。

犬に関しては、狂犬病などの規則があるので捕獲ができるようになり、野良犬が走り回ることはなくなりました。猫に関しては、そういった決まりがないことや、飼い猫なのか野良猫なのか分からないために捕獲ができません。それでも野良猫に対して、むやみに餌を与えないなどの注意も定着しつつあり、以前よりは減少傾向にあるようです。

しかし、猫は年に二、三回赤ちゃんを産み、一度に五、六匹ほど生まれますので、どんどん増えていきます。繁殖期になると、鳴き声がうるさいとか、軒下や倉庫にすみ着いているとか、赤ちゃんを産んでしまったとか、庭に入ってきてふん尿などに困っているという声をよく耳にします。特に五明地域や十四山地域など、私も相談をお受けいたしました。

愛知県では、そういった所有者のいない猫の適正管理マニュアルを作成し、人も動物も穏やかに暮らせるまちづくりを目指して地域猫活動を支援しています。

そこで、まずお伺いいたします。

地域猫の定義と対応について、苦情とか相談なども踏まえて市の見解をお聞かせください。

○議長（平野広行君） 梅田環境課長。

○環境課長（梅田英明君） 地域猫とは、飼い主のいない猫のうち、地域住民がその地域で餌の管理、ふん尿の処理をして、去勢・避妊手術が施されている猫のことです。

愛知県では、地域にいる所有者のいない猫や餌をやっている人を排除するのではなく、私

たち人間と同じ命あるものとして捉え、地域の中で猫を適正管理することで地域住民との共生を認め、自分たちのまちの問題として迷惑やトラブルを解決して環境美化を図る地域猫活動を支援しています。

本市に寄せられる相談としては、「自宅の庭が猫の通り道になって困っている」や、「隣のほうから猫が来て排せつしていく」「猫が子を産んだようだ」などが寄せられております。

○議長（平野広行君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） 地域猫とは、飼い主のいない猫のうち、地域住民がその地域で餌の管理、ふん尿の処理をして、去勢・避妊手術を施されている猫ということでした。

では、本市において地域猫活動をされてみえる団体はありますか。また、地域猫活動とは具体的にどのような取組でしょうか、お伺いいたします。

○議長（平野広行君） 梅田環境課長。

○環境課長（梅田英明君） 本市に活動拠点を置くボランティア団体は把握していません。

地域猫活動とは、特定の飼い主がなく、公園や市街地等にすみ着き、人から餌をもらったり、ごみをあさるなどして生活している猫を適切に飼養、管理するために、地域の住民の理解と協力の下で共同飼養する活動のことです。

その地域に住んでいる住民たちが協力し、ボランティアの助け等も得ながら、地域にすみ着いている所有者のいない猫に去勢・避妊手術を行い、適切な餌やり、給餌場所の清掃、管理、トイレ等を設置し、ふん尿の始末と管理などを継続的に実施し、将来的に飼い主のいない猫をなくすことでトラブルの解決を目指す取組です。

○議長（平野広行君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） ただいま環境課長から、地域猫活動の具体的な取組をお聞かせいただきました。

昨年の夏、私が相談を受けた方なのですが、SNSで発信されてみえました。その内容は、自宅の庭に野良猫が3から4匹の子猫を産み、すみ着いています。母猫は、とても痩せた体で一生懸命子供を守り育てています。手を出せば命に責任を持つことになるので安易には保護できませんが、親猫も保護できたとして、猫らの避妊・去勢手術の費用、病気の有無の検査の費用は私のほうで負担させていただいた上で、どなたか一匹でも引き取っていただけないでしょうかという内容でした。

仕事をしながら自分の時間と私財をなげうって猫の去勢・避妊手術、いろいろな保護団体に連絡を取って、しつけや里親探しを行っておられ、その様子を動画や写真で発信されながら保護猫の譲渡につなげておられました。去勢手術された母猫は元いたところに返し、餌と水をあげてみえるそうです。猫の命を守り、猫の繁殖を抑え、幸せに暮らしていけるように譲渡していく、このような献身的な取組をしていらっしゃいました。

先日、ねこネットあまさんがネット配信されていた猫の譲渡会のお知らせを目にして行ってきました。ゲージに1頭ずつ入っていて、猫の名前や様子、性格などをアピールされた言葉が添えられていて、多くの方が来場されていました。保護した子猫、成猫は、インターネットや譲渡会などで新しい飼い主を募集し、譲渡します。サポートを含め、年間200から250譲渡しているそうです。ボランティア団体の責任者の方にもいろいろ聞かせていただきました。地域猫活動への取組「TNR（トラップ・ニューター・リターン）」、これは飼い主のいない猫を一時保護し、避妊・去勢手術を施し、元の場所に戻すことにより不幸な命が増えないようにしていること、猫と人との共生を目指してサポート、支援されていること、またスタッフ、有志の方が作成された捕獲するときの注意事項や動物病院の詳細一覧など、一つ一つ丁寧に分かりやすく作られた冊子も頂きました。

捕獲ゲージも貸し出しされているそうです。本市でも、このような捕獲ゲージがないかと伺ったところ、もう少し大きなおりのような捕獲機はあるとのことでしたが、できれば小動物用の捕獲ゲージもあるといいかと思います。一人で地域猫活動はできません。優しさがゆえに多頭飼育につながり、体調を崩されてどうしようもなくなってしまうケースもあると聞いています。

本市においても、今後このような活動を市民の力を借りて進めるに当たり、制度の整備を含めボランティア団体の登録が必要だと考えますがいかがでしょうか、お伺いいたします。

○議長（平野広行君） 梅田環境課長。

○環境課長（梅田英明君） 地域猫活動は一個人でできることではありませんので、実施していくにはやはり活動が地域の同意を得て継続され、複数の方が所属する団体は必要でありますので、議員が言われるように登録は必要であると考えます。

○議長（平野広行君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） 団体登録することで、横のつながりもできると思います。ぜひ一歩前に進めていただけますようよろしくお願いいたします。

次に、去勢・避妊手術の助成についてお伺いいたします。

愛知県でも多くの市町が地域猫活動にしっかり取り組まれておられます。猫の繁殖を抑制し、地域の快適な生活を確保する、また環境美化といった観点から、この避妊手術や去勢手術に助成している自治体が増えてきています。

手術は、1匹1万から3万以上かかると言われております。手術を受けた猫は、その印として耳をちょっとカットとして「さくらねこ」と呼ばれ、目印にしています。こういった活動をされてみえる個人や団体に去勢・避妊手術の助成ができないか、お伺いいたします。

○議長（平野広行君） 梅田環境課長。

○環境課長（梅田英明君） 所有者のいない猫を捕獲し、去勢や避妊手術を継続して行う活動

である地域猫活動には、活動する方や地域の方の活動に対する相当な理解や協力が必要です。そのため、活動を継続して行っていただく団体が不可欠と考えております。

本市に活動拠点を置く地域猫活動団体ができれば、本市といたしましては動物基金の行政枠の活用につなげることを検討してまいります。

○議長（平野広行君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） 前向きな御答弁と受け止めさせていただきます。

先日新聞で、津島市が地域猫活動のグループに対し、補助金を提供する制度をスタートし、飼い主のいない猫が増えないように対策を取られました。公益財団法人どうぶつ基金の内容をお聞かせください。

○議長（平野広行君） 梅田環境課長。

○環境課長（梅田英明君） 動物の適正な飼育法の指導、動物愛護思想の普及等を行い、環境衛生の向上と思いやりのある地域社会の建設に寄与することを目的とした公益財団法人であり、主な事業内容としては、犬や猫の不妊手術奨励事業や動物愛護思想の普及啓発事業を行っています。

活動の一例として、さくらねこ無料不妊手術事業があります。これは、どうぶつ基金の協力病院に限定されますが、不妊手術が無料で受けられる事業です。どうぶつ基金によると、県内12の市町村がこの事業を活用しているとのことです。

○議長（平野広行君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） ぜひ、遠い市町での動物病院では大変ですので、地域の動物病院が協力病院となっていただけよう働きかけをお願いいたします。

今後、地域猫活動をしてくださる団体やグループができましたら、事業を支えていただけるよう助成や基金などを検討していただきたいと思います。

次に、動物愛護についてお伺いいたします。

動物愛護条例とはどういったものか、お聞かせください。

○議長（平野広行君） 梅田環境課長。

○環境課長（梅田英明君） 愛知県では、動物の愛護及び管理に関する条例を制定しています。この条例は、動物の適切な取扱い、その他動物の愛護及び管理に関する事項を定めることにより動物の健康及び安全を保持するとともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止することを目的としております。

○議長（平野広行君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） 本市におきましては動物愛護条例はありませんので、動物愛護の理念、市や市民、飼い主の責務を明示した本市独自の動物愛護条例を制定してはいかがでしょうか、お伺いいたします。

○議長（平野広行君） 梅田環境課長。

○環境課長（梅田英明君） 動物の愛護及び管理に関する法律及び愛知県条例で対応可能と考えておりますので、本市独自の条例を制定する予定はございません。

○議長（平野広行君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） 本市においては、愛知県条例を準用して対応していくとのことでした。

続きまして、本市の小学校における動物愛護教育をお聞かせください。

○議長（平野広行君） 田畑学校教育課長。

○学校教育課長（田畑由美子君） 市内の小学校では、生活科の授業の「みんな生きている」という単元において動物病院の先生を講師に招き、小動物と触れ合うことを通して命の貴さと動物愛護について学んでいます。

また、多くの小学校では金魚を飼育しており、金魚を育てながら命の貴さを学んでいます。

○議長（平野広行君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） 動物病院の先生を講師に招き、小動物に触れる機会や命の貴さ、動物愛護について教えていただいているとのことでした。素晴らしいことだと思います。また、弥富市ならではの金魚を育て、命の貴さ、弥富金魚愛をこれからも子供たちに教えて学んでいただきたいと思います。

動物の虐待というのは、いじめや犯罪の温床になるというふうに言われております。動物を通した命の大切さを教える取組を今後ともよろしく願いいたします。

最後に、ペットを飼っていることで、災害時の避難を諦めている方がいるかもしれません。動物愛護の観点から、ペット同伴避難所を設置する考えはないか、お伺いいたします。

○議長（平野広行君） 太田防災課長。

○防災課長（太田高士君） 従来から本市の指定避難所は、飼い主とペットが同行し、避難所において避難生活をする場合、原則として餌やりやし尿処理などといったペットの世話をするとき以外は、飼い主とペットは別の場所で生活することになります。

また、飼い主の方は、ペット用トイレ、餌や水はもちろんのこと、ふだんおとなしいペットでも、避難生活は環境が大きく変わり、大変ストレスになる可能性があるため、ペットの行動も考慮したケージやキャリーバックやリードなどを飼い主御自身が準備した上で避難生活をしていただきます。

飼い主とペットが別の場所で生活をする理由としては、避難所は様々な避難者が共同生活をするため、ペットと暮らすことが苦手な人やアレルギーがある方もいることから、ペットに関する避難所運営は特別な配慮が求められるからであります。

このため、現時点では、飼い主とペットが同じ空間で一緒に生活をするといったペット同

伴避難所を設置する考えはありません。しかしながら、ペットが理由で避難しないことは命の危険につながる可能性もあることから、今後も内閣府の避難所運営ガイドラインや環境省の人とペットの災害対策ガイドラインなど、国の動向を注視してまいります。

○議長（平野広行君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） 私も今回初めて知りましたが、本市の避難所は同行避難で避難所までペットと一緒に避難し、避難所ではペットと飼い主は別の場所で過ごすとのことでした。ペット同行避難は、動物愛護の観点のみならず、動物の放浪防止や生活環境保全の観点から必要な措置だと思います。

しかし、伺ったところ、避難訓練ではペット同行避難を行ったことはないとのことでした。ペットの飼育される場所は避難所で決まっているのでしょうか。例えば動物が苦手な方、アレルギーがある方には、玄関近くに動物の避難設置場所があれば、中に入ることができず、取り乱してしまうおそれがあります。そういった点においても双方、人間とペットが安心できるよう訓練していただきたいと要望しておきます。

犬山市では令和4年12月から、市内33か所の指定避難所のうち3か所をペットと同室で過ごせる避難所に位置づけ、避難時の室内へのペット受入れを可能としました。動物にとっても、人間にとっても、共に安心して避難できるのではないかと思います。ぜひ本市も今後の参考にさせていただきたいと思います。

飼い主が責任ある飼い方をするのはもちろんのこと、私たち人間と同じ命あるものとして捉え、地域の中で適正管理を図っていく取組が形になるよう進めていただきたいと思います。

最後に、市長の見解をお聞かせください。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） ペットは様々な形で生活を豊かにしてくれますが、人間の無責任な行動が飼い主のいない猫を生んでしまいます。

人と動物との調和の取れた共生社会を実現するためには、飼い主がルールを守り、責任を持って動物をその終生にわたり適正に飼養することが重要であり、行政としても引き続き普及啓発をしていかなければならないと考えております。

また、次代を担う子供たちが動物愛護の心を育んでいくことは、動物と共生する社会を実現する上で大変重要であり、子供たちに向けた動物愛護の教育を行っていく必要があります。

ペットとの同伴避難につきましては、ペットを屋内に入れるということは、苦手な方、またアレルギーのある方もいらっしゃいますのでなかなか難しいのではないかと思います。国の動向や、先ほどお話がありました先行自治体の事例も参考にしながら、本市といたしましてどんなことができるか研究してまいりたいと思っております。以上です。

○議長（平野広行君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） ぜひ行政、動物病院、自治体、ボランティアが連携できるよう、前向きな推進をよろしくお願いいたします。

続きまして、2点目の障がい者移動支援・情報支援について質問させていただきます。

まずは、障がい者移動支援について伺います。

弥富市障がい者計画に関する数値目標等の移動支援事業の概要や屋外での移動が困難な障がいのある人等に対して外出のための支援を行うことにより、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動の社会参加のための外出の際の移動を支援しますと明記されています。

第5期の利用実績では、平成30年度28人、令和元年21人、令和2年10人の見込みと示され、令和3年、4年、5年度と25人を利用見込数として掲げておられました。新型コロナウイルス感染症対策の影響もあったと思いますが、どのぐらいの利用者がいらしたのか、利用実績をお伺いいたします。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 移動支援事業は、屋外での移動が困難な障がい者等に対し、円滑に外出ができるようヘルパーが付き添い、移動の支援を行うものでございます。

この移動支援事業の実績値ですが、令和3年度は9名、令和4年度は11名の方が利用をされました。計画値を下回ったことにつきましては、議員御指摘のとおり、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による外出控えが主な原因であると考えております。

○議長（平野広行君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） 移動支援を必要としている人がどれぐらいいるのか、伺います。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 移動支援事業による外出の範囲につきましては、市ホームページにおいて周知をしているところでございますが、事業の対象として認められるものは、社会生活上必要不可欠な外出、余暇活動など社会参加のための外出となっており、全ての外出について利用が認められるものではございません。

実態として事業の利用が必要な方がどの程度お見えになるか把握できておりませんが、利用には至らなかったものの、すぐに事業が利用できるよう手続をされた方は、令和3年度末時点で50名、令和4年度末時点で43名となっております。これらの数値は計画の見込数を上回っており、新型コロナウイルスの影響がなかったとした場合、事業を必要としている方の利用が増加し、もう少し計画値に近づいたのではないかと考えております。

○議長（平野広行君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） 移動支援事業への申込みが上回っているということは、サービスを

必要とされている方、困ってみえる方が多くいらっしゃるのかと思います。ぜひ移動支援を利用しやすくできるように取り組んでいただきたいと思います。

次に、余暇活動をしたい人はどれくらい見えるのか、お伺いいたします。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 現行の計画策定時に実施しましたアンケート調査の自由意見において、障がい者を対象としたイベントの情報や体を動かす機会の確保など余暇支援に関する御意見をいただいていることから、具体的な人数は把握できておりませんが、余暇に対する支援を希望される方は一定数お見えになるものと考えられます。

また、実際に移動支援事業をどのような目的で利用されているのか確認しましたところ、買物による外出が多数あり、買物自体を楽しみの一つとして利用されている方もお見えになります。

○議長（平野広行君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） 障がい者福祉サービス等の利用、力を入れてほしいアンケートの自由意見では、移動支援や相談体制についての意見が多く上がっていましたが、本市としてどのような対応をしているのか、お伺いいたします。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 移動支援につきましては、従前より事業を実施しております福祉タクシー料金助成利用券でございますが、事業拡充の観点から、利用券により利用が可能なタクシー事業者を増やすことで利便性の向上に努めております。

なお、令和3年度以降、リフト付タクシー、いわゆる介護タクシーの事業者を8者追加しております。

また、相談体制につきましては、障がい福祉の総合相談事業である基幹相談支援事業を令和3年1月よりNPO法人海部南部権利擁護センターに事業を委託し、相談体制の充実を図っているところでございます。

令和5年度につきましては、前年度よりさらに精神保健福祉士の有資格者2名を増員し、地域の相談支援事業所の後方支援や保健所等の他機関との連携強化、地域移行及び地域定着の実施に向けた環境整備等の課題解決に向け、事業を推進しております。

○議長（平野広行君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） ありがとうございます。移動支援、相談支援に力を入れてくださっていることが分かりました。

先日、市役所にお見えになった高齢者の方が、手続を終えた後、タクシーを頼んだら、1時間待ちとのことでロビーで待たれておられました。受付コンシェルジュの方に聞かせていただきましたところ、長時間待ちが最近多いとのことでした。タクシー事業者を増やされて

いる、また6月からデマンド交通「チョイソコ」が南部地域でお試し期間として始まりました。このような現状把握も踏まえた上での対応、対策もよろしくお願いいたします。

次に、障がい者情報支援についてお伺いいたします。

障がい者が日常生活や災害時に必要な情報を取得、利用し、円滑に意思疎通ができるように支援する障がい者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が令和4年5月に施行されました。内容と取組をお聞かせください。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法は、全ての障がい者があらゆる分野の活動に参加するためには、必要となる情報の十分な取得、利用及び円滑な意思疎通が極めて重要であることに鑑み、障がい者による情報取得、利用及び意思疎通に係る施策を総合的に推進し、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく共生社会の実現に資することを目的に、令和4年5月に施行されたものでございます。

同法の基本理念においては、障がいの種類や程度に応じた手段を選択できるようにする、日常生活や社会生活を営んでいる地域に関わらず等しく情報取得などができるようにする、同一内容の情報を障がい者以外の方と同一時点で取得できるようにする、デジタル社会において全ての障がい者が高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術の活用を通じ、情報の取得や利用などを行うという事項が掲げられております。

また、地方公共団体の責務といたしまして、これらの基本理念にのっとり、地域の実情を踏まえつつ、障がい者による情報の取得、利用及び意思疎通に係る施策を策定し、実施することとされております。

本市におきましては、今年度に策定いたします弥富市障がい者計画等におきまして、同法の趣旨を踏まえた施策を掲げてまいります。

○議長（平野広行君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） デジタル化が進む中、先日、「公明新聞」に、身近にあるスマートフォンを利用した障害者手帳「ミライロID」というアプリを導入された記事が掲載されておりました。障害者手帳の情報を事前に登録しておくことで、電車やバスなどの公共機関で手帳代わりに利用できます。今年3月にはJRを含む鉄道事業者120社が導入を開始し、全国で1,000社を超える事業者がミライロIDを本人確認書類として認めています。

現在の障害者手帳は、医療費負担の軽減や公共交通機関の運賃割引などの支援が受けられる一方、紛失や個人情報漏えいのリスクがあるほか、利用するたびに事業所に個人情報を見られることから、利用者の心理的な負担を指摘する声があります。

ミライロIDはスマホに障害者手帳の情報を登録しておくもので、紙の手帳を持ち歩かな

くてもよいのが最大の利点で、アプリ特有の機能として飲食店で使えるクーポン配信や障がい者の生活に役立つ情報発信などがあります。全国3,000以上の事業者が本人確認書類として活用しており、紙の手帳と同様の扱いをする自治体も増えているそうです。

障がいといっても、身体や知的、精神、視覚、聴覚など、あらゆるお困りがあります。しかしながら、共通することの一つに、サービスを受けるには障害者手帳をいつも身につけておかなければならないことです。視聴覚障害者の方から以前、「障害者手帳を出しやすいようにかばんに入れているが分からなくなってしまう」とか、知的障害者のお子さんを持つお母さんは、「一人で行動させる際になくしてしまわないか心配」「障害者手帳は紙なのですぐぼろぼろになってしまう」「必要なときに忘れてしまう」などとお声を伺いました。私の娘も、ほとんど必要な書類提出以外は、なくさないように家の引き出しにしまっている状況です。

ミライロIDは無料で使えます。iPhoneはアップルストア、アンドロイド端末はGoogle Playからアプリをインストール、アプリの指示に従い障害者手帳を撮影し、画像データを送付します。ミライロIDのヘルプセンターがAIや目視による確認作業を経て、手帳情報の登録が完了すれば利用できます。端末の読み上げ機能を使えば、登録作業を音声でサポートしてくれます。

実は、いろいろ私、お話ししましたが、本市のホームページを検索しましたところ、ミライロIDが導入されておりました。しかしながら、私の周辺では皆さん、知らない方がほとんどでした。デジタル障害者手帳「ミライロID」の周知と活用をお聞かせください。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 株式会社ミライロが提供するスマートフォン向けアプリのミライロIDにつきましては、利便性の向上や心理的負担の軽減などの効果が期待される点については議員御指摘のとおりでございます。

ミライロIDにつきましては、きんちゃんバスの運賃支払い時に手帳の代わりに御提示いただくことで割引が適用となり、市ホームページにおいても周知しているところでございます。

現在、株式会社ミライロのホームページにおきまして、全国でミライロIDが使える公共交通機関や施設等が検索でき、自治体で検索いたしますと本市の情報としてきんちゃんバスが紹介されております。

本市におきましては、現状、障害者手帳による割引が受けられるものがきんちゃんバスに限られているため、公共施設という枠組みにおいてはミライロIDを利用できるものがほかにございせん。しかしながら、鉄道など多くの交通機関においてはミライロIDを利用することが可能となっておりますので、今後、周知に努めてまいりたいと考えております。

○議長（平野広行君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） 障害者手帳申請時に、こういった情報周知を丁寧にしていただきたいと思いますがいかがでしょうか、お伺いいたします。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） ミライロ I Dのようなデジタル型の障害者手帳は、今後一層普及が進むものと考えます。本市といたしましても、障がい者における利便性向上を図る観点から、デジタル型障害者手帳の普及啓発に取り組む必要があると考えますので、手帳の新規交付時や更新時において、チラシの配布を実施いたします。

なお、現在、市ホームページへの掲載も準備を進めており、また今年度実施予定の次期弥富市障がい者計画におけるアンケート調査におきましてもデジタル型障害者手帳に関する質問を追加し、既に手帳をお持ちの方に対する周知についても実施してまいります。

○議長（平野広行君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） 前向きな御答弁に感謝いたします。ぜひ分かりやすい周知と親切な対応をお願いいたします。

最後に、市長総括をお聞かせください。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 近年におけるデジタル化の波は、障がいのある方を取り巻く環境においても例外ではなく、ミライロ I Dのようなデジタル型障害者手帳やインターネットなど情報通信技術の活用は、障がい者にとってあらゆる分野の活動に参加するために必要不可欠なツールの一つであると考えております。

本市障がい者計画において、「共に認め、支え合うまち、その人らしく生きるを支援する・弥富」を基本理念として掲げており、この理念を踏まえた基本となる目標を定め、障がい福祉について様々な施策に取り組んでいるところでございます。

本市といたしましては、これらの目標を着実に実行するとともに、デジタル社会に適宜対応することにより地域共生社会の実現がより一層可能となるものと考えておりますので、引き続き誰もが暮らしやすく優しさを持ってつながるまちづくりを目指してまいります。以上です。

○議長（平野広行君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） 市長より心強い答弁をいただきました。これかもら地域共生社会の実現、誰もが暮らしやすく生活できるようサポートしていただきますようお願いを申し上げ、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（平野広行君） 暫時休憩します。再開は午後 3 時35分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 3 時23分 休憩

午後 3 時35分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（平野広行君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、那須英二議員。

○2 番（那須英二君） 2 番 那須英二。

通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

今回、テーマとしては3つ。まずは、物価高騰から市民の暮らしを守る対策を、2つ目、3歳未満児の保育料や育休退所の改善を、3つ目、補聴器購入の補助をということで、3点質問させていただきたいというふうに思っています。

まず、物価高騰対策ということでございますけれども、現在、昨年から消費者物価指数というものが約4%上がっているという報道がございます。これはどういう数字かということ、1981年ぶり、第2次オイルショックのときぶりだということでございます。

さらに危険があるのは、今、消費者物価指数と言いましたが、企業物価指数というものがありまして、これに対しては10%以上、今、価格が高騰しているということでございます。

というのは何かといいますと、この差額が要は価格に転嫁できていないということなんです。そう考えると、今後まだ物価が上がるということが予想されております。

先ほど消費者物価指数4%と言っておりましたけれども、現状でもどうなっているかと。例えば日用品でいえば、洗剤やトイレットペーパーなどは15%から20%上がっていると。食品類は9%、これは生鮮食品を除くものでいえば、その数値になると。飲料水も7%程度。卵なんかは2倍近く今高騰しているという状況でございます。また、ガスや電気も20%以上となっております。

こうした状況がございます中で、今、賃金が上がっているのかということでございます。昨年と比べてマイナス7%というところになっていきます。物価が上がったのに対して、逆に賃金は下がっているというところがございます。

そうした中で、昨日報道がありました生活保護のこの率、前年度比では6.9%というふうに増加しているというところがございます。

こうした中で、私のほうでも、今基準より、生活保護の基準が大体1人10万円程度というところでありましてけれども、その基準よりも高い年金をもらっていても、最近、生活保護を受けたいんですけどという相談が実際増えている。今までぎりぎり頑張っていた人たちが、限界を迎えているということの表れだというふうに思っています。

そのことを含めて、やはり今真剣にこの物価高騰対策をしていかなければ、暮らし、命、乗り切れないという状況になるんじゃないかというところがございます。

そこでまず1つ目、今回、補正予算のほうで様々な対策メニューが打ち出されておりました。

たが、これをどのような経過で検討して金額等を決められたのでしょうか、お答えください。

○議長（平野広行君） 佐藤企画政策課長。

○企画政策課長（佐藤文彦君） このたびの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金につきましては、令和5年3月末に交付限度額が示されたわけですが、内訳といたしまして、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地域の実情に合わせて必要な支援を行う事業として9,177万4,000円、物価高騰の負担感が大きい低所得世帯への負担軽減を図る事業として7,282万3,000円、計1億6,459万7,000円となります。

前者につきましては、国より推奨事業メニューなどが提示されておりますので、その範囲内において事業を検討した結果、物価高騰が今もなお続く中、学校給食費における保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的とし、給食費のうち今年度上昇分となる1食当たり20円の保護者負担分を優先して選択し、さらに昨年度に引き続き広く市民及び事業者に直接的効果を及ぼすライフラインの一つである水道料金の基本料金4か月分を免除に充てることといたしました。

低所得世帯支援枠につきましては、国が想定するコロナ禍において、原油価格・物価高騰等に直面する低所得世帯を対象に、1世帯当たり3万円給付を実施いたします。

保育所等給食費軽減対策支援金につきましては、令和4年度に引き続き、愛知県の補助事業として、私立認定こども園を対象に令和5年4月から9月までの食材費高騰分を児童1人当たり1食60円を支援するものであります。

1食60円の考え方としては、令和3年3月の生鮮食品の消費者物価指数を基準点として令和5年3月における伸び率を評価したものと示されており、その負担割合は県が3分の2の40円、市が3分の1の20円となっております。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 今、この補正予算における金額等の内訳、あるいは支援メニューを選んだきっかけ、こうした推奨事業というもののなかから選ばれたということでした。

では、国の今の対策費というのは幾らなのか。それで、どのように自治体に配分されているのか。また、次に来る時期などは決まっているのでしょうか。

○議長（平野広行君） 佐藤企画政策課長。

○企画政策課長（佐藤文彦君） 国では、令和5年3月28日付で、令和4年度一般会計、新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費の使用が閣議決定され、低所得世帯支援枠に5,000億円、推奨事業メニューに7,000億円、計1兆2,000億円の増額が措置されたところです。

各自治体への配分につきましては、低所得世帯支援枠は令和3年度住民税非課税世帯等臨

時特別給付金による支給世帯数に0.7を乗じた値となっており、令和5年度分との差分につきましては冬頃追加配分が予定されております。推奨事業メニュー分は、人口や物価上昇率等を基礎として算定した額とされております。

追加配分につきましては、先ほど申し上げました低所得世帯支援枠の差分が冬頃通知されるものと承知しておりますが、そのほかについては現時点では未定です。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 低所得世帯支援枠と推奨事業メニューの枠があるということで、合計1兆2,000億円を分配するということになりました。その計算方法としては、人口等を加味しながら様々な形で分配されているわけですが、低所得者支援枠については冬季にももう一回来る予定となっているということでした。

であれば、この推奨事業メニューの部分も冬季頃に来ていただきたいというふうに思っていますので、ぜひこういったことに関しては自治体からも、この支援じゃ足りないんだというところで国に要求してほしいと思いますので、市長、ぜひ頑張ってくださいというふうに思います。

次に、今、給食費にも補助が入っております。小・中学校でいえば20円、保育所でいえば60円と、私立保育所に限るということですが。公立保育所のほうは、そもそも弥富市のほうが負担しておりますので、そこはかかっていないということでもありますので、その分は私立保育所だけとか、そういうことではないのでいいんですけれども、そうした中で、今、近隣の津島市さんを見ると、当初予算からもとめて津島市さんのほうは給食費を半額にするということで半額を打ち出したんですが、今回のこの支援金を受けて7月より無償化するということが出ています。また、あま市等でも給食費無償化ということが今議会で言われているということでした。

ぜひ弥富市でも、この給食費に対しても無償化を検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（平野広行君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 本市では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、令和5年9月から令和6年3月までの給食費の保護者負担分について1食当たり20円の補助を行います。今年度は4月から、市独自に1食当たり30円の食材費の物価高騰対応分について補助を行っておりますので、補助の合計が50円となり、昨年と同規模の補助となります。

令和5年3月議会において議員に答弁を申し上げましたが、本市では保護者の皆様には食材費のみを給食費として御負担をいただいているところでございます。おいしい給食を提供するために自校方式とし、温かいものは温かく、冷たいものは冷たく食べることができてお

ります。また、食物アレルギーに対しても、きめ細かな対応をしております。今後も自校方式を維持しながら、将来にわたり安全・安心でおいしい学校給食を実施していくためには、食材費については引き続き保護者の皆様をお願いしたいと考えております。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 給食費のほうに関してはそういった考え方ということでございますけれども、今の国の補助メニューからすると、今、保護者負担の軽減という形でぜひやっていただきたいということで、この支援金を使って高騰分を抑えたわけですけど、実際に一説には保護者負担の軽減、今は本当に物価高騰で大変だと、暮らしが大変だということで、その負担を軽減するという意味では、負担が減らなければ、あまり今の家計における大変さというのは軽減できないわけですので、高騰分を抑えるというのは確かにいいと思うんです。それは弥富市が努力した部分だと思うんですけど、やはり実質負担を下げていかないと今の暮らしが乗り切れないということまで一步踏み込んでいただきたいと思っています。

津島市なんかは今回無償化するという段階で、何でそんなに財源があるんでしょうかということ近く議員に尋ねました。やはり国から来るお金だけでは足りないというところですね。市費を投入しながら、こういう対策に充てているということが言われております。ぜひ国から来たお金だけじゃなくて、市費のほうもしっかりと投入しながら対応していただければというふうに思っています。

続きまして、水道料金、今、4か月分の免除が行われようということで議案に載っております。この4か月分免除にすれば、全世帯に負担軽減となりますので、これは本当によい対策だというふうに感じております。

しかし、残念ながら、なぜか4か月だけということですので、これは年度末までぜひ行っていたきたいと思いますが、そういった検討は行わなかったんでしょうか。

○議長（平野広行君） 柴田市民生活部長。

○市民生活部長（柴田寿文君） 水道料金の基本料金免除につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源として、広く市民及び事業者直接的効果を及ぼすライフラインの一つである水道料金の基本料金4か月間を免除といたしました。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） その4か月免除いたしましたじゃなくて、何で4か月だけなんですかと。年度末までやらないのは何ですかということなんですが、いかがですか。

○議長（平野広行君） 柴田市民生活部長。

○市民生活部長（柴田寿文君） お答えいたします。

最初に企画政策課長が答弁しましたように、このたびの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の配分があります。それに併せまして、やはりいろいろとほかにも事業等

を考え、そういうことも鑑みまして今回4か月とさせていただきましたので、全て交付金では賄えませんので、市財のほうも投入いたしまして今回やるものでございます。ですので、それ以上の年度末までということは想定しておりませんので、御配慮いただきますようお願いいたします。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 国からの交付金を使って対応していくと。それは多少足りない分は出てきますので、その分は市財で対応しているということですが、これはちなみに4か月で基本料金減免の部分で幾ら使うんでしょうか。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） なぜ4か月かというようなお話をいただいておりますが、この4か月で市の市財、一般財源を投入するのは約2,000万投入するわけで、それぐらいしか残念ながら、国のほうからは今回の地方創生の臨時交付金を頂けなかったということがありますもんですから、御理解をいただきたいと思う次第でございます。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 先ほど交付金のほうでは冬季に低所得者支援枠として入ってくると。これは多分、水道料金には使えないということだと思うんです。であれば、推奨事業メニューのほうに乗せていくしかないということだと思うんです。そこをまず国に要求するとともに、津島市なんかは、もっと2,000万どころじゃなくて、かなり大きな金額をつぎ込んで無償化の対応に踏み込んでいるということなんです。今、市民の暮らしを考えると、本当に耐えられないというところで多分大きく踏み込んだと思うんですよ。だから、それは市長の決断で、市民の生活を守っていくんだと、しかももしかしたら冬季に、そうした推奨支援枠でも、また来るかもしれない。来るかどうかは見えない段階で決めることはなかなか決断力が要ると思うんです。でも、今、基金もあるわけですから、そこを使ってでも、この対策をしていくんだという力強い市長の姿勢を打ち出していただければというふうに思っていますので、まだ逆に言えば4か月過ぎた、例えば8月から11月までやるとしたら、その期間の後でありますので、そこから補正予算でさらに追加ということも考えられますので、ぜひ御検討をよろしくお願いいたします。

続きまして、今、物価が高騰して大きく負担になっている。先ほど冒頭にも少し申し上げましたけれども、負担になっているのは電気料金だと思います。私の家計からすれば、例えば太陽光パネル、うちついているんですけど、別に自慢とかじゃないんですけど。大体、今までは月1万円ぐらいの電気料金だったんです。ところが、さっき20%と言っていましたけど、その20%を掛けると1万2,000円ぐらいかなというふうに想像するんですけど、実際はそうじゃなくて、今、2万円を超えるような状況になっています。これはまだぶっちゃけ安

いほうと言ったら変ですけども、ほかの方から聞くと、何を言っておるんだ、那須はと、今は本当に3万円ぐらい来ているぞということをお話しされるわけですけども、そうした状況に今、電気料金が大きな負担となってきたという状況でございます。

ぜひ電気料金に対して、この負担を軽減する補助を考えられないかと思ひまして質問させていただきます。どうですか。

○議長（平野広行君） 佐藤企画政策課長。

○企画政策課長（佐藤文彦君） 昨今続くエネルギー価格の高騰を主な要因とする物価上昇により、市民、事業者の皆様にとっては大変な負担増が強いられていることと思います。

電気料金につきましては、再生可能エネルギーを普及する目的で毎月上乗せされている再生可能エネルギー発電促進賦課金の改定を昨今の市場価格の状況を反映して行い、5月請求の4月の電気代から、標準家庭でおおむね月平均800円に相当する負担軽減となる見込みであると政府の発表があったところでございます。

それでもなお家計等への負担は大きいわけでありますので、国の交付金等を活用した事業選択について、その時々状況を踏まえ、適切に判断してまいりたいと考えております。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 800円の補助があるということなんですが、今、施行されていると思うんですけど、その実感が全くないんですよね。全くないどころか、逆に値上がっているというような状況に置かれているのが一般家計の状況だというふうに思います。

ただ、実際にネットで調べると、マイナス7.8%とかになっているんですよね。不思議だなあとthinkながら、実質の金額は上がっているのに、何でこんなマジックが起こっているんだろうというふうに思いますけど、とはいえ実質の金額で負担があるということになりますので、そこは応援してあげることで今の難局を乗り越えるということが大事ななというふうに思っています。そういった意味で、できるメニューをとということで、うちは水道料金の部分で頑張っていくということでございますので、それはそれで続けていただいて、電気代のもしかして、もう一声言っていただければというふうに思っています。

今の物価高騰は、給料や年金が上がらない中で本当に市民の暮らしを直撃しております。これに対して国からの今の予算だけでは足りないので、国に対してさらに支援を求めていくとともに、市でも昨年積み立てた分、あるいはそれ以上に、あるいは自由通路事業を一旦停止してでも、先送りにしてでも、この対策に充てていくべきだと思いますが、市長の考え方をお願いします。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 物価の高騰による市民生活への影響は大変大きく、市民の皆様の負担軽減のために、本市といたしましても、この6月議会において、国及び県からの交付金等を

活用して子育て世帯生活支援特別給付金給付事業、価格高騰重点支援給付金事業、保育所等給食費軽減対策支援金給付事業、水道料金基本料金の4か月分免除及び臨時学校給食費補助事業に関する予算を計上しているところでございます。

また、JR・名鉄弥富駅自由通路整備及び橋上駅舎化事業並びに弥富駅北口駅前広場等整備事業は、鉄道に分断された南北地区の分断解消など、弥富駅周辺の積年の課題に対応するため第2次弥富市総合計画の重点施策として位置づけ、これまで長い年月をかけ計画的に進めてきた事業でございます。

この自由通路等整備事業を含む弥富駅周辺のまちづくりに取り組み、少子高齢化社会に対応した歩いて暮らせる利便性の高いまち、そして人が集い・交流するにぎわいあふれる空間を形成していくことが、これからの行政の責務であると考えておりますので、引き続き本事業を推進してまいります。

今後につきましては、限られた予算の中、今必要な支援について検討し、最大の効果が得られるよう事業展開するとともに、物価の動向や国・県の物価高騰対策のための施策を注視し、補助制度を最大限に活用するよう取り組み、長期的な持続可能な市政運営をしてまいります。以上です。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 自由通路に関しては、今、工事着工が始まっていくということでございます。なので、なかなか止めるというのも難しいという時期に来ていると思いますけれども、ただこれを1年、2年ずらしたって僕は変わらないというふうに思っているわけです。今、本当にそれだけ市民の方はしんどいときなんですよ。ただ、自治体が行える支援としては、財政上の問題で限界があるんですよ、実際問題。ずっとじゃあ支援を続けていくのかといったら、続けられるものじゃないと思うんです。だから、今こうした物価高騰対策を少しでも頑張っていて、その間に国に対して構造的な雇用改革、社会保障の改革、これを行っていただいて、憲法25条に基づいた健康で文化的な最低限度の生活、この保障とともに、誰もが暮らしていける生活基盤の安定を行えるよう、ぜひ市長からも提言していただきたいというふうに思っております。どうかよろしくお願いいたします。

じゃあ、続きましてテーマを変えます。3歳未満児の保育料や育休退所の改善をというところでございます。

全国の出生数が80万人を切りまして、少子化対策が急がれております。また、さきの質問で発言したように、今、生活が大変厳しくなっていており、より一層、小さな子供を預けてでも共働きで働かざるを得ない状況が増えてきています。

そうした中で、3歳未満児でも預けられる保育所は今大変助かっておりますけれども、その利用料は大きな負担となっています。第2子、第3子の子供を産みたいと思っても、

その歯止めになる可能性がございます。

そこで、この3歳未満児の保育料を引き下げていくべきだというふうに考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 令和5年3月議会定例会でも御答弁をいたしました。保育の安定的かつ継続的な維持及び公的負担と利用者負担の適正化を図るため、平成30年4月に保育料全体を改定しており、その額は依然として県内自治体の平均より低く抑えておりますので、今のところ引下げは考えておりません。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 県内自治体で確かに低く抑えられているかと思います。しかしながら、3歳以上児は今無償化で無料なんです。子供を出産して、このゼロ、1、2というところで、かなり大きな金額で預けなきゃいけないという立場の方というのが、それだけしんどい生活をしてみえるんだと。もちろん、そうじゃない人も中にはいます。中にはいますけれども、今そういう状況で預けながら働いてみえる方というのはたくさん見えるわけですよ。だからこそ、そこに対して子供を産みやすくしていくためには、ここの負担の軽減をしていかなければ要は産み控えるということになっていきますので、今までの概念にとらわれることなく、ここをやはり引き下げていくんだと。何ならここは国に対しても3歳未満児もやれというふうにぜひ要望していただきたいというふうに思っています。

もう一つは、第2子、第3子を出産し、産休から育休になると、上の子が3歳未満児の場合、退所させられると。これも大きな問題となってきました。ここでも、第2子、第3子を産もうとすると、ちょっと待とうかなということで歯止めになりかねないという状況になっておりますので、この育休退所を解消することは必要になってくるというふうに思っております。この育休退所を解消する手だてを考えていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 育休退所の解消につきましては、これまでの議会答弁と同様に、必要な保育士が確保できていないため、対応が難しい状況となっております。

以前、県が行ったアンケート結果によれば、条件に違いはあるものの、まだ7割以上の自治体が育休退所をお願いしている状況であります。育休退所を解消した場合、年度途中で育休が明け、職場復帰しなければならない保護者の保育の必要がある児童の受入れが不可能となり多くの待機児童が発生することになりますので、今のところ方針を変更できる状況にはございません。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 今、多くの待機児童が発生する可能性があるということでございますが、現状、弥富市の待機児童というのはあるんですか。ないですね。一応確認です。

○議長（平野広行君） 飯田児童課長。

○児童課長（飯田宏基君） 年度初めの4月、5月時点では待機児童はございませんが、6月、7月に入ってきますと年度途中で職場復帰しなければならない方が出てきてまして、そういった方が増えてきますと、待機児童が実際のところ発生してまいります。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 今、年度途中だと待機児童がある可能性があるということですが、なぜ年度当初はないんでしょうか。

○議長（平野広行君） 飯田児童課長。

○児童課長（飯田宏基君） 年度初めでは、育休復帰される方の人数が把握できないというのもありまして、預けたいという希望の方の人数が、今配置している保育士で何とか保育できるという状況でございます。

発達の遅れが目立つ子に対する加配もありますので、そういった職員の人数もありまして、何とか待機児童ゼロで当初はやれておるという状況です。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） そうなんですよ。当初の状況だと、育休明けの方が分からないということですけど、たしか、ちょっと何年前か忘れちゃったけど、以前に年度途中に、そういった形で復帰される方がいるから、意向調査を取ったらどうかということで提案したこともあったと思いますので、その意向調査は今やられてないということではないんですか。

○議長（平野広行君） 飯田児童課長。

○児童課長（飯田宏基君） 意向調査は行っておりません。なかなかどなたを対象に調査するのか難しくてやれる状況ではございませんが、前年度の年度途中で保育所に入れない待機証明を出している方の把握はしております。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） どなたを対象にということですから、お子さんが生まれた、出産された方に対して、そういった調査もしていただければ、ある程度把握できるんじゃないかというふうに思っています。要するに年度当初だと、保育士をそろえるために頑張るって言うところで、そのぎりぎりの定員でやっているものですから、年度途中になると預かれないという状況が起きてきているのが今の弥富市の現状かというふうに思いますので、ぜひあらかじめの保育士を確保していくということを取っていただければというふうに思っています。

現状、この育休退所を解消するために何が課題となっており、どのようになれば解消するのでしょうか。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 育休退所を解消するには、対象となる児童を受け入れたまま育休明けの保護者の児童を受け入れなければならないため、保育士の増員が絶対条件であると考えております。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 保育士の増員が必要だと思いますが、今の保育士の確保というのは進んでいるのでしょうか。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 保育士の確保に向けまして、正規職員につきましては令和3年度から保育学科のある大学等の養成校を訪問いたしまして担当者と情報交換を行うとともに、照会のあった養成校の就職説明会に参加し、保育士を志す学生と意見交換をしてまいりました。

結果といたしまして、訪問した多くの大学から受験していただくことができましたので、徐々に成果が現れているものではないかと実感しております。

また、非正規職員につきましては、広報やハローワークをはじめ、愛知県福祉人材センターや派遣会社など、あらゆる手段を活用して保育士を募集しておりますが、現時点では応募や照会がほとんどない状況であります。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 今、この保育士確保のために、かなり尽力されているというふうに私としても感じております。そうした中で徐々に効果が現れ始めているということで、実際にそうした訪問した大学から応募が増えているという話も聞いております。そういった努力は引き続き続けていただければというふうに思います。

そして、また非正規職員に関しては、なかなか募集がないという状況でありますので、ここはやっぱり現状としては増やしていかなければならないというふうに思いますが、あらかじめ正規の職員として、保育士として採用できれば、もっと増やせる状況かなというふうにも思っています。

この5年間での保育士の数の推移というのはどうなっておりますでしょうか。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 保育士数の推移につきましては、令和元年度から5年度までお答えさせていただきたいと思います。

令和元年度は、正規職員107人のうち産育休が5人、非正規職員が147人。令和2年度は、

正規職員101人のうち産育休が6人、非正規職員が140人。令和3年度は、正規職員101名のうち産育休が6人、非正規職員が135人。令和4年度は、正規職員100人のうち産育休が6人、非正規職員が139人。令和5年度は、正規職員98人のうち産育休が7人、非正規職員が136人となっております。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 今、数字を言っていたんですが、令和元年度、正規職員107人、令和5年度、正規職員98人、約10人ぐらい減っていると。産育休は大体5人から7人、平均的に休まれていると。僕も前、前期、何年ぐらい前でしょうか、聞いたときも、同じぐらいの産育休の数なんですよね。ということは、平均してこのぐらいは休まれるということになっておりますので、逆に言えば平均して、この分を補充していかなきゃいけないというふうに考えております。そうした中で正規の数を増やしていただければというふうに思っております。

非正規職員の数も、令和元年度だと147人から令和5年度だと136人と、これも10人ぐらい減っていると。正規と非正規を合わせて20人ぐらい減っているという状況になっているのが現状だと思うんです。保育士の方を集めたくても集められないという状況があると思いますが、これはなぜ保育士が集まらないんでしょうか。理由は何か分かりますか。

○議長（平野広行君） 答弁できますか。

飯田児童課長。

○児童課長（飯田宏基君） この3年ほど、保育士を要請する大学、短期大学を訪れて担当者と懇談をしておりますが、まず少子化に合わせて保育士を目指すお子様が減っているというのが現実でございます。

そんな中で、国や県の意向もありまして保育士を手厚く配置するということになると、どこの市町村でも保育士不足になりまして、学生さんたちも近くに勤めたいとか、駅に近い保育所に勤めたい、また公立だけではなく私立の初任給が少し高めのところを目指したりとか、そういったことで保育士の取り扱いになっておりまして、なかなか正規職員、それから会計年度職員、派遣職員ともに、本当に確保が難しい状況になっております。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 相対的に保育士を目指される方が減っていると。さらには、特に公務現場における保育士の初任給に触れると、初任給というのは公務現場は、皆さん御存じのとおり安いんですよ。実際の初任給で比べれば、民間企業のほうが高いんですよ。だから、そういったギャップがあるのかなというふうに思いますけど、とはいえ待遇としたら、じゃあ弥富市の保育士、どうなのかというと、正規職員待遇なんですよ。だから、かなり優れていると。よくニュースで流れている保育士は給料が安いというようなイメージがあると思

うんですが、実際は弥富市の保育士、市雇用の保育士に限っては公務職員と同じ待遇なんですよね。そういう世間で言われているようなことには全く当てはまってないという状況になっていると。しかも、今まで改善に改善を重ねて休めるような状況もつくってきた。持ち帰り残業も減らしてきた。さらに言えば、ほかの対策も取りながら負担を減らしてきたというところがありますんで、ぜひそういったことをアピールしながら、より多く保育士の確保に努めていただきたいというふうに思っています。

そこで一つ引がかかるのは、定数管理の部分もあるわけですから、特に公務職場だと、弥富市の正規職員としてカウントされるんですよ、市雇用の保育士というのは。だから、保育士だけで別枠として雇用できないおかげに、本庁のほうでも考えると、なかなか急に増やしていけない。また、年度差を考えると、一気に増やせないという苦しい状況があると思うんです。そういった改善も、ぜひ国にも求めていただきたいというふうに思っていますし、私のほうからも国会議員等を通じて、このことを訴えさせていただきながら、解消に努めていきたいというふうに考えております。

これは本当に保育士不足を解消していかなければならないというところだと思います。今、国のほうでも、保育受入れの要件を緩和させて、今働いてなくても預けられるような、そんな動きもございます。今、岸田さん、そうやって言っておりますので、そういった動きにも併せて、今後保育士の待遇も上げながら頑張っていただければというふうに思っております。

さて、続きまして、こうした保育士の確保は本当に大変だと思います。3歳未満児の保育料の引下げも困難があると思いますが、ぜひ踏み込んでいただきたいというふうに思っています。

そして、育休退所、したくても保育士が集まらないからなかなか解消できないんだというところがございますが、そうした解消策も今ぜひ市長にも頑張っていただきたいと思います。市長の子育て環境に対する思いを述べていただければというふうに思います。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 保育士確保の取組といたしましては、先ほど担当部長から答弁させていただきました養成校への訪問や就職説明会への参加のほか、保育所においても実習生等を積極的に受け入れ、本市の充実した保育事業をPRするとともに、在籍する保育士にとって魅力のある職場となるよう、園庭除草作業の委託、保育所情報配信システムの導入、保育士の加配などにより保育業務等の負担軽減を図ってまいります。

また、3歳未満児の保育料引下げにつきましては今のところ考えておりませんが、一部保育所の民営化などにより必要な保育士を確保し、私のマニフェストにもお示ししましたように土曜日午後保育の実施とともに、育休退所の解消に向け、退所基準である3歳未満児の見直しをはじめ、希望に応じた継続利用について順次取り組んでまいります。以上でございます。

す。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 1問、質問を飛ばしてしまいましたね。面積と保育所の実数による受入れの人数とする予定でございましたので、まずそちらのほうから先に答えていただければ。すみません、ちょっと質問が前後しておりますが。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） それでは、お答えさせていただきます。

保育室の面積等を勘案いたしました弥富市立の保育所の認可定員は1,440名となっておりますが、実態の園児数を見込んだ利用定員は1,200名としております。また、現在の園児数は929名となっております。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 保育士はまだまだ300人ぐらい預かれるということで、要するに逆に言えば、育休退所しても、そういう十分なキャパはあるんですよ。要するに、足りないのは保育士だということだと思うんです。保育士確保については、先ほどの理由からすると市町村だけではどうにもならない状況。もちろん、弥富市の魅力もどんどんアピールしていただいて、弥富市の保育現場は働きやすいんだという環境をどんどん広げていただければというふうに思いますけど、全体にマイナスのイメージで今、宣伝しているわけじゃないと思うんですけど、そういうイメージがついちゃっているんですよ。保育士は安い、きつい、大変だというようなイメージで目指される方が少なくなっているということでもありますので、その絶対数が少なくなると、それはそれで大変だと思います。

また、民間と、私立の保育所と比べれば、募集というのは大体初任給で載っていますから、初任給で見ると大きく差が出てきますよね。そうしたときに見比べたら、こっちでいくか、こっちでいくかと悩んだら、こっちのほうが高いしと最初は思っちゃうんですよ。ただ、民間のほうは緩やかに賃金ベースが上がっていくのに対して、公も結構、年数によって上がっていきますので、将来的に見込みとしては、福利厚生も含めて待遇はかなりいいと私は思いますので、そういった部分もアピールしながら頑張っていただければと思います。

それで、先ほど市長のほうから答弁いただいたんですが、最後の育休退所の解消に向けて頑張っていくということで、その退所基準を3歳未満児の見直しをはじめと書いてある。そうなんですよ。他の自治体では、年齢を少しずつ引き下げるということもありますので、そういった部分も、一気にではなくても、徐々に徐々に解消していただければというふうに思います。

また、民間についても、確かに民営化にすることによって、市雇用の保育士をほかの保育所に配分できるということは確かにありますので、その部分でも一定ゆとりができる状況の

中で、土曜午後保育とか育休退所の解消に向けていただければというふうに思っておりますので、そちらも頑張っていただければというふうに思います。

続きまして、テーマが3つ目に移ります。

補聴器購入の補助をということで、前回、他の議員の方も質問しておりました。私はてっきり、これは前向きに進んでいくのかと思っておったら、そうでもなかったということなので、改めて私からも補聴器補助の重要性を訴えさせていただいて前向きに検討していただきたいと思ひまして、今回、質問に踏み切らせていただきました。

軽度・中程度の加齢での難聴、特にそういった方々の難聴について補助をお願いしたいというふうに思います。

というのは、今、補聴器というのはかなり高額となっております。聞こえづらくなるということは、その高齢者の方の健康寿命を引き下げる。要するに、今お話をしても聞こえないと、その会話に交ぜられないんですね。そうすると、どんどん出ていくのがおっくうになってくるんです。そうしますと家に閉じ籠もりがちになってしまいますので、この悪循環が認知症等も、誘発と言ったら変ですけど、促進してしまうということで、やはりその高齢者自身の健康寿命を下げることにもつながっていくというふうに思います。

先ほど佐藤高次議員が、健康寿命を延ばすためにラジオ体操を推奨しましょうと言っておりましたけれども、そういった部分においても健康寿命を上げていくということは大変必要なことだと思いますし、医療費の増大を抑えるためにも必要なことだと思いますので、ぜひこの補聴器補助も、それこそ健康で文化的な最低限度の生活を保障するためにも、この補聴器購入の補助を考えていくべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 令和5年3月議会定例会におきまして、小久保照枝議員からの御質問に対しまして答弁をさせていただいておりますが、本市では加齢性難聴の高齢者への補聴器の購入制度はございません。

本市といたしまして、障害者総合支援法に定める補装具費支給制度の対象者となる必要度の高い方に補聴器の購入の助成を行っていることや、今後の高齢化のさらなる進展なども踏まえ、現時点で加齢性難聴対策といたしまして補聴器購入助成を行うことは難しいと考えております。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 障がいがある方とか、そういった方々にももちろん優先してやっていただくのはいいと僕は思います。ただ、今申し上げたように、この加齢性難聴についても、そういった世間とつながりをなくすことによって、余計にその方の体調が悪くなってしまうと。そうした意味では、それこそが医療費が増大する要因の一つというふうにも、数値として見

えないもんですから、なかなかじゃあこれをやったから減るんだというふうには表せないですけれども、そういったことも考えられますので、ぜひもう一步踏み込んだ形で頑張っていたきたいと思います。

現在、どこに困難があり、どのようになれば逆に実行できるのでしょうか。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 対象となる加齢性難聴者の数の把握は困難であることや国による公的補助制度がないことから、市単独事業として実施するとなると、将来的な財政負担も考慮する必要があります。

今後、国等による補聴器購入に対する補助制度が創設されれば、本市としても助成制度の導入に向けて検討ができるのではないかと考えております。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 今、数がつかみにくいというところと、国からの支援がないというところだと思います。

国からの支援も必要となってきますし、この補聴器自体は医療機器だと思うんですよね。そうした意味では、保険適用も考えていただければというふうには思います。

ただ、現状、この補聴器というのは幾らぐらいするのかというのは把握しておりますでしょうか。どうですか。

○議長（平野広行君） 安井介護高齢課長。

○介護高齢課長（安井幹雄君） お答えいたします。

補聴器もいろいろ種類がございます、そういう中で結構金額が数万円から数十万円、30万、40万と、それは片耳で、そういうような金額がございます。やはりその中でも性能がそれぞれまた違いますので、かなり多額ということになってきます。それで精度の高い補聴器で両耳というふうになると、70万、80万とか、そういうふうな金額になってくるものもあるというふうで聞いております。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） よかったです。本当にそのぐらいしちゃうんですよ、僕、びっくりしたんですけど。その方というのは、別にわざわざ高級なものを選んでるわけじゃないんですよ。お医者さんから言われると、これじゃないと多分あなたには合わないよというところで金額が勝手に上がっちゃって、いつの間にやらそんな金額になっちゃうというところなんです。これをまた今、少ない年金の中から捻出しようとする、物すごい大変な状況だということが分かっていただけだと思います。

ましてや、この補聴器というのは、じゃあ1回買えばいいかというと、そうじゃないんです。耐用年数があるんですよね。これはどれぐらいか御存じですか。

○議長（平野広行君） 答えられますか。

安井介護高齢課長。

○介護高齢課長（安井幹雄君） すみません、耐用年数に関しましては調べてはおりません。

○議長（平野広行君） 那須議員、通告に従って質問してください。

○2番（那須英二君） 通告しておりませんので、答えられなくてもいいと言えないんです。何でかという、私、補聴器、これだけするものなんだと。これは一生使えるわけじゃないんですよ。実際、耐用年数5年なんです。5年に1回買い換えるんですよ。ということは、さらにこんな大きな負担がかかってくるというのを知っていただきたいんですよ。ちょっと嫌な質問というか、通告をしてない質問をさせていただいたんですけど、それすらつかんでいないということ自体が僕は真剣度が足りないというふうに思うんです。だから、これだけ今、先ほど課長が言ったように、1回につき70万もするのを5年に1回買い換える。これは高齢者が買い換えるんですよ。年金が今どんどん少なくなっている、しかも預貯金のない中で、できますかと。あなたがそうなったらどうするんですかというような状況で困っている人たちがいるということなんですよ。

だから、こうした補聴器の補助というのは必要なんだと。しかも、聞こえなくなることによって社会的に遠ざかっていくんですよ。そうした人たちを生んでいいのかということなんです。だから、やはりここは私は憲法25条に基づく健康で文化的な最低限度の生活を保障するためにも、国としても補助する必要があると思いますし、ぜひ市でも応援をしていただきたいというふうに思うんです。

こうした高額の状況の中で、今、高齢者の方々、やむを得ず買うしかないんですよ。しかも買換え時期になると、もう私、あと5年生きられるかしらと考えながら、もうこれいいやと諦めてしまう方がたくさん、今、私のほうも聞いているわけですから、ぜひこうした中で市長、この補聴器補助、高齢者の置かれている状況についてお答えいただければというふうに思います。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 加齢性難聴は老化による聴覚機能の低下であり、誰にでも起こる可能性があります。今後ますます進展する高齢化社会におきまして、加齢性難聴は日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難にするなど生活の質の低下につながると考えます。

また、定年延長や再雇用で働くという流れになっている中で、難聴が社会参加や働く上で大きな障がいとなることなどから、難聴者の社会参加において補聴器の必要性は高まってくると推察いたします。

そのような中、補聴器の購入助成につきましては、先ほど担当部長が答弁いたしましたが、現行の制度によって必要度の高い方へ支援を行っているところであり、これに該当しない加

齢性難聴者に対する助成制度は現時点では難しいと考えます。

加齢性難聴者の補聴器購入補助につきましては、聴覚機能の低下が見られる高齢者全般に関わるものであり、国におきましては難聴と認知症の関係や補聴器による認知症予防効果などについて調査・研究が進められております。また、全国市長会におきましては、国に対して加齢性難聴者の補聴器購入に対する補助制度の創設について提言しているところでございます。

本市といたしましては、国や県、他の自治体の動向を注視しながら、他の高齢者福祉サービスの状況も踏まえて総合的に判断してまいります。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 市長も高齢者の置かれている状況というのは理解しておられると思います。だからこそ、弥富市民の高齢者を救うんだという強い気持ちで何とか頑張っていただくことを今後期待しまして、質問のほうは終わらせていただきます。

○議長（平野広行君） 本日はこの程度にとどめ、明日、継続議会を開き、本日に引き続き一般質問を行いたいと思いますので、本日の会議はこれにて散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後4時30分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 平 野 広 行

同 議員 三 浦 義 光

同 議員 佐 藤 高 清

令和5年6月9日
午前10時00分開議
於 議 場

1 出席議員は次のとおりである（15名）

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1 番 | 板 倉 克 典 | 2 番 | 那 須 英 二 |
| 3 番 | 小久保 照 枝 | 4 番 | 堀 岡 敏 喜 |
| 5 番 | 加 藤 明 由 | 6 番 | 佐 藤 仁 志 |
| 8 番 | 江 崎 貴 大 | 9 番 | 加 藤 克 之 |
| 10番 | 高 橋 八重典 | 11番 | 鈴 木 みどり |
| 12番 | 早 川 公 二 | 13番 | 平 野 広 行 |
| 14番 | 三 浦 義 光 | 15番 | 佐 藤 高 清 |
| 16番 | 大 原 功 | | |

2 欠席議員は次のとおりである（なし）

3 会議録署名議員

| | | | |
|-----|-------|-----|---------|
| 16番 | 大 原 功 | 1 番 | 板 倉 克 典 |
|-----|-------|-----|---------|

4 欠員（1名）7番

5 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（32名）

| | | | |
|--------------------------------|---------|-----------------------------------|---------|
| 市 長 | 安 藤 正 明 | 副 市 長 | 村 瀬 美 樹 |
| 教 育 長 | 高 山 典 彦 | 市民生活部長 | 柴 田 寿 文 |
| 健康福祉部長兼
福祉事務所長 | 山 下 正 巳 | 建 設 部 長 | 立 石 隆 信 |
| 教 育 部 長 | 渡 邊 一 弘 | 会 計 管 理 者 兼
会 計 課 長 | 小笠原 己喜雄 |
| 教育部次長兼
歴史民俗資料館長兼
図 書 館 長 | 伊 藤 隆 彦 | 監 査 委 員 長
事 務 局 長 | 大 木 弘 己 |
| 総 務 課 長 | 横 江 兼 光 | 財 政 課 長 | 村 田 健太郎 |
| 人事秘書課長 | 山 森 隆 彦 | 企画政策課長 | 佐 藤 文 彦 |
| 防 災 課 長 | 太 田 高 士 | 税 務 課 長 | 岩 田 繁 樹 |
| 収 納 課 長 | 細 野 英 樹 | 市 民 課 長 兼
十四山支所長兼
鍋 田 支 所 長 | 服 部 朋 夫 |
| 環 境 課 長 | 梅 田 英 明 | 市民協働課長 | 藤 井 清 和 |
| 観 光 課 長 | 浅 野 克 教 | 健康推進課長 | 山 守 美代子 |
| 福 祉 課 長 | 後 藤 浩 幸 | 介護高齢課長 | 安 井 幹 雄 |

| | | | |
|-------------|-----------|---|---------|
| 児 童 課 長 | 飯 田 宏 基 | 総 合 福 祉
セ ン タ ー 所 長 兼
十 四 山 総 合 福 祉
セ ン タ ー 所 長 兼
い こ い の 里 所 長 | 中 山 義 之 |
| 産 業 振 興 課 長 | 上 田 忠 次 | 土 木 課 長 | 神 野 忠 昭 |
| 都 市 整 備 課 長 | 三 輪 秀 樹 | 下 水 道 課 長 | 水 谷 繁 樹 |
| 学 校 教 育 課 長 | 田 畑 由 美 子 | 生 涯 学 習 課 長 兼
十 四 山 ス ポ ー ツ
セ ン タ ー 館 長 | 伊 藤 篤 由 |

6 本会議に職務のため出席した者の職氏名

| | | | |
|-------------|---------|-----|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 佐 野 智 雄 | 書 記 | 田 口 邦 郎 |
| 書 記 | 川 村 紀 子 | | |

7 議事日程

| | |
|-------|------------|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 一般質問 |

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

午前10時00分 開議

○議長（平野広行君） ただいまより継続議会の会議を開きます。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（平野広行君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、大原功議員と板倉克典議員を指名します。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第2 一般質問

○議長（平野広行君） 日程第2、一般質問を行います。

順次発言を許します。

最初に質問される高橋八重典議員から配付資料の依頼がありましたので、これを認め、各位のお手元に資料を配付しましたので、よろしくお願いいたします。

まず、高橋八重典議員。

○10番（高橋八重典君） 10番 高橋八重典です。

議長のお許しを得ましたので、通告に従いまして質問させていただきます。

近年、年末が近づくとつれて耳にする交通事故死亡者数が何年連続ワーストという言葉です。

愛知県は、愛知県警察が中心となり、関係各位の下、毎年脱ワーストをスローガンに掲げ、交通死亡事故撲滅に尽力されております。全国的に見ても、関係各位の努力と技術の進化もあり、1970年頃の1万6,000人超えをピークに、近年、交通事故者数は減少しており、2020年には3,000人を下回り、2,839人と国土交通省の交通事故状況調べでも公表されております。また、2022年は統計が残る1948年以来最少を更新し、2,610人で6年連続での減少となっております。しかし、残念ですが、なかなかワーストを克服するに至っていないのが現状で、ワースト1は返上するものの、愛知県は以前ワースト5に名を連ねる不名誉が続いております。

さきの5月12日に、節目となる第50回海部南部交通安全総決起大会が、関係者出席の下、本市で開催され、4つの誓いの言葉が採択されました。今回、採択された誓いの言葉は決して真新しいことではなく、ごく当たり前のことですが、近年のモラル低下を危惧したものであると感じ、私は理解いたしました。

こうした交通死亡事故状況の中で、道路交通法の改正が昨年から今年にかけて行われていることもあり、今回、大項目として道路交通法改正に伴う市民の認識はと題して質問していきます。その中でも、中項目1として自転車に関する改正についてと中項目2. 高齢者の免

許更新改正についての2項目をピックアップし、質問していきたいと思いますので、皆さんも再確認をしていただきたいと思います。

それでは、まず中項目1. 自転車に関する改正について質問していきます。

自転車運転といって真新しい改正といえば、皆さん御存じのとおり、令和5年4月1日より施行されたヘルメットの着用の努力義務化だと思います。

実際、令和5年4月1日に施行された内容は、自転車乗車時のヘルメット着用努力義務、自動運転レベル4の解禁で、レベル4自動運転移動サービスを特定自動運行と規定し、自動走行ロボットは遠隔操作小型車として届出制に、また白ナンバー事業者に対してのアルコールチェッカー使用義務化の延期の継続で、大きく4つ改正されております。今回改正されたヘルメットの努力義務は、自転車を日々利用される方にとっては興味深いものであると思います。

では、配付資料を御覧ください。

この資料は交通安全総決起大会の資料にも入っていましたが、愛知県交通安全協会が「ヘルメットを着用しましょう」と、このチラシを作って啓発されております。

そもそも愛知県は、令和3年10月1日より、既に県条例で大人も子供も自転車乗車用ヘルメット着用努力義務化及び自転車損害賠償責任保険加入が義務化されております。

本市として、自転車乗車時のヘルメット着用努力義務に対し、市民に対し効果的な対策や啓発は行われておりますでしょうか、伺います。

○議長（平野広行君） 藤井市民協働課長。

○市民協働課長（藤井清和君） おはようございます。

御答弁させていただきます。

愛知県下では、令和3年に自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例を制定し、自転車乗車用ヘルメットの着用の機運を醸成し、ヘルメット購入を支援するため、自転車事故による負傷者の割合が高い7歳以上18歳以下の児童・生徒など、及び自転車事故による死者の割合が高い65歳以上の高齢者がヘルメットを購入する場合に、その費用の一部を助成させていただいております。その制度の啓発のために、市内の小・中学校とヘルメット取扱店に補助金制度のチラシを配付させていただき、周知を図っております。

○議長（平野広行君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 先般の海部南部交通安全総決起大会の講演の中で、マジシャンN A Oさんがボウリングの球を落下させて人体に及ぶダメージを説明されておりました。自転車が絡む事故が起きた際、地面にたたきつけられたり、飛ばされたりし、相当のダメージが頭にかかるので、ヘルメットを着用し、自分の命は自分で守りましょうという説明と同時に、義務化にすべきと私見を言われておりました。全くそのとおりですが、施行日のニュース報

道、街頭インタビューの回答は、残念ですが、ほとんどの人がヘルメットをかぶらないと回答されておりました。理由として、違反ではないから、努力義務だから、髪がセットが乱れる、かっこ悪いなどと回答されておりました。マジシャンNAOさんが言われたとおり、私も主語が間違っている、すなわち見た目のことより命が何より貴いと考えますが、市側はどう捉えていますでしょうか。

○議長（平野広行君） 柴田市民生活部長。

○市民生活部長（柴田寿文君） 私も、議員が言われるとおりだと思っております。御自身の貴い命を守るためにも、ぜひともヘルメットを着用していただきたいと考えます。

○議長（平野広行君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 命の貴さは言うまでもありませんが、ヘルメットの着用向上に向け、本市はヘルメットの購入補助をしています、現在まで何名の申請がされておりますでしょうか。

○議長（平野広行君） 藤井市民協働課長。

○市民協働課長（藤井清和君） 令和5年5月31日時点で61名の方が申請してみえます。

○議長（平野広行君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 周知という意味では全く評価できる数字ではないと思いますが、本市として、貴い命を守るために具体的な対策を考えてみえますでしょうか、伺います。

○議長（平野広行君） 柴田市民生活部長。

○市民生活部長（柴田寿文君） 自転車利用者のヘルメットの着用啓発につきましては、市広報紙や市ホームページ等による周知と、警察と連携した商業施設等での啓発チラシの配布などを行っております。さらに、通勤・通学で弥富駅まで自転車を利用される方を対象とした啓発チラシの配布や、高齢者が集まるふれあいサロンへの出前講座などを行ってまいります。

○議長（平野広行君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） そこで、本市はヘルメット着用率ナンバー1を目指して取り組んでいくべきと考えますが、市長のお考えを伺います。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） おはようございます。

装着率ナンバー1を目指すことも大変重要ではあると思いますが、ヘルメットの着用について抵抗感もある中で、着用を当然のこととするためにも、職員が模範を示す必要があると考えております。私からも課長会などの機会を通じ、通勤や帰宅の際に、職員自身の身を守るためにも、職員のヘルメットの着用の徹底を図っております。以上です。

○議長（平野広行君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） できる可能性がある対策等は徹底的に取り組んでいただきたいと

思います。

また、自転車に乗る人だけではなく、自動車などを運転する側からしてももっと厳しくするべきだという意見も出ています。

昨今、自転車の交通ルールを守らない人、自動車は止まってくれるなど交通ルール自体間違った認識の人が多過ぎると日常的に私は感じております。

書画カメラ1をお願いします。

実際、道路交通法では自転車は軽車両であるとはっきりと明記されていますので、右側通行で自動車と同じであります。日常生活の中で見れば、逆走は当たり前、歩道の爆走、横断歩道を乗車して横断などといった、言い出したら切りがありません。

書画カメラ1の2をお願いします。

身近なところで特にひどい事例を出せば、国道1号の駅前、国道1号線の弥富幹部交番前の交差点、そしてこの弥富市の市役所前の交差点が代表的で、スクランブル交差点で本当にひどく、車を運転している側からすれば、法律遵守を徹底すべきであると考えます。

書画カメラを見ていただきますとよく分かりますが、歩車分離による信号は、自転車が歩行者信号で動いている点です。実際、自転車を降りて押していれば何も問題ありませんが、乗車していることが大問題であります。法律遵守されている人は車と同じ動きをします。車が右左折する際、自転車を待ちますが、歩行者信号で動かれている人は、来ないと右左折しようとした際に後方から直進してくる自転車がいたりすると、同じ乗り物なのにルールが乗る人によってまちまちであることは、私は問題視をします。

市側は、今問題視した状況をどのように捉えておられるでしょうか。

○議長（平野広行君） 藤井市民協働課長。

○市民協働課長（藤井清和君） 車の運転者も自転車の利用者も自転車の交通ルールを正しく理解している方は少ないと感じます。また、自転車だからちょっとくらい交通ルールを破ってもいいだろうと安易に考える方が多いようにも感じます。このように感じる原因は自転車に係る交通安全教育が普及されていないことにあると思いますので、警察など関係機関と連携して、自転車安全教育にしっかりと取り組んでいかなければならないと考えます。

○議長（平野広行君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 配付資料の裏面の、自転車の危険行為15というのが載っている裏面のほうを御覧いただきたいと思います。

愛知県交通安全協会のチラシの裏面で、自転車のルール違反について、危険行為として15の例を出して、罰則も書かれ啓発されております。

また、愛知県は、自転車損害賠償責任保険の加入を義務とする条例を制定して、2021年の10月から自転車損害賠償責任保険等の加入義務を規定しております。なぜなら、事故を起こ

せば加害者としての責任が問われるからであります。

近年、自転車加害者となり、多額の慰謝料を請求されている判例が出ております。市内全体の把握は難しいと思いますが、市内小・中学校の児童・生徒の自転車損害賠償責任保険の加入状況を伺います。

○議長（平野広行君） 田畑学校教育課長。

○学校教育課長（田畑由美子君） 本市では、中学生全生徒の自転車通学を認めております。

そこで、年度当初に全保護者に向け、自転車損害賠償責任保険の加入について啓発を行っております。

毎年、中学生を対象に自転車保険等の加入についてアンケート調査を実施しております。昨年度のアンケート結果に基づけば、加入率は94.1%でした。

小学生につきましては、アンケート調査は行っておりませんが、中学生同様、自転車損害賠償責任保険の加入について啓発を行っております。

○議長（平野広行君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 保険に関しては、自動車を所有されていれば、任意保険のオプション設定やフルカバーされているものが絶対数でありますのであまり心配しておりませんが、交通マナーは各自が認識するしかないため、啓発や講習会などで対応しつつ、警察と連携し、取締りの強化も視野に入れるべきと私は考えます。

市役所周辺で車やバイクの一旦停止の検挙は連日行われておりますが、確かに事故を未然に防ぐためには必要であると思いますが、車やバイクだけではなく、モラル低下が全国的に指摘されている自転車の取締り強化が必要と考えますが、市長の見解を伺います。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 自転車の取締り強化についての質問でございますが、令和3年度の交通事故統計において、自転車死亡事故で自転車側にも違反がある割合が8割近くあり、自転車の法令違反が事故の要因となっていることがうかがえます。まずは、安全な通行のためにはルールやマナーの意識向上の面から対策を講じていく必要があると考えます。

また、交通安全には町ぐるみで取り組むべきことから、警察、学校、PTA、区長会などで構成する弥富市交通安全推進協議会や海部南部交通安全総決起大会等での意識啓発や、警察と連携した自転車の交通ルールの徹底を図ってまいります。

○議長（平野広行君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 今、市長に御答弁いただきましたが、ルールやマナーの向上啓発はもちろんなんですが、自転車は法律で軽車両とはっきりと明記されておりますので、取締りをするのは当然であると思いますが、そこは、再度市長にお伺いしたいんですけど、なぜそこまで遠慮ぎみなんですか。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 先ほどから御答弁をいろいろしているわけではございますが、まずは自転車の運行上のルール、マナーというものが、やはり皆さんあまり知られていないというようなことがあるものですから、そちらのほうをまずはきちんと皆様にはお伝えしていきたいと市としても思っているところでございます。

○議長（平野広行君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 県の条例も施行されてからもう2年余りたつわけですけど、その間に周知はできたのかなというふうに私は思いますが、昨今の自転車マナー低下のことを考えると、交通ルールの教育は早い段階から必要であると考えます。

そこで、教育を含めた習慣による連鎖のよい事例がありますので、ここで御紹介させていただきます。

信号機のない横断歩道での一旦停止について取り上げたニュース報道が以前あり、長野県が断トツで停止率が1位という内容でございました。私は、このニュースの内容がまさに交通ルール教育のたまものであると思います。

2021年のJ A Fの調査では、1位の長野県は85.2%で過去最高で、全国平均を55ポイント近く上回り、2位の静岡が63.8%に対して20ポイント以上の大差をつける圧倒的な1位であったと報告されております。ちなみに、愛知県は6位で47.6%、ワースト3は、岡山の10.3%、東京都の12.1%、青森の14.0%と続きます。過去最悪だったのは、2018年の栃木県の0.9%、もうほとんど止まらないということですね。栃木県の名誉のために申し上げますが、2021年、30.1%と全国平均を上回っております。また、2018年ワースト3、2019年ワースト1であったお隣の三重県もベスト7位に、2020年のワースト1位であった宮城県も1年で45%以上改善し、ベスト4になっております。しかし、ベスト10といっても、1位の長野県以外はほぼ半数しかルールを守っていないことになります。長野県が何をしたのか、それが今回のキーワードになります。

それは、子供の集団下校の際、横断歩道を渡り終えたら車を止めて待ってくれたドライバーに子供がおじぎをする習慣が30年以上続いているのではないかと言われております。子供の頃から横断歩道で止まってくれた車におじぎをすることが習慣となっていると、大人になり、自らハンドルを握るようになったら、自然と横断歩道では一旦停止をするようになると説得力のある話でありました。

これは、今回の着用努力義務に当てはめれば、小・中学生は、現在、ほとんどの児童・生徒が自転車乗車時にヘルメットを着用しているはずですから、卒業しても着用すべき理由とともに教育し、習慣となれば、近い将来、長野県の一旦停止率のようになるのではないかと私は考えます。そのためにも、小・中学校の義務教育期間中で取り入れ、徹底教育する必要

があると考えますが、教育長の見解を伺います。

○議長（平野広行君） 高山教育長。

○教育長（高山典彦君） お答えいたします。

市内の小・中学校では、毎年、警察の方などを講師に招いて講話をいただく交通安全教室、そしてDVDを活用しながらの教室を開いて交通ルールやマナーについて学んでおります。中学校におきましては、これらに加え、生徒会や委員会が中心となり、自ら考え作成した資料などを活用して交通安全の啓発活動を行ったり、無事故無違反キャンペーンに参加するなど、交通安全について考え、行動しております。

今後も、このような活動や機会を通し、交通安全や交通ルール、そして先ほど議員が教えていただいた長野県の例にありますようなマナーについても学んでいってほしいと考えております。以上です。

○議長（平野広行君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 今、教育長に答弁いただいたわけですが、現状の児童・生徒はヘルメット着用ができていているということを聞いているのではなくて、中学校を卒業したら非着用になることに対して教育すべきではないかということを私はお聞きしているんであって、その辺のところは、教育長、どうでしょうか。

○議長（平野広行君） 高山教育長。

○教育長（高山典彦君） 当然卒業してからも着用の義務というものは生じるわけでございますので、卒業時に改めてそのようなことも声かけをしていきたいなというふうに思っております。

また、そういった姿を地域の方が御覧いただいて、それが地域全体に広まっていくことを願っております。以上です。

○議長（平野広行君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 今の小・中学生が着用しているヘルメットも、多分年頃になると格好が悪いとかということがあると思うんですが、今、結構スタイリッシュなヘルメットもありますので、そういったものも中学校のヘルメットに取り入れるようなことも考えていただくと継続性があるのではないかなというふうに考えます。よろしく願いいたします。

次に、保育園児の保護者に関しても、自転車での送迎に対し、ヘルメット着用啓発、教育や指導をすべきではないかと考えますが、市側の見解を伺います。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 保育所における自転車乗車用のヘルメット着用に関する啓発につきましては、愛知県交通安全協会が作成しましたチラシを各保育所の掲示板などに掲示するとともに、保護者への一斉メールにより情報発信をしております。

また、実際に自転車で送迎を行っている保護者に対しましても、児童はもちろんのこと、保護者にもヘルメットを着用していただくよう声かけを行っておるところでございます。

なお、市内の私立の認定こども園におきましても、同様の取組をしていただくようお願いをしております。

○議長（平野広行君） 高橋議員。

○１０番（高橋八重典君） 今、チラシの掲示とか啓発、声かけなどを行っているという答弁でございましたが、通園の様子を数日間、ちょっと私、観察させていただきましたが、結論から申しますと、自転車での送迎をされている保護者はほぼ非装着であったことから、全く結果は出ていないとしか言えません。市として、このままでよいと考えてみえるのか、部長に再度答弁を求めます。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 今、議員のほうから、確認をしたところ、ほとんど非装着だったということでございました。今、議員の御指摘を受けましたので、再度保護者の方にまた啓発をしていくように心がけていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（平野広行君） 高橋議員。

○１０番（高橋八重典君） 保護者の方は非装着ですけどお子さんは装着されているって非常に矛盾を感じるんですけど、その辺のところをよろしくお願いいたしますと思います。

今回の自転車に関する改正について、市民の周知・啓発、教育及び警察との連携した取締りを含め、市長の見解を伺います。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 自転車交通ルールの啓発につきましては、市広報紙や市ホームページ等による周知と警察と連携した交通安全県民運動期間中の啓発イベントなどを通じ、自転車マナーの向上や自転車交通ルールの遵守について啓発活動に取り組んでいるところでございます。

また、市内の小・中学校に対しましては、自転車交通ルールのチラシ配付や交通安全教室を開催するなどして、教育委員会とも連携して取り組んでおります。

自転車の交通ルールの徹底のための教育と指導の在り方につきましては、警察との意見交換や情報の共有化を図るなど、連携を密にし、効果的な周知・啓発活動等に努めてまいります。よろしくお願いいたします。

○議長（平野広行君） 高橋議員。

○１０番（高橋八重典君） 自転車に関する道路交通法改正で、ヘルメットの着用努力義務については、対象者数や年齢も幅広く、一朝一夕にはいきませんが、自転車が絡む交通事故が

起きた際には死亡事故の原因としての可能性が高いわけですから、リスク軽減に対し、今から始めないと悲しい死亡事故を減らすことはできません。市長自ら先頭に立ち、全庁を挙げて対策を取っていただき、市民の周知・啓発等が早期に完了し、ヘルメット着用率ナンバー1を目指していただきますことを要望いたします。

続きまして、中項目2. 高齢者の免許更新改正について質問していきます。

最初にも述べましたが、2022年、交通事故死亡者数は、衝突軽減ブレーキ、車線はみ出しなど予防安全技術の進化、ドライブレコーダーの搭載率向上など安全意識の高まりもあり、6年連続最少で、2,061人と減少している反面、高齢者を含めた割合が56.7%と、約6割に迫る勢いとなっております。

こうしたことを考慮し、高齢者の免許更新改正がなされてきました。

まず、令和4年、次の事項が大きく改定されました。

書画カメラの1をお願いします。

75歳以上、後期高齢者ですが、免許更新手続3点の改正と新規1点が追加されました。

1つ目、認知機能検査の検査方法の変更。これまでの認知機能検査の3項目から時計描画がなくなり、2項目に変更されました。

2つ目、高齢者講習の一元化。2時間講習と3時間講習に分かれておりましたが、高齢者講習が2時間の講習に一元化されました。

3番目、運転技能検査の新設であります。原付、二輪、小型特殊、大型特殊だけの運転免許保有者及び運転技能検査に合格した人は、実車指導なしの1時間講習となりました。

運転技能検査は、75歳以上の高齢者のうち普通自動車対応免許の方が一定の違反行為をした場合、免許更新時等に運転技能検査の受検が義務づけられ、運転技能検査に合格しない場合は、運転免許の更新ができない。

それから、4番目、これが新設された部分ですが、サポートカー限定条件の運転免許の導入。安全運転支援装置を備えたサポートカーに限定する条件で普通免許を付与すること等を内容とする制度の導入であります。運転に不安を感じる人に対して、運転免許の自主返納だけではなく、より安全なサポートカーに限定して運転を継続できるという新たな選択肢を設ける制度で、申請は運転免許の更新手続と併せて行うことができ、この制度は年齢に制限はないですが、普通免許に限られます。

こうした4点が大きく改正されましたが、市側としての認識の確認をいたします。

○議長（平野広行君） 柴田市民生活部長。

○市民生活部長（柴田寿文君） 今回の改正は、高齢運転者の免許保有者数が年々増加していることや、社会的にも問題となった高齢運転者による交通事故などの影響で、高齢運転者への対策の充実と強化が図られ、高齢運転者の運転基準が厳格化されたと認識しております。

○議長（平野広行君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 書画カメラ2の2をお願いします。

今回の改正で、3つ目に紹介しました運転技能検査の新設が大きな変更点であると思います。過去3年以内に一定の違反、例えば信号無視、速度超過、携帯電話使用等がある方が対象となり、運転技能検査に合格しない場合、免許の更新手続はできないことが大きな改正点であります。改正前であれば認知症でない限り更新手続はできていましたが、改正によって、運転技能検査をより重視し、75歳以上の高齢運転者での運転ミスによる事故防止措置を取ったと言えます。

運転技能検査の新設措置を市側はどう捉えてみえますでしょうか。

○議長（平野広行君） 柴田市民生活部長。

○市民生活部長（柴田寿文君） 従前の高齢者運転対策では、主に認知機能の低下に着目した対策が進められており、認知機能検査は、高齢者講習において認知機能の低下による運転リスクに応じた安全運転指導を行うことを通じて、事故リスクの低減に寄与しております。

しかし、高齢運転者による死亡事故のうち、認知機能の低下が見られない者によるものが約6割を占めていることが判明し、認知機能だけでなく、加齢による運転技能の低下に着目した対策も必要であるとの観点から設けられたものと考えます。

○議長（平野広行君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 交通安全面等、今の世論からすると致し方がないことではあります。生活の移動手段が急に奪われるわけですから、生活環境が急変し、市街地以外では非常に困る市民が出てくるのが予測できます。

そこで、令和4年5月13日に道交法が改正され、運転技能検査にて免許更新手続ができなくなったことで相談が市のほうにあったかどうか伺います。

○議長（平野広行君） 藤井市民協働課長。

○市民協働課長（藤井清和君） 現在のところ、相談等はございません。

○議長（平野広行君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 現時点で相談の有無は別として、相談があった際、市はどのようにアドバイス等を含めた対応を想定されていますでしょうか。

○議長（平野広行君） 藤井市民協働課長。

○市民協働課長（藤井清和君） 生活の移動手段が奪われることになり、どうすればいいのか悩まれると思いますので、自家用車に代わる移動手段として、きんちゃんバスの無料パスカードやタクシー料金の助成制度などを御案内させていただきたいと思っております。

○議長（平野広行君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 予防的な対策は今までもされてきたと思いますが、今回の改正は

免許の取消しですから、予防対策は必須になると考えます。各コミュニティで75歳以上を対象に講習会を定期的に毎年行うなど、不安を感じている市民に対し相談窓口を設けるなど、予防対策は思案すればあると思います。

根本は対象者の自覚ですが、皆さん本当にお元気で、高齢者としての自覚が薄いため、その場にならないと理解していただけないのは本当に現状であります。予備知識として周知していくことは必要かと考えますが、そこで予備知識として、また選択肢の一つとして、改正で新設されたサポートカー限定免許制度があります。

市は、この制度の認識と、制度の周知についてどのようにされているか伺います。

○議長（平野広行君） 藤井市民協働課長。

○市民協働課長（藤井清和君） サポートカー限定免許制度は、運転に不安を覚える高齢運転者に対して、運転免許証の自主返納だけでなく、より安全なサポートカーに限定して運転を継続してもらう中間的な選択肢を設けるもので、御家族の運転に不安を感じる方が御本人との免許継続のお話合いの際の選択肢の一つとして、この制度を検討していただけるものと認識しております。

また、この制度の周知につきましては、県や警察のほうで対応していただいております、本市として特に啓発活動などは行ってはおりませんので、警察など関係機関との意見交換などを行い、連携できる部分があれば協力をしていければと考えております。

○議長（平野広行君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） この制度は、高齢者だけではなく、運転に不安を感じる方に適用されますので、交通死亡事故撲滅の観点から、積極的に推進する制度であると考えます。自動車運転免許を有されている市民に対し推進する考えはありますか。

○議長（平野広行君） 柴田市民生活部長。

○市民生活部長（柴田寿文君） 警察など関係機関から協力要請があれば、チラシ等を活用した広報により、サポートカー限定免許制度の有用性の周知を図ってまいりたいと考えております。

○議長（平野広行君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 警察や関係機関からの協力要請を待つだけではなく、逆に警察や関係機関に本市自ら協力要請をするくらいの本気で取り組むことが行政としての責任であると考えますので、行政としての責任を果たしていただきたいと思います。

次に、高齢者の免許更新改正に伴い、今後、自動車運転免許自主返納がしやすい体制を早急に進めなければならない現状にあると考えます。今、本市として最新のサポート体制は何かと考えますか。

○議長（平野広行君） 柴田市民生活部長。

○市民生活部長（柴田寿文君） 自主返納後の代替交通手段となり得る公共交通機関の再編で
あると考えております。

○議長（平野広行君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 現実的に、行政で行えることにも限界がありますが、考えつくこ
とは、やはりコミュニティバスやタクシー補助であると思います。本年の6月2日から実証
実験が始まっている乗合デマンド交通、チョイソコが鍵になると考えます。実際、議長も初
日に乗られたということで、SNSのほうにアップされておりましたが、よかったですね、
議長、ここまで20分で来られたとおっしゃっていただきましたので。

担当課がこの半年ほど休日返上もして地域に入り、説明会を繰り返し行ってこれ、実証
実験までこぎ着けられてきました。それでも、周知は半分ぐらいしかないと感じております。
これも好機と捉え、免許更新ができなくなることを想定していただき、利用促進につなげて
いただきたいと思います。市側の見解を求めます。

○議長（平野広行君） 柴田市民生活部長。

○市民生活部長（柴田寿文君） 今は運転ができる方でも、加齢による身体能力の衰えは間違
いなく訪れ、運転技能検査が不合格となり免許更新ができなくなることを自分ごととして捉
えていただき、自分の身に起こる現実である旨を市民の皆様にお伝えさせていただきながら、
新しい移動手段であるデマンド型乗合送迎サービスの実証実験への参加を促してまいりたい
と考えております。

○議長（平野広行君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 今後、南部地区以外でも説明会等が今年から行われていきますが、
地域に合ったデマンド交通はほかにもありますので、複数のよいシステムを共存させていく
ことができれば、より免許の自主返納がしやすい環境が整い、自主返納が加速していくと考
えます。こうした政策がブラッシュアップされることで、免許更新手続きができなくなった市
民の生活が急変しても、行政としての役目を果たせると考えます。

免許の自主返納をしやすい環境づくりとして、市側の見解を伺います。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 安心して運転免許証を返納できる環境をつくっていくことは重要なこ
とと認識をしております。特に、免許証を返納しても生活に支障がないよう、移動しやすい
環境づくりが重要と考えており、そのために、本市では、公共交通の再編の一環として、新
たな移動手段であるデマンド型乗合送迎サービスの実証実験に取り組んでおります。この実
証実験に来る今日までに半年余りかかったわけですが、その間、南部地域の平野議
長、また高橋議員には、本当に啓発活動に御尽力いただきましたことに感謝を申し上げます。
ありがとうございました。

この6月からスタートした南部地域での実証実験を通じ、市民の皆様が、移動が楽になった、とても助かるなどのお声がいただけるよう、また本市に適した公共交通となるよう、再編を進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（平野広行君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） とにかく市側としては、よいサービスを提供するというのとは一番肝腎だと思います。ただ、市民側としましても、ただ使うことを、使えるものを使っていたかかないとなかなか継続することは難しいと思いますので、特に、先ほどのチョイソコに関しましてもそうですが、いまだに目標の登録数には達していないという非常に残念な結果になっておりますので、どうか皆様方、お知り合い等を、加入していただきまして、500人でしたっけ600人でしたっけ、たかだか500人の登録なんですけど、なかなかそれができていないという残念な結果ではありますので、まだ実証実験は続きますのでよろしくお願い申し上げます。

最後に、大項目として道路交通法改正に伴う市民の認識はと題し、中項目1. 自転車運転に関する改正について、中項目2. 高齢者の運転免許改正について質問してきましたが、総括を求める前にですが、今までの答弁で警察や関係機関が主となっていますので、市長が日頃から言われている市民の生命と財産を守る安心と安全なまちづくりの観点から、本市としての方向性を明確にした市長の総括を求めます。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 自転車運転に関する改正と高齢者の免許更新改正につきまして、それぞれ改正された背景には、便利であり、生活に必要な自転車や自動車ではありますが、そのルールや操作を誤ったために貴い命が失われた事実がございます。そのような背景を市民の皆様にも改めて御理解いただき、ヘルメットの着用や運転免許の更新等についてしっかりと考え、取り組んでいきたいと思っております。

それぞれの改正は、自分の身を守る、自分の家族を守ることにつながるものであると考えておりますので、本市といたしましても、市民の皆様が取り組みやすい環境や雰囲気をつくり、全体で醸し出せるよう、警察など関係機関と連携して、交通ルールやマナーなどについてしっかりと呼びかけてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（平野広行君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 結びに、道路交通法は度々改正されますが、知る機会がなかなかないのが現実であります。自動車運転免許証取得者及び自転車運転者には、行政として積極的に周知・啓発を行っていただき、貴い命を守っていただきますことを強く要望いたします。私の一般質問を終わります。

○議長（平野広行君） 暫時します。再開は午前10時55分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時44分 休憩

午前10時55分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（平野広行君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、鈴木みどり議員。

○11番（鈴木みどり君） 11番 鈴木みどり。

通告に従いまして質問をさせていただきます。

今回は2点。

初めに、防災訓練の在り方について伺いしたいと思います。

ここ最近で、大きな地震が石川県能登半島、千葉県南部で発生しました。震度5以上の地震が各地で頻繁に発生すると、私たちの住む地域でもいつ発生するのか不安になります。

幸いなことに、私たちの地域では大きな災害もなく、全体的には危機感が休止しています。今回の一般質問では防災訓練について伺いますが、この大きな地震がメディアで報道されたときに、もしこれが弥富市だったらどうなるのかなあと想像しました。人口約4万人、液状化、海拔ゼロメートル地帯、危機感は薄れている、コロナ禍での地域コミュニティ活動の縮小、本当に市民の命は守られるのか。

そこで、質問に入ります。

本市の防災に対する現在の取組はどうなっていますか、お願いします。

○議長（平野広行君） 太田防災課長。

○防災課長（太田高士君） 本市の主な取組といたしましては、地域防災力の向上を図るために、従来から自主防災組織が行う活動や資機材の整備等に対して自主防災組織補助金による補助制度を設けており、御活用いただいております。

啓発活動に関しては、各地区において防災ワークショップや出前講座を実施して防災啓発に努めております。

また、洪水、高潮、浸水津波の3種類のハザードマップを作成して全戸配付し、併せて説明動画を作成してYouTubeにより配信しております。動画に関しては、そのほかにも昨年度実施しました防災ワークショップや避難所生活の基本的な考え方などについても配信しております。

訓練に関しては、従来の市役所内の資機材操作訓練や避難訓練等に加え、昨年度は、本市災害対策本部と外部の各種災害対応機関の現地情報連絡員との連携強化を目的としたリエゾン連携訓練や、災害協定に基づき、愛知学院大学への広域避難訓練を実施しました。

なお、各種災害協定についても、民間施設を利用した避難所や緊急時避難場所の指定をは

じめ、物資供給に関する協定などの推進に適宜努めております。

○議長（平野広行君） 鈴木議員。

○１１番（鈴木みどり君） 本市では、以前、各地域コミュニティに関してはその地域に任せていると言われました。地域によって、自主防災組織が訓練もしっかりと行っているところも多くあります。しかし、中には、自治会の役員の高齢化などの問題もあり、温度差があります。まずは市が先頭に立ち、防災訓練の見本を示すべきだと考えます。

大きな規模の訓練ではなく、市民を対象にした身近な訓練でいいと考えます。身近な訓練の積み重ねがいざというときに役に立ちます。では、身近な訓練って何ですかと言われた場合、私は自助、共助のところだと思います。そんなことは今さらと思われるかもしれませんが、では、それを市が示して訓練したことがあるのでしょうか。

地震の場合、まずシェイクアウト。姿勢を低くする、頭を守る、動かないなど、自分の身を守ることです。自分の身が守れたら次はどのような行動に移ればいいのかと思いますよね。家の中にいた場合、外に出ていた場合など様々なパターンがありますが、そういう細かい流れが必要だと考えます。

突然出される緊急地震速報に、多くの人はどうしたらいいのか分からないと言います。避難所までたどり着けることが大変なことだと思います。

そこで質問ですが、市が主催する防災訓練の考えはありますか。

○議長（平野広行君） 太田防災課長。

○防災課長（太田高士君） 本市は、従来から毎年９月に６地区のコミュニティ推進協議会が主催する防災訓練の中から１地区を選定し、大規模防災訓練と位置づけ、外部の防災関係機関と連絡調整し、訓練実施に向けてサポートをしています。

過去の主な訓練内容としては、自衛隊による炊き出し支援、土のう積み指導や海部南部消防組合によるはしご車救出訓練、また愛知県防災ヘリコプターによる緊急物資輸送訓練などです。令和２年度から４年度までは新型コロナウイルス感染症の関係で訓練が中止となっておりましたが、今年度から再開する予定です。

現時点では、市が主催する防災訓練の実施は考えておりませんが、各地域の自主防災会や自治会などをはじめとした地域コミュニティに対して、本市が防災ワークショップや出前講座などを毎年各地域で継続的に実施することが大変有効であると考えております。特に、出前講座であれば、今一番知りたいこと、強化したいことなど、地域ごとの要望に寄り添ったメニューで実施させていただきます。

○議長（平野広行君） 鈴木議員。

○１１番（鈴木みどり君） 市民の皆様には、ふれあいサロンとか自治会の集まりの中でぜひこの出前講座を利用して、地域に合った防災知識を得ていただきたいと思います。

新型コロナウイルス感染症で、この3年から4年、先ほども言いましたが、各地区のコミュニティ活動は小さくなってしまいました。各地区の体育委員さんもいなくなり、運動会もなくなりました。昔ですが、体育指導員、私も15年やっておりましたが、今はスポーツ推進委員といますが、それを15年続けてきた私には、これは残念で仕方がありません。今までコミの体育事業に携わってきた人たちは同じ思いではないかと思います。少子化も拍車をかけ、やりたくてもできない状況だとも感じます。

そこで考えつくのが防災運動会です。子供、大人関係なく、誰でもが参加できる競技を考え、楽しみながら防災について考えていこうというものです。種目としては、防災クイズラリー、防災障害物リレー、防災借り物リレーなど、いろいろ市民の方からの知恵もいただいて考えていければいいのかなと思います。楽しみながら役に立つ、これも防災訓練の一つになるかと考えます。

そこで、提案として、本市で防災運動会を開催してみてもと考えてますが、市としての考えをお聞きします。

○議長（平野広行君） 太田防災課長。

○防災課長（太田高士君） 先ほども御答弁申し上げましたが、本市は、防災ワークショップや出前講座などを毎年各地域で継続的に実施することが大変有効であると考えております。

各地区のコミュニティ推進協議会が主催する防災訓練のメニューの中に、防災運動会の要素も盛り込んだ形で実施すると大変有意義になると考えます。

防災訓練は、各地区のコミュニティ推進協議会をはじめ、地域の自主防災会や自治会自身が訓練内容を話し合い、アイデアを出し合ってプログラムを作成することも地域の共助の意識強化につながると考えます。

本市といたしましては、各地域が防災訓練の実施に向けてアドバイス等の要望がございましたら、地区の事前打合せ会などに併せて市の出前講座を御活用いただきたいと考えております。

○議長（平野広行君） 鈴木議員。

○11番（鈴木みどり君） 現在、本市の小中学校の全ては、日赤の青少年ボランティア（JRC）に加盟していると思います。子供たちが自分の身は自分で守り、友達は大丈夫か、自然災害発生時の対応などを講習することもできます。コロナ感染症も2類から5類に移行しました。子供たちには、ぜひこのような学習機会を持ち、定期的に関わることで意識が高まるのではないかと考えます。

市民への防災意識を高めるには、どのような訓練が必要だと考えますか。

○議長（平野広行君） 太田防災課長。

○防災課長（太田高士君） 市民の防災意識を高める訓練についてはいろいろな方法があると

と思いますが、先ほど、議員が子供たちの防災学習の機会について触れられました。

本市は、子供たちの防災学習として、昨年度、大藤小学校と栄南小学校の2校の6年生を対象に、自分でできる災害への備えを考え、実践できるようにすることをテーマに防災キャンプを実施しました。

主な内容は、シェイクアウトをはじめ、避難訓練、避難所設営体験、避難生活体験などの体験型学習を中心に実施しました。また、海南病院や中部電力パワーグリッド株式会社の協力の下、災害医療や災害時の電気供給についても学習しました。

今年度は、大藤小学校、栄南小学校、十四山東部小学校、十四山西部小学校の4校の6年生を対象に、11月に実施する予定をしております。

子供は、数年後に大人になります。子供の頃から防災学習をすることは、将来に向けて大変有意義であります。また、学校で学習した内容を自宅で家族と話し合い、防災知識を共有することも大変よいと考えております。

市民の防災意識を高める訓練方法については、地域コミュニティが中心となって検討し、防災ワークショップや出前講座などを活用して、本市と連携を取りながら、毎年継続的に実施することが大変重要であると考えております。

○議長（平野広行君） 鈴木議員。

○11番（鈴木みどり君） 今年度は、大藤、栄南、十四山東部・西部の4校に実施するというので、これも、子供も本当に大きくなりますので、できたら弥富市全校にこういうことを広めていただけるといいかなと思っております。

最近頻発に起きている大きな地震、そして大型台風の接近、先日も大雨で愛知県も大きな被害を受けました。線状降水帯という大雨で、またこの弥富市がいつその地域に入るのかも不安です。私も、当時ちょうどそのとき東京にいて、あと2時間帰りが遅ければこの混乱に巻き込まれていたところでしたが、いざというときに何もできなかった、何をしていたのか分からないでは命を守ることはできません。そのようなときに備えていくのが訓練です。それが市民の一人一人に伝わっていくようにしなければいけないと思います。

昨年、各コミュニティ単位で防災ワークショップが行われました。思ったより参加者は少なく私は感じました。まだまだ防災意識が低いようにも感じました。避難所運営のレイアウトをみんなで考え、障がい者や子供たちへの配慮など、いろんなパターンができました。このようなことは、避難所を開設するときに必要なことだと思います。

地域では、毎年役員さんが替わります。ぜひ毎年、新役員さんや地域の代表者を対象に、まず身近な地域での練習にさせていただきたいと、身近な訓練にさせていただきたいと考えます。

また、本市では、愛知学院大学と浸水時における広域避難に関する協定が締結されました。この協定により、弥富市から大学側に避難所開設の要請をすることを受け入れてもらえるこ

とになっています。

そこでお聞きします。

浸水時における愛知学院大学との協定で、どのように市民への周知を図るのか、どのように訓練をしていくのかをお聞きします。

○議長（平野広行君） 太田防災課長。

○防災課長（太田高士君） 愛知学院大学との災害協定の周知については、市ホームページや防災ワークショップや出前講座等において周知しております。

また、令和5年2月には、災害協定締結後、初めて愛知学院大学日進キャンパスにおいて広域避難訓練を実施しました。訓練には、浸水津波ハザードマップや市ホームページで公表しております事前避難対象地域の自主防災会及び自治会をはじめ、防災関係団体などに参加をしていただきました。

今後も、愛知学院大学への広域避難訓練は、参加対象地区を替えながら、継続的に実施してまいります。

○議長（平野広行君） 鈴木議員。

○11番（鈴木みどり君） 最後に、市長の総括をお願いしたいと思います。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 最近、大きな地震が石川県の能登地方、青森県の東方沖、千葉県南部など頻繁に発生をしております。

また、先週金曜日には、台風2号の影響によります線状降水帯により、三河部において甚大な豪雨災害が発生をしております。被災された皆様には、お見舞いを申し上げるところでございます。

南海トラフ巨大地震は、おおむね100年から150年間隔で繰り返し発生しており、前回の昭和東南海地震や昭和南海地震の発生から70年以上が経過していることから、今後30年以内に発生する確率が70%から80%と言われているため、大変危惧しているところでございます。

大規模災害への備えとして、地域防災力の強化が被害を最小限に抑える第一歩であるため、私は、各地域のコミュニティ全体が活性化する必要があると考えます。それには、市民の皆様が参加したくなるイベントの開催が必要であると思います。地域の防災訓練一つにしても、毎年決まった訓練内容を実施するのではなく、イベント形式やゲーム等で防災が楽しく学べる環境づくりや、小・中学校での年齢に応じた計画的な防災訓練などが必要であると考えております。決して繰り返し同じ訓練をやることを否定しているのではなく、より多くの方が楽しく参加できる、そんなイベントがいいのではないかと考えております。

このように、日頃の地域のコミュニティ活動の充実が地域防災力の強化につながりますので、今後も防災ワークショップや出前講座等についても、市民の皆様が楽しく学び参加でき

るよう実施し、自助、共助の醸成、そして公助の連携につながるよう、市民の皆様と一緒に
なって防災意識の向上に努めてまいります。以上です。

○議長（平野広行君） 鈴木議員。

○11番（鈴木みどり君） 市民の皆様が、いざそのときが来たら何をしていたのか分からない、
どうしていいのか分からないでは不安でなりません。日頃の訓練の知識や行動は、身を守
る最大の武器になると考えます。防災意識の向上に今後も御尽力いただきますようよろし
くお願いいたします。

続きまして、2問目に行きたいと思います。

2問目は、コミュニティセンターの管理についてをお伺いしたいと思います。

3月議会の委員会で、各コミュニティから体育委員さんが選出されなくなり、これも各コ
ミュニティの自主性に任せるとお聞きしました。まだ体育委員さんが残ってみえるところも
あると聞きましたが、体育委員さんがいなくなるということは、各地区で行われていた運動
会はいつ再開できるのか分かりません。残念ながら、恐らくもうなくなってしまうことにな
ると思います。

先日、白鳥コミュニティセンターの器具倉庫を見に行きました。コロナ感染の前まで使っ
ていた運動会の道具がいろいろ保管してありました。綱引きに使った縄や障害物競走で使っ
た麻袋やコースラインなどをしるす石灰など、スポーツ少年団が使うのではないのでしょうか、
いろいろなものがありました。これらのものは今後どうしていくのか。そして、倉庫はあま
り整頓もされていません。ほこりにまみれ、隅に置いてある消火器は使えないのではないかと
思いますし、いつのものかも分かりません。

ちょっと写真をお願いします。

これが器具倉庫の中の写真です。私はこの消火器を見てびっくりして、これは誰、どこが
管理しているのかなあと思いました。市ではこんな状態にはなりませんよね、恐らく。ちょ
っと分からないです。

体育委員さんが中心に行っていたコミュの行事もなくなってしまった今、倉庫の点検は今
後どうしていくのでしょうか、お願いします。

○議長（平野広行君） 柴田市民生活部長。

○市民生活部長（柴田寿文君） 運動会等で使われていた備品類は、白鳥小学校区コミュニ
ティ推進協議会の備品になりますので、今後の活用方法等につきましては、同協議会の役員会
や常任委員会で御協議いただき、お決めいただくことになります。

また、点検につきましても、同協議会の役員の皆様で御協議いただいて、行っていただく
ことになるのではと考えております。

○議長（平野広行君） 鈴木議員。

○11番（鈴木みどり君） コミュの役員さんも1年ごとに交代していきますので、引継ぎがうまくいかないとさっきの消火器のようになってしまうのではないかとちょっと心配するところであります。市の職員の方もコミュの担当になる方もいらっしゃるかと思いますので、ぜひその、そういうこともするんだということをお伝えいただきたいなと思います。

また、大雨が降ると必ず雨漏りです。白鳥コミュニティセンターの研修室の窓枠から雨漏りで水たまりができてしまいました。研修室は利用者も多く、漏れた水で足を滑らせてしまう、そんな可能性もありますし、恐らく雨漏りに関しては、白鳥コミュのあちこちで雨漏りしていると思います。なかなか完全な修理はできないかと思いますが、写真をお願いします。

これは研修室の窓枠のところで、水がどんどん下に落ちてしまい、荷物をそこに置くと荷物がべたべたになってしまうという、たまたま私もこの場にいたのでちょっと写真を撮っておきました。

次、雨漏りは、どこから漏れているのかを確認する必要があると思いますし、それは分かっているのでしょうか、お願いします。

○議長（平野広行君） 伊藤生涯学習課長。

○生涯学習課長兼十四山スポーツセンター館長（伊藤篤由君） 白鳥コミュニティセンターの多目的ホールの雨漏りにつきましては、本年度、特定天井撤去設計の際に調査をし、原因を特定し修繕をしております。

今後、その他の箇所につきましては、緊急性を考慮し、優先順位をつけ修繕をしております。

○議長（平野広行君） 鈴木議員。

○11番（鈴木みどり君） じゃあ、続いての写真をお願いします。

これは滑り台の写真なんですが、この使われない状態が1年ほど続いております。これはなかなか修理されない滑り台で、いつ使えるのかという問合せが多いそうです。

次の写真をお願いします。

これは駐車場の車止めのところですが、これは一部です。中には金属が見えている場所もありますが、車止めもこんな状態です。

次、お願いします。

これは防砂シートだと思いますが、もうこんな状態もずうっと続いております。

次、お願いします。

これは、木の根のせいか盛り上がってしまった、これは歩道になるんですね、白鳥コミュに入る。こんな状態でございます。

写真ありがとうございました。

点検は定期的に行っているのでしょうか、お尋ねします。

○議長（平野広行君） 伊藤生涯学習課長。

○生涯学習課長兼十四山スポーツセンター館長（伊藤篤由君） 遊具につきましては、定期保守点検年1回、日常保守点検年3回行っております。

白鳥コミュニティセンター施設につきましては、通常の点検・確認は職員で行っております。また、建築設備定期検査については毎年、建築物定期調査については3年ごとに専門業者による点検を行っております。

○議長（平野広行君） 鈴木議員。

○11番（鈴木みどり君） これは、市民の皆さんが目につくところばかりです。修理申請や報告が出されているかと思いますが、なかなか修理はされません。市民の方からのいつ改善されるのかと、事務所のほうにも来られるそうです。

修理の申請とか要請が出た場合、どのように処理をされていますか、お願いします。

○議長（平野広行君） 伊藤生涯学習課長。

○生涯学習課長兼十四山スポーツセンター館長（伊藤篤由君） 修繕の必要な箇所の連絡を受けた場合に、状況を確認し、優先順位をつけ修繕を行っております。

○議長（平野広行君） 鈴木議員。

○11番（鈴木みどり君） 白鳥コミュニティセンターも古くなってきております。全てのものに対してすぐに対応することはできませんが、市民の方が分かりやすいように、修理申請中とか、いつ頃直るのかを知らせてはどうですかと私は思っております。見える化ですよ。

市民の方にすれば、長い間の使用禁止の貼り紙だけではほったらかし状態だと思います。予算がない、予算がないと言われると、そんなにお金がないのなら何で弥富駅にそんなにお金を使うのかと思う市民の方の気持ちも理解できます。やはり一度に修理、改善は無理にしても、直せるものは早くやるべきだと思いますし、とにかく計画的に進めていただきたい。施設も古くなってきていますので、いろいろな問題や課題が出てくるとは思いますが、市民の方に理解していただける方法はあると思います。

市長、総括をお願いします。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 白鳥コミュニティセンターなどの社会教育施設は、市民の皆様が友人や家族と共にスポーツや各種講座などを楽しんでいただくための施設でございます。そのため、日常的な管理や大規模修繕については計画的に実施し、市民の皆様に安全に安心して施設を利用していただけよう日々取り組んでいるところでございます。

先ほどから幾つか御指摘をいただいているところではございますが、順次、これは修理、修繕のほうをさせていただきたいと思っております。

なお、利用者の方々からの基本的小問合せに對しましては、しっかりと回答ができるよ

う徹底をしてまいります。以上です。

○議長（平野広行君） 鈴木議員。

○11番（鈴木みどり君） 白鳥に限らずですが、こういう公共施設、コミュニティセンターは多くの市民が利用されます。ぜひ気持ちよく使用ができるようによろしくお願いいたしますと思います。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（平野広行君） 暫時休憩します。再開は午前11時35分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時26分 休憩

午前11時35分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（平野広行君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、堀岡敏喜議員。

○4番（堀岡敏喜君） 4番 堀岡でございます。

通告に従い、2つのテーマで質問を行います。

それでは、1つ目、アフターコロナ、市の取組はと題しまして、以下、伺ってまいります。

国内初の感染者が確認をされてから3年と4か月、新型コロナは変異を繰り返し、第8波まで押し寄せました。感染拡大防止と経済社会活動のバランスに心を砕き、市全体で難局を乗り越えてまいりました。5月8日からは、感染症法上の分類が季節性インフルエンザと同じ5類に移行、ウイズコロナ、アフターコロナの新局面に入ったと言えます。ただ、これで収束をしたというわけではなく、再拡大の可能性も残っています。ウイルスとの共存という課題に取り組みながら、気兼ねなく外出をし、自由に人と会える日常にさらに近づけてまいりたいと思います。

まずは市のホームページですが、トップページを占有していたコロナの関連記事が特設リンクへの案内になったのはよいのですが、中を見ますと、古い記事やもう必要のない記事がいまだに多く掲載をされております。記録として残すべきものは整理をして、継続して必要なこと、また新聞報道等で既に多くの市民の皆様は御存じかもしれませんが、5類移行で何が変わるのかなど、これから必要なことに刷新をすべきと考えますが、市の対応を伺います。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 本年5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が2類相当から5類へ移行されたことに伴い、市ホームページのトップ画面から掲載位置を移動いたしました。

この新型コロナウイルス感染症対策関連の画面は情報提供の場となっており、市役所の複

数の課で構成されております。現在、広報担当課と古いもの、不要なものを順次精査し、整理をしているところでございます。

また、令和5年度春開始接種の対象者、接種券の発送状況など、随時情報発信をしております。

今後も、少しでも早く市民の皆様に情報の提供を行ってまいりたいと考えております。

○議長（平野広行君） 堀岡議員。

○4番（堀岡敏喜君） 今ちょうど整理しているところだと、ただ、でも5月8日からもう一月たっているんですね。いまだに開くと3密回避みたいなことがばーんと頭にあって、まさに市長がメッセージで出された、ウイズコロナ、アフターコロナということで市長として決意を表明されたのにもかかわらず、もうずっと昔の、2年ぐらい前の記事も載っていると。今必要なことに刷新をしていただく、今やっつけていただいているということなので、リニューアルすることを期待して、次に進みます。

継続する事業の一つにワクチン接種がございます。安藤市長のメッセージにもありますが、医療関係者や医療従事者、高齢者や基礎疾患のある方など、重症化リスクの高い方々に対してのワクチン接種の案内が既にスタートをしております。

また、国の発表によりますと、初回接種を済ませた12歳から64歳の方々には、年1回の接種機会が確保されると聞いておりますが、今後の感染予防対策、ワクチン接種のスケジュールについて、市の取組を伺います。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけの変更により、法律に基づき、行政が様々な要請・関与をしていく仕組みから、個人の選択を尊重し、国民の皆様の判断が基本となりました。今後、日常における基本的な感染対策につきましては、個人や事業者が体調や状況に応じて自主的に取り組んでいただくこととなりました。

今年度のワクチン接種のスケジュールといたしましては、春開始接種として、5月8日から65歳以上の高齢者と基礎疾患を有する方、また医療従事者等を対象者とし、ワクチン接種が開始しております。9月以降には、秋開始接種といたしまして、5歳以上の方を対象に接種が開始されます。

○議長（平野広行君） 堀岡議員。

○4番（堀岡敏喜君） 初回接種の終わった12歳から64歳と言いました。5歳から64歳までということで対応するということですね。

それと、もう一つ確認だけしたいんですけど、もちろんこれは無償で行うという形でよろしかったですか。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） はい。今のところ無償でというふうになっております。

○議長（平野広行君） 堀岡議員。

○4番（堀岡敏喜君） ということは、また、この5月8日のスタートをしているのと同じように、対象者の方に勧奨されるということでもいいですね。分かりました。

新型コロナをめぐる課題の一つとして、回復後に続く後遺症がございます。対策の強化が必要です。

東京都が20代から70代までの住民を対象に本年2月に実施をしたアンケートでは、罹患者の4人に1人の割合で後遺症を疑う症状が2か月以上あったそうです。若年層ほど割合が高く、症状は、疲労感、倦怠感が最多でありました。また、国立国際医療研究センターの調査によりますと、感染から1年以上たっても、2割から3割の人が集中力低下など、後遺症と見られる症状を訴えております。これまでの感染者数から見ても、かなり多くの人が悩まされていることがうかがえます。しかし、いまだ発生のメカニズムは不明で、治療法も確立をしておらず、対処療法で対応しているのが現状です。

厚生労働省は、後遺症の主な症状として、疲労感や倦怠感、関節痛、筋肉痛、せき、たん、息切れ、脱毛、集中力低下、抑鬱、臭覚・味覚障がいなどを上げております。こうした症状は、時間の経過とともに改善することが多いそうですが、症状が長期にわたって続いたり、感染時は軽症でも後遺症のほうが重いケースもあると報告をされております。厚労省では、後遺症が疑われる場合、かかりつけ医や近くの医療機関に相談するよう呼びかけております。また、後遺症に対応できる医療機関を都道府県別にまとめて同省のホームページに掲載しており、市としても周知が必要です。

市内にも後遺症に悩まされている方はおられます。また、これから罹患する方もおられます。国では、研究予算の確保と医療体制の構築、家庭や仕事への影響に対する支援など、きめ細かい対応を検討中であり、今、市がすべきこととして、後遺症で悩まれている方の声を受け止め、関係機関につなぐ相談窓口の設置が必要だと考えますが、市の見解と対応を伺います。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 相談窓口につきましては特に設置をしておりますませんが、健康推進課にて随時健康相談を行っております。健康相談では、体調不良や発熱時の受診相談、コロナ等の感染予防、予防接種後の副反応など、市民の皆様からの御相談に対応しております。

また、コロナ罹患後の後遺症による体調不良につきましても、個別に状況をお聞きし、医

療関係機関等を御案内しております。

○議長（平野広行君） 堀岡議員。

○4番（堀岡敏喜君） やっているんならね、先ほどのコロナのページを刷新するというんであれば、アフターコロナ以降の市民へのサービスといいですか、安心のもとにもなりますように、何でも相談でどこでも受け付けるということよりも、コロナで後遺症に悩んでいる方、どうぞ健康推進課のほうにお問合せくださいとか、県ではそういうページができていますよ。そういう必要な医療機関につなげると一つの形を取っています。だから、相談が来るからそれに対応するのはもちろんそうなんですけど、積極的にそういうところも発信していただいて、安心のもとに、じゃあ弥富市やったら健康推進課のほうに尋ねればいいんだなあと、市民の方が安心するじゃないですか。そういう対応をお願いしたい。そのように思います。

続けます。

また、長く続いたコロナ禍の影響で打撃を受けた企業、事業者はたくさんございます。業種別に様々な支援事業が打ち出されましたが、その多くは申請受付を終了しております。そんな中、特例措置は外れたものの、5月以降も継続して利用できる補助金、助成金などの支援事業もございます。

例えばコロナ禍となって起業以来初めて利用したという事業者も多かった雇用調整助成金、現在は特例措置は外れて通常制度になっておりますが、要件を満たせば当然使えるわけです。そのほか、事業再構築補助金、それに伴い新設をされた産業雇用安定助成金、小規模事業者持続化補助金など、そのほか物価高騰に対応した支援事業もございます。弥富市商工会のホームページにも一部掲載をされておりますが、こういった情報こそ積極的に発信すべきと考えますが、市の対応を伺います。

○議長（平野広行君） 立石建設部長。

○建設部長（立石隆信君） 本市につきましても、事業者の皆様に向けて、弥富市商工会と同様に、市ホームページにて弥富市新型コロナウイルス感染症対策関連情報として、新型コロナウイルス感染症により売上げの影響を受けた中小企業者に対し信用保証協会の保証が受けられるセーフティネット保証4号や、全国的に業況の悪化している業種に属する中小企業者を支援するためのセーフティネット保証5号を含め、国や県の支援事業などを掲載しております。

本市といたしましては、国や県の支援事業の動向を常に注視し、最新の情報を積極的に発信してまいりたいと思います。

○議長（平野広行君） 堀岡議員。

○4番（堀岡敏喜君） ぜひお願いしたいです。確かに信用保証、セーフティーネット、大事

なんですけど、コロナで初めてそういう支援事業系のものを利用した事業者もかなり多い。だからこそ申請に不備があったりして、事件もございましたけどね、積極的に情報発信をしていただきたい。信用保証といっても結局融資じゃないですか。今言ったような補助金であり、助成金であったりする事業なんていうのは一番冒頭に持ってきてもいいかなあ、見られる方の気持ちになって、いろんな個人事業者、大きな企業系ですと結構そういうものは顧問さんからも連絡を聞いたり、情報が豊富なんです。個人事業者、零細企業者というのは自分で探さなきゃならないわけですので、そういう方が目的のものにたどり着きやすいような配慮をお願いをしたい、そのように思います。

アフターコロナといいますと課題が大きいものですから、まだまだ課題はございますが、次の機会にいたします。

この項目の最後に、アフターコロナへの移行に際しまして、市長としてのお考えをお聞かせください。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 新型コロナウイルス感染が国内で初めて確認されてから3年、本市におきましても、あらゆる市民活動が抑制・停滞せざるを得ない状況となり、また社会のデジタル化・DX化の重要性が認識され、さらにコロナ禍を契機とした働き方の多様化・分散化が進むなど、市民生活は大きく変容してまいりました。

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の類型が5類感染症に移行されましたが、収束したわけではありません。引き続きこの危機を乗り越えることができるよう、各自で感染対策をお願いするとともに、本市といたしましても、安全・安心なまちとなるよう取り組んでまいります。

現在、第2次弥富市総合計画後期基本計画の策定中ではありますが、コロナ禍でも、コロナ禍により落ち込んだ市民活動の底上げや市民の皆様へ必要な情報を的確・迅速に提供すること、そして全ての市民がデジタル化の恩恵を享受できるよう、行政のさらなるDX推進を掲げております。

今後につきましては、市民の皆様に対して必要な情報は積極的に提供を行っていくとともに、国の動向等を注視しつつ、市民の生命と健康を守ることを最優先に、暮らしやすい活力あるまちづくりに努めるとともに、ウィズコロナ、アフターコロナに向け、新たな一歩として、楽しいを前面に打ち出した事業を展開してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（平野広行君） 堀岡議員。

○4番（堀岡敏喜君） ぜひ、市長、期待していますので、よろしくお願いします。

それで、このコロナ禍でかなりデジタル化が進みましたよね。だから、今まで持たなかった方も端末をお持ちになって、多分コロナ禍になってから市のホームページの閲覧数ってか

なり増えていると、これは調べたわけじゃないんで分からないですけど、増えていると思います。だからこそ、やっぱり目的の、チャットボットも入っていますけど、結局一緒なんですよ、グーグルの検索とね。ヒットしないんですわ。後で、次のお題のときも言いますけれども、目的の調べたい事柄にすぐできるように、見る側の立場になって、再編集といいますか、これも十何年前に今の副市長が総務部でおられたときにいろいろやり取りしたときもあったんですけど、ホームページがようやくリニューアルをして今の形になりましたけれども、情報が多いせいか知りませんが、もう机の上が今の僕のこの、ここみたいだね、いっぱいあるんですけど整理されていない状況が続いているように思います。出しているからいいじゃなくて、見る側の立場になって発信してこそやっぱり情報だと思いますし、プロの仕事だと思いますので、ぜひよろしくをお願いしたい、また市長のおっしゃった楽しいを前面に押し出した、本当に新たなコミュニティの構築ができるような取組につなげていただきたいなと思ひまして、このアフターコロナのことについては一旦終わります。

○議長（平野広行君） 堀岡議員。質問の途中ですけれども、ここで暫時休憩します。再開は午後1時ちょうどとします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時50分 休憩

午後1時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（平野広行君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

引き続き、堀岡議員お願いします。

○4番（堀岡敏喜君） それでは、午前中に引き続きまして2つ目のテーマ、ヤングケアラー支援、周知啓発をと題しまして、以下伺ってまいります。

ヤングケアラーとは、家族の介護や世話などを日常的に行う18歳未満の子供のことをいいます。その支援を強化するため、政府は2022年度から3年間を集中取組期間と定めており、本年で2年目となります。

この背景には、2020年11月から2022年1月にかけて、全国の小・中学生、高校生、大学生を対象に行った実態調査の結果がございます。これによりますと、世話をする家族がいると答えた割合は、中学2年生が5.7%で17人に1人、全日制高校2年生は4.1%で24人に1人でした。世話をする家族がいると答えた生徒のうち、頻度がほぼ毎日と答えたのは中学2年生で45.1%、全日制高校2年生は47.6%に上りました。

平日一日に世話に費やす時間は、中学2年生が平均4時間、高校2年生が同3.8時間、その上で7時間以上との回答が、それぞれ約1割ございました。

世話をする家族の内訳を複数回答で聞いたところ、兄弟が中学2年生で61.8%、高校2年

生で44.3%と最も多く、また世話をする家族がいる中・高生の6割以上は、相談経験がないということでもあります。

世話について相談した経験がないと回答した人にその理由について聞いたところ、いずれの学校種でも誰かに相談するほどの悩みではないが最も多く、次いで中学2年生・全日高校2年生は、相談しても状況が変わるとは思わないが高くなっております。そのほか家族のこのため話しにくい、誰に相談するのがよいか分からないと続いております。

小学6年生では、世話をする家族がいるのは約15人に1人に相当する6.5%でした。家族の内訳は複数回答で兄弟が最多でございます。平日一日に世話に費やす時間は1時間から2時間未満、27.4%が最も多く、7.1%が7時間以上と答えております。世話をする家族がいる児童は、いない児童よりも欠席や遅刻、早退をすると答えた割合が高く、学業や健康への影響が心配をされております。

また、世話をする児童の半数以上が特にきつさは感じていないと回答しており、家族の世話による制約も6割以上が特にないと答えております。この点につきまして、支援を受ける必要性を自覚していない児童も一定程度いるということが分かります。家族にどのような世話をしているか聞いたところ、見守りが40.4%で最も多く、家事が35.2%で続いております。ただ、これは複数回答の結果であるため、1人で様々な世話を担っていることも考えられます。

大学3年生では、世話をする家族がいる、あるいは過去にいたのは10.2%で、家族の内訳は複数回答で最も多かったのが母親でございました。平日一日で世話に費やす時間は、1時間以上3時間未満が36.2%で最も多く、6.4%が7時間以上という結果でございました。

そのほか実態調査で分かったこととして、ヤングケアラーの認知度は低く、聞いたことがないが8割以上、また自分がヤングケアラーに当てはまると思うかについて聞いたところ、中学2年生では1.8%、全日制高校2年生では2.3%が当てはまると回答しており、当事者である子供たちをはじめ国民一般の認知度も低いと見られております。

実態調査を受けて、国は集中取組の内容として、ヤングケアラーを早期に発見して適切な支援につなげるための周知啓発、ヤングケアラーに関する自治体単位の実態調査や関係機関の職員研修に対しての財政支援、学校や自治体などが連携するためのマニュアルの公表、自治体と関係機関、支援団体をつなぐヤングケアラーコーディネーターの配置や、当事者同士が悩みや経験を共有し合うオンラインサロンの運営もサポートしています。これはこども家庭庁のホームページ、また文部科学省のページから見るができます。参加することもできます。このほか、自治体と関係機関が行うヤングケアラーへの訪問支援事業も後押しをしております。

国は、ヤングケアラーについて日々のケアに多くの時間や労力を割くため、学業不振や不

登校、就職機会の喪失など深刻な問題に発展しているケースがあると見ております。ただ、ヤングケアラーは幼い頃からそうした状態に置かれていることが多く、当事者自ら相談をしたり助けを求めることは少ないとされております。

政府は、学校などで助けを求めることの大切さを周知していく方針であります。また、家族のために献身する行為自体は尊く、否定すべきものではありません。しかし、それが原因で自分の将来に希望が持てず、苦しむようなことがあってはならないわけであります。私たちは、子供や若者たち一人一人が思い描く人生を歩めるよう、寄り添う支援に努めていかなければなりません。

以上のことから、以下伺ってまいります。

愛知県では、2021年11月に実態調査を行い、昨年の3月に公表をしております。調査結果から世話をしている家族がいると回答した子供は、小学5年生の16.7%、中学2年生の11.3%、全日制高校2年生は7.1%であり、全国調査の結果と比べ少し高い割合となっております。

問題は、やはりヤングケアラーの認知度の低さであります。このため県は本年1月、県内全ての国公立小中高等学校の小学5年生から高校3年生に、子供たちがヤングケアラー問題を正しく理解をし、当事者が自ら相談ができるよう、ヤングケアラーの声や相談先等を掲載をした子供向けパンフレットを配付することとしております。

今画面に映っているのが、県が作ったヤングケアラーのことというのを、分かりやすいかどうかはあれですけれども、子供向けに作って、絵が子供っぽくて、実は高校生バージョンというのもあるんですけど、絵が高校生か小学校だけということであって、あと小学生は振り仮名が打ってあるだけで内容はほとんど一緒でございます。

次のページへ行っていただいて、Aさん小学5年生の場合、遊びによって誘われるんですけど、家の用事があるから帰らなアカンみたいな、どういった人がヤングケアラーに当てはまるのかということ、子供さんに分かるようになっていきます。実は、この漫画も全く配役は違うんですけど、高校生になっているだけでストーリーは全く一緒で、高校生バージョンも同じような漫画が描かれております。

その次のページをめくっていただくと、実態調査で分かったこととして、様々な資料の提示、ここで誤解してはいけない、ヤングケアラーは絶対悪いことじゃないんだと。むしろ頑張っている子供たちは、称賛に価すべき存在であると。家の手伝いをしたり、家族の面倒を見たり、弟の面倒を見たり、妹の面倒を見たりするというのは、ある意味当たり前であって、称賛すべきこと、頑張っているねと言えることなんだけれども、それが結局度を超してしまっていて、常態化してしまっていて、その子も気づかないうちにほかの同学年の子たちとの差がどんどん開いていく。これが問題なわけであって、そこを何とか支援につなげていく、気づか

せてあげるといことが大事といこととございます。

これはいつでも愛知県のページから取れますので、今後、後で弥富も貼っていただけることなので、自由に見られるといことなので。あと、これを紹介する動画も一緒についています。これは後で原稿にも出てくるのでいいですけれども。

そこで質問ですが、この周知啓発パンフレットが、先ほど県が1月に県内全部配付するといこととすけど、弥富市内の子供たちにも配付されているのか、まずは確認をさせていただきます。

○議長（平野広行君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） ヤングケアラーにつきましては、相談窓口の連絡先電話番号が記されている、先ほどお示しになりました「知っていますか？ヤングケアラーのこと」という小冊子が本年1月に愛知県より届き、市内の小学5年生、6年生、そして全中学生に配付しております。学校においては保健室等に設置し、子供たちが目にすることができるようしております。

また、市内にあります県立海翔高校や愛知黎明高校においても、生徒に配付されました。

さらに、市内の小・中学校及び高等学校では、ヤングケアラーに関しましてスクールソーシャルワーカーに相談できる体制が取られております。

○議長（平野広行君） 堀岡議員。

○4番（堀岡敏喜君） これは配られたただけですかね。例えば配りながら何か説明したとか、そういうのはしていないんですか。そこまでは分からないですか。高校あたりは聞かんと分からんとは思いますが。

○議長（平野広行君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 小学校・中学校については個々に渡しておりますので、説明させてもらっております。高校については確認を取れておりませんので。

○議長（平野広行君） 堀岡議員。

○4番（堀岡敏喜君） せっかく渡しても、渡ただけで終われば子供たちは見ないので周知にはつながらないので、機会とあらば、また生涯学習の時間でも、大事なことです、伝えてあげていただきたいなと思います。

続いて、県のヤングケアラーの特設ページには、各市町村の相談窓口が記載されておりますが、弥富市における相談窓口は記載のとおり児童課が行うのかお伺いをいたします。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） ヤングケアラーに関する相談窓口につきましては、要保護児童対策地域協議会、要対協及び家庭児童相談室や子ども家庭総合支援拠点を所管している児童課が中心となり、学校教育課や福祉課、介護高齢課など関係部署が連携し

て全庁的に取り組んでおります。

○議長（平野広行君） 堀岡議員。

○4番（堀岡敏喜君） 全庁で全体的に取り組んでいただいておりますけれども、後の質問にもつながるんであれですけれども、これから我々の年代ですと、最近ここ数年でヤングケアラーというのはいろんな報道番組等でも特集をされることが多くなりまして、元ヤングケアラーだったという人の体験談とか、興味深く見ている人ですと周知が広がっていくんですけど、よくない印象がついてしまったら困るんですけど、その辺は報道もかなり気をつけてやっているみたいですけど、そういうことが過度になった場合に大変な目に遭うということで、かなりちょっとセンセーショナルな番組が多かったもんですから、その辺をこういうものを通して、またお話をする際に誤解のないように、かえってこれが差別を生むようなことがあっては、絶対絶対あってはならんことなので、しっかりその辺も考えてやっていただきたいなあとと思います。児童課が一応窓口になるということですね。

また、ヤングケアラーに関して、職員や福祉・介護・医療・教育等の関係機関への研修の現状と今後の課題について市の見解を伺います。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） ヤングケアラーに関する研修等につきましては、要対協において事例研究を行っているほか、県などが主催する研修会等に参加をしております。

今後も各種協議会等において、教育・福祉・介護及び医療関係者が連携を図り情報共有を行うとともに、ケアラー及びヤングケアラーに関する研修会等に積極的に参加をし、その知識取得に取り組んでまいります。

また、今後の課題といたしましては、実態調査ではつかめない支援が必要であるにもかかわらず、声を上げられない子供や家庭をどのように把握し、支援につなげるかということが上げられます。

○議長（平野広行君） 堀岡議員。

○4番（堀岡敏喜君） まさに今部長がおっしゃった認知度というか、そこをまず進めていかないといけないんですけど、先ほどのパンフレットもそうなんですけど、だからこそ実態調査を通して初めてヤングケアラーというものに関しても、当事者の子供たちが知ることになります。その意味でも、弥富市としても実態調査をすべきと考えますが、市の見解を伺います。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 本市の実態といたしましては、令和2年12月議会定例会の堀岡議員の一般質問に対しまして、ヤングケアラーと疑わしきケースが1件あ

ると答弁をさせていただいております。現在、要対協では3件の児童家庭を支援している状況でございます。

また、本年5月より児童課に、やとみっ子お悩み相談室を設け、児童・生徒本人が、学校や友人、家族には打ち明けられない悩みの相談を受け付けており、ヤングケアラー傾向の実態を把握した場合には、本人の了承を得た上で支援につなげていければと考えております。

実態調査につきましては、厚生労働省が、問題を明らかにするために調査予定がない自治体も検討してほしいとの見解を示しておりますので、今年度実施をいたします第3期子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査におきまして、関連項目を追加し、その把握に努めてまいります。

○議長（平野広行君） 堀岡議員。

○4番（堀岡敏喜君） 今おっしゃったニーズに加えるということですけど、これは誰が答えるアンケートになるんですか。

○議長（平野広行君） 飯田児童課長。

○児童課長（飯田宏基君） お答えいたします。

このアンケートにつきましては、保護者はもちろんですが、子供、特に小・中学生を中心にアンケートを取らせていただきます。

○議長（平野広行君） 堀岡議員。

○4番（堀岡敏喜君） そうすると、実質実態調査ということにもなりますし、それを含めたものということで理解しておきますので、しっかりやっていただけたらなと。また、それを含めた公表というか、またお願いをしたいなと思います。

先ほどから何遍も言っていますけれども、ヤングケアラー問題は当事者である子供たちではなく、先ほどから何遍も言っていますが、大人たちにこそ周知する必要があります。社会的認知度を高め、この問題を共有すべく国の対応マニュアルの公表を受け、各市町村でもマニュアルを作成し公表しております。また、令和2年の12月議会でも同様の質問をし、提案をしておりますが、市民と問題を共有するため、ヤングケアラー支援も含め、ケアラーの権利をうたい、その権利擁護を定めたケアラー支援条例が必要と考えます。当時の御答弁では、条例制定は必要だと感じる、専門職の意見を聞き研究をするとうございましたが、マニュアルの作成公表も含め、条例の制定について改めて市の見解を伺います。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） マニュアルにつきましては、本年3月にこども家庭庁が作成した児童福祉部門と教育分野に焦点を当てた市町村におけるヤングケアラー把握・支援の運用の手引きがございますので、関係部署にも情報を提供し、大いに活用していきたいと考えております。

ケアラー支援に関する条例につきましては、令和2年3月に埼玉県が全国で初めて制定し、それ以降、幾つかの自治体が同様の条例を制定している状況であります。これらの条例は、ケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができるよう、社会全体で支えることを目的とし、基本理念、自治体の責務や住民・事業者・関係機関等の役割などを定め、ケアラー支援のための基本的施策を推進し、ケアラーが安心して暮らすことができる地域社会の実現を図るものであります。

愛知県内におきましては、県及び各市町村が未制定の状況であります。条例制定の意義はあるものと考えておりますので、今後、県の条例制定に係る動向を注視しながら調査・研究をしてまいります。

○議長（平野広行君） 堀岡議員。

○4番（堀岡敏喜君） これ、弥富市の意思としてやるかやらないかということを問うとるわけなので、現状がどうかというのは先ほどニーズ調査をされるということです。しっかりその調査結果を受けて、いますから、ヤングケアラー、ケアラー。本人が認知しているかしてへんかの問題だけであって、ただ、これまでいろんな調査、国の、自治体のアンケート調査を受けて、様々なコンサルタント会社に委託をして、さらに調査結果に意味を持たせるという意味で、これも文科省とこども家庭庁のほうでも公表されております。

そこで浮き彫りになってくるのは、特にヤングケアラー時代を過ごした高校生、また大学生の人たちが、なぜ支援が受けられなかったのかということの理由として、どんな支援があるか分からないから。もう一つが、どこに相談すればいいのか分からないからということなんです。

あとは常識的な話として、先ほども申し上げましたけど、自分がケアラーであるなんていうことは分からない。当たり前だから。でも、年を重ねていく上に、どんどん友達との差があるということを感じるんだそうです。小学校のときは分からない。お母さんのことをやったら、お母さんがありがとう、お父さんがありがとう、おじいちゃんがありがとうと言ってもらったら、それだけでうれしいじゃないですか。だから、子供は一生懸命頑張りますよ。だけど、クラブ活動に実際に自分の時間というのを、中学生・高校生になってくると要るようになってきますけれども、それが自由が利かなくなることによってようやく気づくみたいな部分があります。でも、そのときにはほとんど諦めがあって、やっぱり家族が大事ですから、そちらのほうに傾倒してしまうということがあるのだそうです。

ですから、周りが気づいてあげることがまず大事だし、何がうれしかったかといったら、友達とかに相談したときにも黙って友達が聞いてくれたと。おまえ頑張っているんやなと、その一言が救いになったとか、近所の人がいづもえらいねと声をかけてくれるだけで、それも救いになった。知ってあげるということが大事だと。だからこそ、世間的な周知というの

がすごい大事なんじゃないかなあと。

実際に、先ほど申し上げましたように、過度にその人が本当は遊ぶなり学ぶなりの権利があるにもかかわらず、身内を加害者にしたくないわけですね。もちろんケアされている方々も、申し訳ないという思いの中であるわけですよ。そうでない家庭もあったときは事件があったり、令和2年の12月のときにも言いました、事件が起こったりもします。だからこそ、やっぱり周りが知っておく、世間として知っておく。ケアラーとしての認知度を広めていくためにも、周知啓発には力を入れていただきたいなと思います。

ずうっと子供関係の質問をここ数回やらせていただいているんですけど、時間があるんでちょっとお話をさせていただきますけど、今ドラマがあるじゃないですか、「コタローは1人暮らし」というドラマ、御存じですかね。実は原作が漫画でして、僕はコロナ禍のときにある児童クラブにお勤めの方から紹介をもらって、読ませていただきました。

あの漫画に出てくるコタロー君、4歳なんです。ドラマは5歳設定ですけど、4歳で、ある弁護士事務所の庇護の下、独り暮らしをしているんです。アパートで。アパートで独り暮らしして、いろんな人と触れ合っていくわけです。触れ合う人たちも、何らか子供時代のときに親御さんが亡くなったり、またその子も児童虐待に遭ったりという、そういう人たちとのドラマで、コミカルに描いてあるんだけど、内容はすごい切ないというか、そういう内容でして、特に印象に残った部分と考えなきゃならないなあというシチュエーションがあったので紹介をしたいんですけど、あるときコタロー君が自分の部屋で思い出博物館をやるんですよ。小さいんですけど、そんな歴史はないけど自分の思い出博物館をやって、いろんなものが置いてある。そこに知り合った方々を招いて、これはこれだと説明しながら盛況にやるわけですけども、テーブルにゴム手袋があるわけですよ。ゴム手袋を見たときに、来た女性の方が、その子も虐待の経験が実はある子で、自分に触るのが嫌だから、お母さんがゴム手袋をしていたという。その子は、そういう意味でこんなゴム手袋を置いて駄目じゃないとコタロー君に言うんだけど、コタロー君自身は、その手袋は僕に唯一お母さんが触ってくれるための手段なんだ。だから捨てられないんだという場面があるんですけど、話しながらでもちょっと声が詰まってしまうぐらい痛々しい。

要は、子供たちというのは全て肯定をするんですよ。自分のやることに対して。親に虐待、よっぽどひどいことをされたらあれかもしれませんが、冷たい目に遭ったとしても肯定してしまう。そういう場面がありまして、漫画全般的には児童虐待を受けた子供たちの目線で世間を見ているという、ちょっと変わったもので、すごく自分も分かっているつもりだけど、結局やっぱり自分らも大人目線で、客観的な目で見えてしまっている部分がある。本当に子供たちがどう思っているのか。

だからこそ、ヤングケアラーと言われたとしても、本人自覚がないもんだから、これが当

たり前だからとなってしまう。そこに支援を向けていくというのは、御家族の方にも本人にもデリケートな問題ですから、先ほどこちょっと言っていないんですけど、家族のことだから相談しにくいと。逆に、家族のことだから踏み入ってほしくないと蓋をしちゃう子たちもいる。だから自治体にしてみれば、かなり突っ込みにくいというか、支援したくてもできないという部分も過去にはあった。先ほどの3件あるというのは、多分学校なりと連携を取って、遅刻とか早退が多くて、どうしたのと聞いて発覚したものなのかなあと想像をしたりするんですけど、別に答えなくてもいいですけど、分かってよかったとは思いますが、それでどういう支援につなげていくのかというのを明確にする必要もあるので、ぜひしっかり条例というか、市としての機関の構成というか、フローというか、相談体制に持っていくまでの一つの流れをしっかりとつくっていただいて、ケアラーであることがその子の未来のマイナスにならないように、かえってプラスになる。いいことなんだから、そういうふうな体制を市として支援をしていていただきたい。そのように思います。

続けます。

弥富市のホームページでヤングケアラーと検索をしても、市民の受ける情報としては何もヒットはしない。先ほどのものと一緒ですよ。支援につなぐため社会的認知度を高めるためにも、できることはすぐにでも取り組むべきと考えます。愛知県のホームページには、先ほどの実態調査の結果も含め、先ほど紹介いたしました「知っていますか？ヤングケアラーのこと」の小学生バージョンと中・高生バージョンのパンフの掲載や、パンフの内容を詳しく解説している動画が配信をされております。また、相談内容に応じた相談先も詳しく掲載をされています。

弥富市も地元の問題として、すぐできることとして、リンクを貼るなど周知啓発を図るべきと考えますが、市の見解を伺います。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 議員御指摘のとおり、現在、市ホームページには関連ページがございませんので、国や県の関連リンクと併せまして、ヤングケアラーの概要等を掲載したページを作成し、周知啓発してまいります。

○議長（平野広行君） 堀岡議員。

○4番（堀岡敏喜君） 先ほどのアフターコロナの中でも、後遺症の相談窓口として健康推進課が請け負っていますよということも言っていられましたが、検索すると出てこないわけですよ。すぐに迷いなく市役所に電話できる人やったらいいですけど、かかりつけ医もない、ふだんは健康やったのにコロナになって後遺症が残って大変やと。どこに相談したらいいんやと。だから僕ら聞くわけですよ。結局、まず調べたら県のページが出てくるから、県から下りて、ここやねんなど。

だから、やっぱり市でも、補償するとかそういう問題じゃなくて、今やっけていただいているとおり関係機関につなぐであるとか、ここの病院がそうですよと。県の後遺症を見ていただける病院で掲載されているのは、今のところ多分尾張温泉の蟹江病院というところが県の名簿に載っています。医療機関のほうに、例えば後遺症で来られた。それに対して対処療法をいたしました。経過がよかった、一つのその臨床データを国は募集していますよね。もし必要であれば、これは県も書いてありますけど、後遺症をうちで受けてもいいよということやったら掲載をしますという案内も載っていますわ。今のところ弥富には一軒も、後遺症をということで診ていただくところはないですけど、実際にはかかりつけでしっかり診ていただけますから、しっかり診ていただくように。そういう案内を通してやっていただきたい。

このケアラーの相談に関しても、児童課が窓口となるのであれば、もしヤングケアラー、こういうパンフがもう渡っておるわけですから、どこに相談したらいいのか、やとみっ子何でも相談でもいいけど、やとみっ子何でも相談にケアラーのことは相談してくださいと。ケアラーという言葉自身がまだ浸透していないからあれかもしれませんが、それでもやっぱり周知していかなあかんわけですよ。もう小学高学年、中学生、高校生やったら分かるでしょう。これをもう見ておるわけなんで、しっかり相談を受けてあげて、どういう支援につなげていくか、どういう支援が必要なのか、それが市のものなのか、県のものなのか、国のものなのか、ケアラー同士で話し合うオンラインのあれも、すごい充実をしていますよ。見ていただくと分かると思いますけど、状況はすぐには変わらんにしても、すごい心強い一つの情報となりますので、ぜひぜひ利用をしていただいて、やっていただけるんですよね、部長。ちゃんと掲載していただけるんですね、ホームページに。了解しました。

あとは、市長に今後どうしていくのか。最後に、ヤングケアラー問題に対して市長の見解を伺います。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 本来、大人が担う家事や家族の世話などを日常的に行っている子供のことをヤングケアラーと定義されておりますが、具体的な基準や線引きなどがないことや、当事者の認識の違いもあり、調査だけでは実態を把握することが非常に難しいと感じております。

本市といたしましては、まずはヤングケアラーに関する情報発信を行い、市民全体で共通認識を深めるとともに、子育て支援施設や要保護児童対策地域協議会等を所管する児童課をはじめ、小・中学校を所管する学校教育課や、高齢者及び要介護者を支援する介護高齢課、障がい者世帯等を支援する福祉課などの関係部署と、地域包括支援センターや社会福祉協議会、民生・児童委員協議会などの関係機関及び団体の協力を得ながら、地域が一体となって、ヤングケアラーの早期の実態把握と適切な支援に取り組んでまいります。

児童課児童家庭グループが所管する子ども・家庭の相談事業は、市内の児童・生徒の皆さんが、家庭や学校など身近な人に直接相談しにくい悩みや困り事を気軽に相談できるやとみっこお悩み相談室を先日開設いたしました。親や兄弟のことで悩んでいるとか、負担に思っていることがあるなど、メールや電話、手紙、対面などで相談いただければ、児童課の家庭相談員または保健師が内容に応じて関係機関と連携を取りながら支援を行ってまいります。

子供が家事や家族の世話をすることは、ごく普通のこと、否定すべきものではありません。しかし、ヤングケアラーは、本当なら享受できたはずの勉強に励む時間、部活に打ち込む時間、将来に思いをはせる時間、友人とのたわいのない時間、これらの子供としての時間と引換えに、家事や家庭の世話をしていることがあります。

周りの人が気づき、声をかけ、手を差し伸べることで、ヤングケアラーが自分は1人じゃない、誰かに頼ってもいいんだと思える子供が子供でいられるまちを市民の皆様、また議員の皆さん一緒につくってまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（平野広行君） 堀岡議員。

○4番（堀岡敏喜君） 市長のおっしゃるとおりだと思いますし、期待をしております。

ヤングケアラー・ケアラーのことを救うということは、その御家族も救うことになるんですよね。やっぱりどこか世話をしてもらっている、悪いなあ、私のために、俺のためにと思っている人たちも、そういう支援があったのか、ありがたいなあと肩の荷が下りますよね。これで子供にも好きなことをさせてあげられるとか、時間をつくることができるとか、ウィン・ウィンじゃないですか、そうするとね。

そのためにもしっかり周知をして、そういう御家庭があって、悩みを持っている人たちが本当に市長のおっしゃったように子供が子供らしく生き生きと育っていけるようなまち、子供が生き生きと子供らしくというには、まず家庭が要るわけで、家庭を支援することにもなるんだと、ケアラーを支援するということは。そういう思いで、今後の市の取組に大いに期待をしまして質問を終わります。

○議長（平野広行君） 暫時休憩します。再開は午後1時45分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時35分 休憩

午後1時45分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（平野広行君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、佐藤仁志議員。

○6番（佐藤仁志君） 6番 佐藤仁志。

3点通告してあります。

1つ目、子供を中心としたまちづくりに向けて、学校と地域コミュニティの再構築と連携強化についてお尋ねします。

書画カメラをお願いします。

これは歴史民俗資料館で開催された学校の歴史を振り返る企画展です。

振り返ってみれば、教育・学校こそが市町村の自治の原点です。明治期に学校が維持できる最小単位として市町村制度を整備したというのは、公務員の間では有名な話です。地域でつくり、支え合ってきた学校あつての地域です。

今弥富市では、小・中学校の統廃合計画が進められています。根っこにあるのは、誰もが知っている経費削減ですが、あくまで教育上の統廃合メリットが強調されています。であるならば、数合わせの問題で終わるのではなく、教育の本質についてよく考え直す機会だと思います。今こそ、子供と家庭、先ほどの質問にありました大きく変わっている、こういう状況の中で学校や地域社会をどうしていくか、市民の御意見を聞いてきました。やはり弥富市として、この際、子供を中心としたまちづくりに向けて、学校と地域コミュニティの連携強化が課題だと思います。

さて、名古屋市では既に20年前の2002年、平成14年から学校の統廃合が始まっています。さらに、それ以前から家庭環境と子供の変化への対応策として、1996年、平成8年、放課後教室として第1号のトワイライトスクールをつくりました。

書画カメラをお願いします。

そこで最初の質問は、地域が支援するトワイライトスクールについて御紹介をします。

これは、小学校の空き教室を利用しています。教室だけではなく体育館や校庭も使って、学年の異なる友達と自由に遊んだり、学んだり、体験学習に参加したり、地域の人々と交流することを通じて、子供たちの自主性、社会性、創造性などを育むことを目的として、トワイライトスクール、放課後教室を実施しています。弥富市には児童クラブがありますので、これと比較しながら放課後教室のよい点が生かせないかを検討していきましょう。

子供にとって、保護者の就労の有無に関わらず、学校敷地内で元教員、元先生が企画運営しているトワイライトスクール、学校の授業ではできないような地域の歴史や地域の人材、それこそ外国由来の人たちとも触れ合う。そうやって放課後や土曜日を過ごすのは、自主性、社会性、創造性などを育む場としてとても魅力的です。そして、地域の側から見ても、子供会や祭りが衰退していく中で、地域の歴史や文化を伝承できる貴重な場が生まれ、大人の活躍の場となり、大人が活性化しています。このよい点を地域の教育機能の維持と成長という視点から分析すると、人々が触れ合うシステム・仕組み、人々が成長していくプロセス・過程、これが放課後教室で実現できたと言えないでしょうか。

書画カメラをお願いします。

これは名古屋市東区の矢田学区連絡協議会のホームページを見ていただいております。

これをやるために必要なのは、地域コミュニティです。名古屋市では、小学校区単位で学区連絡協議会といって様々な団体が、毎月1回夜2時間程度集まって連絡会議を開いて、協議・合意形成を行っています。弥富にも学区コミュニティがありますが、それとは全然レベルが違う自主的な集まりで、行政に対して地域の意見を言う、相当圧力のある重要な団体です。

この学区連絡協議会を土台として、各小学校にトワイライトスクールの運営連絡協議会ができています。トワイライトスクールで実際に現場で子供たちの体験を提供するのは、まさしく地域の人、地域協力員です。そして、トワイライトスクールの行事や運営方針は、この運営協議会で話し合われますが、これには地域ごとに特色があります。トワイライトスクールの企画運営をする専門員に対して、この地域の子供たちの学びをどうしてほしいかということ具体的な要求するという形でコントロールしています。

もちろんトワイライトスクールの専門員は、学校の元先生です。実際、校長先生がたくさんやっていらっしゃるようで、教育、子供に対する深い愛情とプライドがあります。学校のOBなので、実際に今の学校との信頼関係、それから地域に対しても非常に信頼関係、パイプができています。地域の特性に合わせて、地域における子供たちという場について、トワイライトスクールの専門員がコーディネーターとして地域を高め合っていると思います。言い換えれば、昔の小学校の先生と地域のつながりが、なかなか今実際の学校は厳しいんですけども、この放課後というところで再現できているんじゃないかとも思えます。

次の書画カメラをお願いします。

これは文部科学省のホームページです。これは実は名古屋だけではなく、全国的に小学校への住民の関心が薄れてきている。文部科学省としても、地域で学校を運営してほしいということで呼びかけています。

そこで、コミュニティ・スクール構想についてお尋ねします。

弥富市におけるコミュニティ・スクール構想は、どのように考えているかを問います。

○議長（平野広行君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 全国的には、昨今の子供たちを取り巻く社会環境において、地域社会とのつながりや支え合いの希薄化による地域社会の教育力の低下を指摘されることがございます。コミュニティ・スクール制度は、学校、家庭、地域社会が一体となって学校づくりをする制度でございます。本市では、保護者や地域住民等から御意見をいただく仕組みとして学校評議員会を設置しております。

コミュニティ・スクール制度の導入につきましては、本市では既に学校と地域コミュニティの方々との関係が深く、多面的な協力を得て開かれた学校運営がなされており、制度の導

入については検討しておりませんが、今後も他市の導入状況等について注視してまいります。

○議長（平野広行君） 佐藤議員。

○6番（佐藤仁志君） 小規模校の今までのつながりと今後について伺います。

今回、統合の対象となっている小学校4校について、地域のつながりがどうになってしまうか、これが地域の皆さんの懸念であります。今までのつながりを今後どうしていこうと考えているかを伺います。

○議長（平野広行君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 小規模小学校の再編に伴う新設校においても、これまでどおり多くの地域ボランティアをはじめ、地域コミュニティとのつながりを大切にし、地域との温かい交流がある教育活動を実践してまいります。

○議長（平野広行君） 佐藤議員。

○6番（佐藤仁志君） 次に、統廃合後の地域と学校の関係性の再構築の担当について伺います。

従来のような地域とのつながりを維持できることが望ましいと思いますが、なかなか難しくなってくるかもしれません。こういう放課後教室のような仕組みを試行してみるのも余地があるかもしれません。いずれにしても、学校統廃合に合わせて、学校教育と地域の協力をどうするかといったような問題を検討する場合に、市役所全体としてどこが担当することになるのかをお伺いします。

○議長（平野広行君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 再編後の新設校におきましても、学校教育活動における地域との関わりにつきましては、学校教育課が窓口となり地域連携をサポートしてまいります。

○議長（平野広行君） 佐藤議員。

○6番（佐藤仁志君） 書画カメラをお願いします。

これは愛知県教育委員会のページです。

生涯学習計画についてなんですが、もう一度小学校区単位で人のネットワークをつくっていく必要があるんじゃないでしょうか。特に高齢者の方が、子供たちに自分の経験や技能を提供するという点について、強い生きがいを感じているという指導員の報告もあります。弥富市全体の学びのネットワーク、学びのシステムとプロセスを再構築するという意味で、生涯学習計画の策定の予定をお伺いします。

○議長（平野広行君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 昨日の江崎貴大議員からの一般質問で御答弁を申し上げましたとおり、生涯学習推進計画策定に向けて進めてまいります。

○議長（平野広行君） 佐藤議員。

○6番（佐藤仁志君） 今回たまたま名古屋の放課後教室、別に名古屋に限っていたつもりはないんですが、これを最初に取り上げたのは、学校教育と生涯学習を連携することが、今後の弥富市の生涯学習計画のヒントになるんじゃないかと思ったからです。

この間、振り返ってみますと、2000年頃からいろんな問題が顕在化してきています。教育の分野では詰め込み、知育偏重の反動として、生きる力をつけるために総合的な学習として子供たちを地域に出したり、地域の人材を学校に呼び込んで総合的な学習が始められました。各学校で一生懸命やりました。私もたまたまいろんな形で協力をしたことがあって、学校の先生といろいろと打合せしたんですが、結局は限られた時間の中で、授業時間も教員の先生方もいっぱいいっぱいになっているという状況がありました。

また、一方では、放課後の子供たちがますます本当に限られた子供たちとしか、友達としか遊べない。地域のつながりなんて全然なくなっちゃっている。ゲームばかりやっている。こういう現状に対して、この放課後、まずいんじゃないかということで、先駆的な取組として学校教育と地域社会をつなぐ形で生まれたのが、名古屋で言えばトワイライトスクール、全国的に言えば放課後教室ではないでしょうか。もう一方では、自治会のほう、名古屋では学区連絡協議会、こちらではコミュニティ推進協議会というのですが、まさに高齢化、地域意識の希薄化によって衰退をたどっていました。

こういったことが並行して進んでいる中で、同時期に、そこでやはりこれは全世代のまちを挙げて学習をしたらどうだと。学習の活性化でまちの問題を解決していこうといった考えが、生涯学習によるまちづくりです。実は、私も参加したんですが、お隣の蟹江町では、ちょうどこの頃に蟹江町立の歴史民俗資料館が中心となって、生涯学習まちづくりと称して学習会やシンポジウムが行われています。今回、3つの学校が空き家になってしまいます。

地域の子供を抱えたお母さんから直接こう訴えられました。やはりそこに公務員として数十人の職員がいらっしゃって、やっぱり地域の子供たちを見守っていると。これがなくなるというのは、やはり不安だと。あるいは、子供たちを地域社会で育てて、社会人として育てるという機能において、様々お祭りだとか、みんな頑張っています。やっぱり小学校区単位で、そこには学校の先生が存在というのもバックアップとしてあったでしょう。そういったものがなくなってしまいます。何とか人がいなくなる小学校の地域についても、やはり地域コミュニティの人たちが、だんだんこれが目に見えてきたときに、やっぱり何とか学びの場を維持しなきゃいけないんじゃないかということが出てきたときに、この放課後教室での地域全体でやっていると。いわゆる授業時間は確かに学校ですけれども、授業が終わってからの時間は地域でもう一度取り戻す必要があるんじゃないかというヒントになるんじゃないかと思っています。

まさに、この生涯学習によるまちづくりが、これはいろんな要因というのを考えていくと

決して偶然ではなくて、歴史の必然、それがたまたま名古屋の場合は2000年頃からあった。学校統廃合も2000年から始まっていますから、うちの場合は今回が、この歴史の必然の始まりではないかと私には思えます。もちろん教育委員会、教育長は、子供たちのためを思って、苦渋の決断としてこの学校統廃合を進めていらっしゃる。であるならば、弥富市長も弥富市全体が、弥富市の職員も弥富市の将来を担っていく子供たちを信じている。子供たちのためになりたいということで、そうすると学校教育だけに任せるのではなく、子供たちを地域で育てていく、具体的には弥富市においても放課後教室のいいところを取り入れて、子供たちの生きる力、社会性を地域全体でつくっていくという、そういうことを包含した生涯学習計画を弥富市全体で住民と一緒に考えていってほしいと思います。

そこで、次に地域まちづくり協議会、地域コミュニティについて伺います。

書画カメラをお願いします。

これは飛騨市のホームページです。

現在、安藤市長の下で総合計画が策定中です。今回、弥富市の周辺を中心に住民のお話を聞いていると、運転免許を返納したら暮らしていけない。出ていった息子や娘が帰ってきてくれない。このままでは出ていってしまうという悲痛な声があります。さらに、どうして市長自ら座談会のように市民の意見を聞いてくれないのか、聞いてほしいという意見も実際にいただきました。市長自ら地域へ出かけて行って、市長自ら意見を聞く気があるかないかについてお尋ねします。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 新型コロナウイルス感染症の拡大前は、地域の総会や会合に出席させていただき、皆様からの御意見などを伺っておりましたが、ここ3年余りはコロナの影響で、地域での総会や会合、本市の行事やコミュニティの行事などが開催できない状況にあり、市民の皆様の前ではなかなかお話をすることができませんでした。

昨年末頃からは、コロナの感染につきましても落ち着きを見せ始めておりましたので、地域の総会や会合に出席させていただき、皆様から御意見等を伺うことができました。この5月からは、新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置づけが、5類感染症になり、アフターコロナとして、本市の行事やコミュニティ行事につきましても従来どおりの形に戻ってまいりたいと考えておりますので、そのような機会を利用しながら本市の施策等につきまして情報発信をさせていただき、市民の皆様からの御意見を伺ってまいります。

○議長（平野広行君） 佐藤議員。

○6番（佐藤仁志君） 書画カメラをお願いします。飛騨市のホームページです。

地域ごとの話合いの場を行政が用意することについて伺います。

全国どこでもやっているんですが、近辺で言うと豊田市や新城市などで地域まちづくり協

議会、地域委員会として地域ごとに話し合い、地域ごとに活動資金を渡したり、地域独特の施策を提案してもらって、翌年度で市役所が執行したり、地域の困り事を解決し、地域特性に合わせた活性化の取組があります。

地方自治、これは住民自らが関わることが、予算が小さくても根本的な解決策になります。参加こそが共感を呼び、好循環を生み出します。地域ごとの話し合いの場を行政が用意することが大切だと思いませんか。考えを聞きます。

○議長（平野広行君） 柴田市民生活部長。

○市民生活部長（柴田寿文君） 現在のコミュニティ推進協議会の場が、地域ごとの話し合いの場であると考えております。

○議長（平野広行君） 佐藤議員。

○6番（佐藤仁志君） 書画カメラをお願いします。新城市のホームページです。

これが具体的なあれなんですけれども、地域で解決する予算を目に見える形で積み上げていくことについてなんです。本当に周辺部を歩いてお話を聞いていると、うちも実は一番北の端の周辺部なんです。もう魅力がどんどんなくなっていく。合併したけど、本当によかったのかと。結局、魅力もお金も中心部に吸い取られて、ここは消えていくしかない。自分たちは見捨てられてしまったという切実な声に対して、やはりまず最初は小さなことからでも地域で実際に解決して、それを目に見える形で積み上げていく予算が大切だと思いますが、どう考えるかお尋ねします。

○議長（平野広行君） 柴田市民生活部長。

○市民生活部長（柴田寿文君） 今までのコミュニティ推進協議会は、運動会や盆踊りなどの行事を通して交流促進を図るものが中心で、その行事に対して補助金を市が交付しておりましたが、令和2年度からは、各コミュニティ推進協議会単位で地域の実情、組織の実態を踏まえ、主体的な運営及び活動体制となるよう各コミュニティ推進協議会へ通知・依頼をさせていただいております。

ただ、新型コロナウイルスの影響もありまして、各協議会でも役員などが集まって会議などを催すことも難しいこともあり、主体的な運営及び活動体制への移行はまだ道半ばというところでございます。コミュニティ推進協議会に対する補助金につきましても、行事に対する補助金ではなく、コミュニティ推進協議会でお話し合いを行っていただき、地域の実情や特性に合った用途や配分をお決めいただけるよう見直しを行い、自発的、主体的な地域づくりを目指す地域課題解決型コミュニティを推進できるよう市民向けの研修会等を併せて開催してまいりたいと考えております。

○議長（平野広行君） 佐藤議員。

○6番（佐藤仁志君） 書画カメラをお願いします。

これは津島市の神守学区のホームページです。なかなか立派なホームページなんですけど、これは津島市の場合は、ちょっと名前はごめんなさい。正確ではないんですが、いわゆるコミュニティセンターの管理運営を学区に任せていますので、そこでかなりのお金が渡っていて、できています。だけど、うちの場合のコミュニティ推進協議会は、そこまでの事務局員が、市側でやっているんですけども、そこで事務局員と予算についてお伺いしますが、やはりそういった先ほどの答弁のとおりで僕は大変結構だと思うんですが、やはりそれを実現するために、慣れるまでは住民の方だけの話し合いはやっぱり無理です。最初のやり方については、やはりノウハウを持った市役所の職員がサポートをする必要があると思いますが、そういったことについての検討の余地はありませんでしょうか。お伺いします。

○議長（平野広行君） 柴田市民生活部長。

○市民生活部長（柴田寿文君） 先ほどの御答弁の中で触れましたが、コミュニティ推進協議会へ交付しております補助金につきまして、地域の実情や特性に合った使途や配分を決めていただけるよう見直しを行ってまいりたいと現在考えております。

見直しを行うことにより、地域の皆様の思いや考えがより実現しやすくなり、コミュニティ活動により主体的に取り組んでいただけるのではないかと考えております。

○議長（平野広行君） 佐藤議員。

○6番（佐藤仁志君） 書画カメラをお願いします。これは名古屋市のホームページなんですけど、ちょっと市民活動を熱心にやっている人の間では話題になっている募集です。会計年度任用職員として、地域コミュニティの活性化相談員を公募しています。経歴にもよりますが、月額二十数万円の報酬ということで、16区、16人募集するそうです。

コミュニティ推進協議会の改組・強化や地域担当職員についてお伺いします。

地域のことは地域で決めるという地域自治の充実を尊重し、支援する機能を強化するために、これとは別なんですけれども、そもそも地域担当職員制度というのが、国の調査によると2016年度で既に345市町村に導入されています。恐らくもっと増えていると思います。例えば、昨年、総務建設委員会で視察した高山市では、高山市まちづくり担当職員設置要綱というのをつくって、各地区に担当職員2名を置くと言っています。これは高山市職員のうち、部長級・主幹級の職員を各地区2名充てています。

十四山支所、鍋田支所に配置されている職員を、まちづくり協議会や、名前は何でもいいんですが、地域委員会などに生かせないでしょうか。もちろん、これはこの地域だけじゃなくて白鳥から十四山まで全ての地区について同様にコミュニティ推進協議会について改組・強化して地域担当職員をつけることが検討できないでしょうか。

○議長（平野広行君） 柴田市民生活部長。

○市民生活部長（柴田寿文君） T K Eスポーツセンターには正規職員が配属されており、十

四山地区の事務局として担当をしております。それぞれの支所には、会計年度任用職員や再任用職員が配属されているため、現時点では難しいのではないかと考えております。

また、各学区のコミュニティセンター等に配属されている職員につきましても、会計年度任用職員などのため、コミュニティ推進協議会の事務局職員としての役割を担うことは難しいと考えております。

○議長（平野広行君） 佐藤議員。

○6番（佐藤仁志君） あくまでトレーニングの話ですので、名古屋の場合は会計年度任用職員がコーディネーターということですし、今後は組織全体で市役所のほうで研修するなり何なりして対応できるようにしていただけるとありがたいなと思います。

ちょっと視点を変えて、書画カメラをお願いします。やっぱり最後はお金が要ると思います。やはり地域のことを話し合って、職員を投入してニュースを出す。実は、弥富周辺まちづくりのニュースということで、ホームページにでかでかと載っています。

長年にわたって、もちろん課長級の職員も打合せに行き、コンサルタントに委託料を払い、地域の人から聞き取りなどを行い、まちづくりの課題を整理し会議を行い、まちづくりニュースを発行しています。かなりお金を使っている例があるんですが、そういったお金を白鳥地区から十四山の各地区でも投入できないんでしょうか。

○議長（平野広行君） 柴田市民生活部長。

○市民生活部長（柴田寿文君） 本市が進めているまちづくり協議会としては、先ほど来申し上げておりますようにコミュニティ推進協議会に取り組んでいただいております。コミュニティ推進協議会に対しましては、地域住民自らが地域の課題に主体的に組んでいただき、自発的・主体的なコミュニティ活動に発展できるよう、市職員が事務局としてサポートしてまいりたいと考えております。

○議長（平野広行君） 佐藤議員。

○6番（佐藤仁志君） 以上、大きな1番を一旦締めて、2番目、無駄遣いをやめて、予算案に市民の意見を取り入れるべきではないかということでお伺いします。

結局、市長というのは4年ごとの選挙で負けたのでは何にもなりませんと、議会で、この公式の場で安藤市長は言い切ってみえます。

書画カメラをお願いします。

この弥富市の借金を負担する18歳未満の子供、まだ生まれていない将来の市民には1票がありません。このような将来の市民に対して、下水道や、特に駅関連の整備で借金を積み上げていっていることについて、市長の姿勢を聞いていきたいと思います。最初、協定によってJRが作成した実施設計図や積算内訳はいまだに議会に公表できないのでしょうか。

○議長（平野広行君） 立石建設部長。

○建設部長（立石隆信君） J R・名鉄弥富駅自由通路整備及び橋上駅舎化事業につきましては、昨年度、J Rが実施した詳細設計を基に、現在、工事施工業者の選定作業が進められています。昨今の物価上昇等の影響から、契約に時間を要しているとのことでございます。

工事施工業者が決定いたしましたら、工事概要等を議員の皆様方に御説明させていただきたいと思います。

○議長（平野広行君） 佐藤議員。

○6番（佐藤仁志君） 詳細図があるのに議会にも市民にも示さず、業者選定を既に進めているのは驚きです。全部決まってしまうからじゃないと、議会にさえも出していただけません。

今回の選挙は大接戦で、僅か1,238票差で現職の安藤候補が逃げ切りました。現職候補であれば、信任投票で楽勝のはずですが、蓋を開けてみると前回よりも2,271票も減らしています。対立候補は7,400票集めています。これは安藤市政4年間を見た上での御判断だと思います。なぜ多くの市民が逃げていったのでしょうか。

選挙ビラです。僕もしっかり読ませていただきました。立派なことがいっぱい書いてあります。特に、ここの中で弥富市の駅関連のところだけピックアップします。

橋上駅舎と駅前周辺まちづくり、車新田地区について、中略しますけれども、とにかくここに、これからも市民の声をしっかりと聞きとお約束されています。ここで言う市民の声というのは、関係者の声だけなののでしょうか。議会が開催されるたびに、何回でもこの事業効果や事業費、特に市の事業費負担を聞いてもお答えいただいております。だけど、不思議なことに駅前や車新田の方とは、こういう事業効果があります、マンションが建ちます。事業費について、金額を具体的に言っていないにしても、事業についてはできますということと既に説明が何度もされています。それはホームページにもニュースが公表されていますから、情報公開制度でも確認しています。

ちょっと待ってください。市長の権限の根拠法は地方自治法ですよね。市長は、執行機関として予算の提案権と執行権は認められています。残念ながら議会に予算の提案権はございません。しかし、予算案を議会が認めて初めて事業執行ができるわけです。議会に聞かれても説明できないようなことを、一部地権者と勝手に進めるのは、私は地方自治法違反の疑いが高い。あるいはそうでないにしても、市民に対する、僕は重大な背信行為だと思います。

前回の市長答弁、加藤明由議員に対する市長答弁でも身にしました。選挙で多数決を取った市長は、何でもできるというお考えなんではないでしょうか。だって、選挙は勝たなければ何なりませんというのは、要は多数決で勝たなければ何もできない。8,600票の票を得て多数なので、全権委任したと考えてみえるんじゃないでしょうか。

確かに、候補者のときに選挙戦略として選挙対策本部で話し合うのは、それはどこでもあ

る話でしょう。しかし、一旦公職者、市長になったら、8,600人の代表ではなく、4万4,000人の市民の代表であり、市民全体に対して説明責任があります。4万4,000人に対して公平公正な行政を執行するのが……。

○議長（平野広行君） 佐藤議員に申し上げます。

佐藤議員、通告に従いまして次の答弁をいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○6番（佐藤仁志君） 了解しております。

これは、あくまで今の答弁を聞いた感想です。

公職者の責務として、高額な市長報酬を得ているんじゃないでしょうかね。だけれども、いまだにJRと相談して、JRと全部まとまってからじゃないと議会に対しても説明できない。8,600人にお約束した目玉事業ということです。

ということで、将来負担が心配です。実はこれは何度も聞いている話なんですけど、維持管理費に関する負担額や更新費を含めた将来負担額について、いまだに公表できないのですか。

○議長（平野広行君） 立石建設部長。

○建設部長（立石隆信君） 自由通路等整備に関する完成後の維持管理費用につきましては、現時点におきましてはお示しすることはできませんが、昨年度実施いたしました詳細設計において、自由通路施設の仕様がおおむね決まっておりますので、今後は自由通路や公衆用トイレの清掃頻度等について、同様の施設等と比較しながら、想定される維持管理費の概算を算出していきたいと考えております。

○議長（平野広行君） 佐藤議員。

○6番（佐藤仁志君） 将来負担というときに、将来の建て替え事業費というのも含めて将来負担だと思うんですが、どっちに転んでも造ったときよりも更新費のほうが高い。なので、北側の広場の6億はいいです。いわゆるJRに29億、名鉄の11億は微妙ですが、少なくともJRの39億については、また同じだけかかるんじゃないかなあという気がしますけど、結局、とにかく企業で言うところの経営計画、これが全く答えていただけないんですよね。

地方自治法が定めているのは、最少の経費で最大の効果、だから財政破綻しないかどうかという裏付け検証を言ってほしいんですよ。実は、総合計画って事業費って書いていないんですよ。その代わり総合計画は、事業を行う場合には歯止めとしてPDCAサイクル、プラン、ドゥー、チェック、アクションを行って事業の実施をします。これが要するに無駄遣いをしないという歯止めのはずなんですけど、自由通路についてやっていただけません。

そのときに多分話が擦れ違っているのは、この事業って初めてじゃなくて、近鉄をやったときに1回やっているんですよね。だけど、近鉄はもう昔の話なので違うとって比較しようとしません。これが不思議ではない。近鉄の弥富駅の南に駅前広場を整備し

ましたけれども、そのときの効果はどうでしたか。駅前広場の周りに商店ができてにぎわいましたか。地元の人の評価は逆ですよ。人の流れが変わって、あの西の踏切から昔はみんな通って、たこ焼き屋さんがあったり、いろんなお店があったんですけども、あるいは文房具屋さんもありました。人の流れが変わって商店街の衰退に拍車をかけたというのが、このPDCAでいうところの事業評価、チェックです。

じゃあ、それをどう今度やっていくかというアクション、修正をして次のプラン、計画を立てているんですか。何か見ていると、結局また同じように駅前広場を造って、やれ商店が来るだのという案を言っている。

区画整理事業についても、何度も聞いています。金額が決まっていない、決まっていない、決まっていない。だけど、平島でやっているじゃないですか。ほぼ同じぐらいの面積のやつを。この事業効果を検証したんでしょうか。逆に言うと、資料が残っていないというんですよね。資料が残っていないって、僕はちょっと行政として考えられないんですけども、どっちにしても民間企業ではそんなずさんな計画ですよ。数字なしでは考えられません。

このPDCAサイクルによって健全性を保つということを、総合計画で何度も何度も何度も何度も言っています。残念ながら、このPDCAサイクルということができないのか、わざとやっていないのか、疑問です。

2番が終わりましたので、次へ行きます。

そこで、やっぱり予算が重要です。予算案の公表について、弥富市では編成過程が一切公開されていません。あまり言いたくないんですけど、安藤市長は就任早々予算案を、ちょっと小声で言いますが、議会に正式に上程後に議会の反発を受けて、事もあろうに予算案を差し替えるという前代未聞のことをやっています。今でも予算案は議会に上程されても、市民に対しては一切公表されていません。

ところが、蟹江町では、議会に上程すると市民に対してもホームページで公開しています。弥富市では、重要な事業については詳しく議会前でも公表しています。岩倉市では、議会が予算案の詳しい内容を公表するだけでなく、市民の意見をホームページで募集しています。今後の対応についてお伺いします。

○議長（平野広行君） 村田財政課長。

○財政課長（村田健太郎君） 予算案の公表につきましては、議員の御指摘のとおり議決を待って公表をしているところでございますが、今後につきましては、議会と調整の上、公表時期などを検討してまいります。

○議長（平野広行君） 佐藤議員。

○6番（佐藤仁志君） よろしくをお願いします。

では、ちょっと次の議題へ行きます。

書画カメラをお願いします。

最後の3つ目です。

地域と協力し、協働のまちづくりができる人材を市役所の中で育てているかということです。

これも飛騨市のホームページですけれども、安藤市政4年間の人事行政についてお伺いします。

現場に寄り添える、住民ときちんと向き合える職員を育てているか、人事異動についてお伺いします。

以前、職員人事についてお伺いしたところ、自分のしたいことを実現するための人事だという趣旨のことをおっしゃったことも聞いています。私は、人事については市長のためではなく、究極的に言えば市民の幸せのために人事が行われるべきだと思います。弥富市のように地域が広く、地域間格差がどんどん開いている弥富市においては、現場に寄り添える、住民ときちんと向き合える職員を育てる人事異動が重要なのではないのでしょうか。見解をお伺いします。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 私は、社会情勢の変化や多様化する市民ニーズに柔軟かつ的確に対応し、自主的・自立的な行政運営を推進していくためには、日頃から市民感覚を積極的に感じる必要があると考えております。職員も市民と協働の心を常に意識して、一人一人が市民目線で物事を考え、スピード感やコスト意識を持ち、質の高い業務を実施していかなければなりません。

そして、職員は人事異動により、管理部門、事業部門、窓口部門など多種多様な異なる分野の業務を経験することで、様々な業務に対応できる能力を伸ばしていきます。

今後も、これまで同様、どの部署での業務にも対応できるよう、効果的な人事管理に努めてまいります。

○議長（平野広行君） 佐藤仁志議員。

○6番（佐藤仁志君） 私としては、地域に寄り添える、地域の実情に合った、柔軟に市民と協力し合い、協働してまちづくりを行っていける人材が育っているのかということでお伺いしているつもりです。というのは、以前からコミュニティ推進協議会の担当職員は、恐らく人材育成という意味も含めて、若手の職員が2年間代々交代してやっていらっしゃっています。だけど、気の毒なことに本来の業務を減らすことなくやっています。ここの中では、本当に地域のまちづくりの大切さに触れた立派な職員、育った職員も見えますけれども、ちょっと負担が大きいんじゃないかと、組織的に人材を育てる仕組みになっていないような気がします。

次に2つ目として、安藤市政4年間の人事行政における成果について、何を課題として捉えてどういう目標設定をしたか。他都市や先進事例をどういう比較検討してきたのか。具体的に何を重視してきたのか。その結果、どのような成果が得られたのか、答弁をお願いします。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 職員は、組織の中で様々な業務や職場を体験し、日々の課題解決に向けての取組を重ねることにより成長していきます。本市では、人材を育成するため、人事異動、昇任、評価などを通じた意欲と能力を引き出す人事管理、日々の業務を遂行する中で、職員の個性に応じて意欲を高める職員研修、職員の自己啓発の意欲を醸成するための職場の環境づくりなど、各分野にわたり取り組むことで相乗効果が発揮され则认为、これらを人材育成の柱として相互に連携した総合的、計画的な取組に努めておりますが、成果が表れるには大変時間を要するものだと考えております。

そうした中、人事異動において職員の意識を改革し、さらには行動を改革していくことで人材育成を図る主要な手段の一つであると考えておりますので、行政サービス向上のため、私自らリーダーシップを取り、職員全体で改革・改善に取り組んでまいります。

○議長（平野広行君） 佐藤議員。

○6番（佐藤仁志君） 大変力強い御答弁ありがとうございます。

3問目に通告してある今後の方向性について、未達成の課題や想定どおりに行っていない点は何かないでしょうか。それらを踏まえて、今後の方向性についてお答えをお願いします。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 我々地方公共団体を取り巻く状況は、人材確保の課題や人事評価制度の充実、女性活躍に向けた取組の推進、長時間労働の是正、ワーク・ライフ・バランスの推進など、社会経済情勢の変化に伴い、一層厳しさを増すばかりでございます。

このような中においても市民の負託に応え、地方行政を推進していかなければなりません。そのためには、従来の前例踏襲主義、縦割り主義の考え方だけではなく、時には組織横断的な業務を重視し、関連する部署において積極的にチーム編成や勉強会を実施するなど、臨機応変で柔軟な発想が必要不可欠であります。

引き続き、意欲と能力に優れた有為な人材の積極的な登用を図るとともに、チームとして大きな成果を期待できる適材適所の職員配置を推進し、職員の意識改革と組織の活性化を目指してまいります。

○議長（平野広行君） 佐藤議員。

○6番（佐藤仁志君） 大変力強いあれで、ぜひ安藤市長のリーダーシップの下で頑張っていたきたいと思います。

市民の役に立つ人材という立場で、市政の大きな課題として取り上げさせていただいております。周辺地域でお話を聞いていても、中心地域でもそうですけれども、やはり職員が自主性とか自立性に欠けるのではないかという耳に痛いお話は聞いておりますし、僕はそこで決して人ごとだと思っていないので、もしそういうことがあれば、議員である私も含めてごめんなさいと。今人材育成は取り組んでおりますので、御期待くださいというふうにお答えしておりますが、その肝は、やはり職員の自主性・自立性じゃないんでしょうか。職員が自ら学び成長する、ある種職員の権利が保障されていることが肝なんじゃないんでしょうか。もうちょっと具体的に言えば、市民と職員がお互いに学び合い、高め合うということが肝なんじゃないんでしょうか。

結局、人材育成の基盤は人間関係にあります。私は昭和三十年代生まれで、昭和四十年代に弥生小学校と弥富中学校で教育を受けました。同じような時期を過ごした職員が、ここにもいっぱいいらっしゃると思います。実は、海部地域はバズ学習というすばらしい教育がされていました。最近きっちり論文も確認しました。バズというのは、蜜蜂が集まってブンブンとやかましい様子……。

〔「質問は終わったんだろう」の声あり〕

○6番（佐藤仁志君） あれに対する回答ですので。

○議長（平野広行君） 静粛をお願いします。今質問中です。

○6番（佐藤仁志君） わいわいがやがやとみんなで議論し合う様子からバズ学習といいます。

多分皆さん同じ経験をしてみえると思うんですけど、バズ学習ではグループに分かれて話し合います。何かあるとすぐ話し合っ、そして発表しました。グループの中で教え合う、分からない子を決して見捨てない、みんなで学ぶ、みんなで学んで成長する。そういう環境で、実は私たちは教育を受けてきました。それがその後、いわゆる詰め込み教育にどんどん変わっているようなんですが、このバズ学習のような、そういう環境で弥富市の職員を、特に若手の職員を伸び伸び育てることが重要だと思います。恐らく安藤市長の下でやっていただけたと思います。

さらに言えば、弥富市民全員が、先ほどから最初のお題に戻るんですけども、生涯学習です。やっぱり学びというのが大事です。今回たまたま学校統廃合ということで、学びということを真剣に考えなきゃいけないです。弥富市民みんなで、大人も子供も互いに成長し合う学習環境、それをつくっていきませんか。お互いに尊重し合っ、学び合う場をつくっていくことが、これが地域再生であり住みたいまちづくりだと思います。

○議長（平野広行君） 佐藤議員、通告の質問時間内ではありますが、端的にまとめていただきたいと思います。

○6番（佐藤仁志君） はい。

じゃあ、最後の結論です。

このお互いに尊重し合って学び合う学びの場を、市役所職員にも子供たちにも体験してほしいと思っています。これが弥富の再生であり、弥富の住みたいまちづくりだと思います。弥富市の職員が共に結び合い、学び合い、成長していくことをベースに、弥富市の生涯学習計画やコミュニティの再生を、市民と一緒に市役所も一緒になって全体で考えてほしいということをお願いして、一般質問を終わります。以上です。

○議長（平野広行君） 暫時休憩します。再開は午後 2 時50分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 2 時36分 休憩

午後 2 時50分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（平野広行君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次の質問者であります加藤明由議員から配付資料の依頼がありましたので、これを認め、各位のお手元に資料を配付しましたので、よろしくお願いします。

次に、加藤明由議員。

○5 番（加藤明由君） 5 番 加藤明由でございます。

それでは、通告に従いまして、いつものことですが、ちょっと辛口な質問を 3 件ぐらいやらせていただきます。

1 番目でございます。

既に始まった無駄な J R 駅事業、J R 弥富駅自由通路・橋上駅舎化事業は、巨額な税金の投入であり、その予算の内容も極めて不透明で問題が多いと思っております。当該工事の関連工事である北口駅前広場の整備のための J A あいち海部農業協同組合所有地の購入費及び物件移転補償費についても、その内容について不可解な部分がございます。この物件移転補償費については、たしか 2 億3,300万円の支払いがされておると思います。

3 月議会の一般質問で明らかになった J A 会館やとみの物件移転補償費契約に、基礎ぐいを全て撤去する費用が含まれていると思われる答弁がございました。過去の公共施設解体、市民プール、歴史民俗資料館、海部南部水道企業団（旧事務所）、これらは全て基礎ぐいは残置されております。これは調べてはおりませんが、旧十四山村役場、現在の十四山東部小学校の北に旧十四山村役場の庁舎があったと思います。それと、日の出小学校の建て替え前の体育館、旧弥富中学校の体育館、これなども恐らくくいはそのまま残置してあると思いますが、これは私のほうで確認しておりません。

それで、同様にこの庁舎の基礎ぐいもどうなっておるかなあと思って調査を始めたところ、実は今日お配りしました、1 の画面お願いいたします。

この基礎ぐい、既設ぐい撤去、これはここの設計会社である大建設さんが作られた図面ですね。これの出どころからまず説明させていただきます。

これは、この庁舎の裁判、もう四、五年前になるんですけど、始めたときに、市側が裁判所に出した書類の中から出てきました。ですから、市側としては自分のところに有利な書面として出された書類だというふうに解釈しております。一般的に裁判に自分に不利になるようなものは出してきませんから、市側が自分のほうが有利だということで出された図面ですから、これは全く間違いのない、多分自信を持って出された図面だと思います。それがたまたま裁判資料としてうちに残っておりましたので、確認しましたら、御覧のように基礎ぐいは大量にどうも残っておるようで、撤去された部分のごく一部と。こういう結果が分かりました。

それで、質問させていただきます。

まず、地方自治法第2条、先ほどもちょっとそんな話が出ましたが、地方自治法第2条の14項、地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならない。

続いて、地方財政法第4条1項、地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要かつ最小限度を超えて、これを支出してはならない。

これらの法律があるわけですけど、この法律について、きちっと遵守してお仕事をしてみえるのか確認いたします。

○議長（平野広行君） 三輪都市整備課長。

○都市整備課長（三輪秀樹君） 弥富駅北口交通広場用地における基礎ぐいを撤去した理由につきましては、令和5年3月議会での議員からの一般質問で御答弁申し上げましたとおり、今後の工事への影響、スケジュール等の理由により判断し、撤去したものでございますので、問題がないと考えております。

○議長（平野広行君） 加藤議員。

○5番（加藤明由君） 2番目の質問にそれが入っておったわけですけど、3月議会と同じ答弁でございますね。

そうなりますと、ここの庁舎のときに2軒の住宅を撤去して移転していただいた。そのときに基礎ぐいを全部、基礎ぐいどころか地上に出た基礎まで残してあったわけですね。それとかなり矛盾するんですけど、話が。この理由をまずお聞きしたいのと、それから教えてください。

○議長（平野広行君） 加藤議員、これは通告にないですね。

○5番（加藤明由君） いや、通告してありますよ。理由ですから。

○議長（平野広行君） 2軒の民家についてのことは通告にないはずですが。

答弁できないよね。

○5番（加藤明由君） 答えられなかったら、いいです。

○議長（平野広行君） 次に進んでください。

○5番（加藤明由君） 次に行きます。

先ほど、答えられないということですから、ここの基礎は残っておったんです。2軒の住宅を同じように移転補償費を払って移転していただいたんだけど、そのくいは全部残っておった。くいどころか基礎ですね。

2番目の画面をお願いします。

この写真がそうなんですけど、そのものにくいが残っておるんですよ。くいどころじゃなくて基礎まで残した。ですから、私はJA会館とは随分話が矛盾するわなと。ここだって立体駐車場になることが分かっておって、それでも残しておいた。なのにJAのほうは全部抜かせた。ですから、その回答がお聞きしたいんですけど、お答えができないなら、もうしょうがないですから結構です。

本当の理由がまだ別に私はあると思うんですが、あるかないかだけで答えてください。なかったら、ないでいいです。

○議長（平野広行君） 答弁しますか。立石建設部長。

○建設部長（立石隆信君） まず、JA会館の基礎ぐいを抜いた理由ですけれども、そちらにつきましては物件移転補償費に基礎ぐいの撤去費用を含めた理由といたしまして、建物解体後に速やかに市が発注する排水路付替え工事を実施する必要がある、その工事に基礎ぐいが支障となることや、今後、弥富駅北口交通広場を整備するに当たり、構造物等の施工に支障になる等の理由から総合的に判断し、JAの建物解体工事と併せて基礎ぐいを全て撤去したものでございます。

また、用地内には、物件移転補償費対象外の過去に取り壊された建物の基礎ぐい等、多くの埋設物が残置されておりましたので、今回、物件移転補償費の対象とした建物の基礎ぐいを含め、用地内の全ての埋設物を撤去した上で引渡しを受けたものでございます。

庁舎につきましては、設計の段階で支障となる部分が確認できたもんですから、その部分を工事のほうで解体することとして、そのまま残した上で補償には含めず引渡しを受けたということでございます。

○議長（平野広行君） 加藤議員。

○5番（加藤明由君） この件で、いろんな建築士さんとか立ち退き補償をやる補償コンサルタントさん、その関係者ともちょっとお聞きしましたが、あまり大きい声で言えない理由があるだろうと。何か役所用語らしいですけど、鉛筆をなめると。要するに、補償額を割増しするためにやったんじゃないかと。こういった話も聞こえてくる。答弁はどうせできませ

んから答弁いただきませんが、そういうことで、こういうことをやったんじゃないかと。それは補償コンサルの経験者、1級建築士、全てが声をそろえてそういうお話を聞きました。ですから、私も補償額を割増しするためにやったのではないかと、こう考えておるわけですが、当然答弁なんかいただけませんから、答弁は結構です。

次の質問に行きます。

新庁舎の建設の際、この庁舎ですね。旧庁舎と車庫棟及び移転していただいた住宅2棟、この基礎ぐいは何本あったんですか。私のほうでも把握しておりますけど、そちらのほうの数字を教えてください。

○議長（平野広行君） 立石建設部長。

○建設部長（立石隆信君） 市側の資料では、612本でございます。

○議長（平野広行君） 加藤議員。

○5番（加藤明由君） 私のほうでざっと図面上から拾ったら609本になっていますけど、612本が正しいんでしょうね。5本や10本どうでもいいんですが、それでチェックしましたら、庁舎に関しては188本のぐいが打ってあった。その中の全部引き抜いたもんですね。45メートル、47メートルのぐいが打ってあったそうですが、それを全部抜いたのは僅か1割にも満たないたったの14本。邪魔になる部分だけ、1メートルとか2メートルとか3メートルをはつつた。これが私のほうの資料で行くと157本。率で行くと83%ぐらいははつりで終わった。丸きり残っておるのが、どうも十六、七本ですかね。

公用車の車庫、こちらのほうが、ここは7メートルの短いくいが大量に打ったみたいで、全部で373本打ってあった。それで全部引き抜いたものが142本、約4割。頭だけはつつたものが10本。そのまま何も手をつけずに置いておいたのが221本。ですから約6割は、そのまま埋めて残してある。

こんなような状態で、やはりこのやり方が、先ほど言いました1級建築士さんに聞いても当たり前のやり方だというふうにおっしゃるわけ。別にこれが特殊なやり方ではなくて、通常一番お金のかからない、それこそさっきの地方自治法、地方財政法に基づいた一番安上がりな方法だということで、この図面に基づいた設計がされて、このようにされたと思うんです。ところが、JAのほうはたかだかバス停の屋根とか、街路灯とか、その程度のもんですね。

すみません、もう一回3番お願いいたします。

ちょっと見にくいんですけど、右下の画面が、これが新しい駅の北口広場の図面なんですけど、せいぜいこの中で邪魔になるものは、街路灯とバス停の屋根ぐらいですか。確かに水路は、たしか700とか750ミリの水路が迂回されておるのは確認させていただいております。たかだか、せいぜい地表から1メートルぐらいしか掘っていないはずですよ。1メートル、せ

いぜい2メートルまで。

こんな程度のことで、恐らくこのJAに120本ぐらいあったんですかね。私は現場の図面も全部手に入れておりますけど、たかだかそれぐらいのことで全部くいを抜いたというのは全く理解ができませんし、やっぱり建築士さんに聞いても全く分かんわなあと。こんなもん、やるようなことじゃないよと。そんなたかだかバス停の屋根とか街路灯、それから植木といったって、そんな2メートルも根っこが伸びていくわけがないから、せいぜい1メートルも掘れば済む話ですよ。

ですから、そのためにわざわざ推定ですけど1,000万以上の補償額を払ってやるまでのことではなかったと思いますけど、ですから、私はほかの理由があったんでしょうねと言いたいんですけど、恐らくそんな答えなんかで出てきませんから。

次の質問ですが、この庁舎を、結局くいは、このようにほとんど抜かなかった。何か不都合があるとか、今後くいを残すと何か不測の事態でも発生することがあるんですか。

○議長（平野広行君） 立石建設部長。

○建設部長（立石隆信君） 新庁舎建設事業におきまして、基礎ぐいを残したことについて、今後発生する不都合の予測といたしましては、現在の庁舎を建て替える場合や移転をすることがあれば、支障となる可能性があると考えられます。

○議長（平野広行君） 加藤議員。

○5番（加藤明由君） いずれこの新しい庁舎でも、また50年、60年たてば建て替えの時期が来ると思うんですけど、またそのときは同じように邪魔になる部分だけ恐らく抜いてやると思うんですが、一応そういうお答えをいただきました。

それでは、当然駅の北口広場も庁舎と同じように邪魔になる部分だけはつって撤去すれば済んだんじゃないかと思うんですが、多分、先に私のほうから答えを言いますと、計画がはっきりしていないからそうなったと、そういうふうにおっしゃると思うんですが、理由は何ですか。どうしても先に撤去したかった理由、もう一度お願いします。

○議長（平野広行君） 三輪都市整備課長。

○都市整備課長（三輪秀樹君） 弥富駅北口交通広場用地内での基礎ぐいの撤去方法につきましては、先ほど御答弁申し上げましたとおり、物件解体後の工事への影響等を検討した上で総合的に判断し、JAの解体工事と併せて基礎ぐいを全て撤去することに決定いたしました。

また、先ほど議員おっしゃられた120本、推定ですけれども、確認されたということでございますが、先ほど部長のほうから答弁ございましたとおり、現地にはJAの昔の建物のくいが多く残されておりましたので、それも含めての議員が確認された本数だというふうに思っておりますので、その多くはもともとあったものでございます。以上でございます。

○議長（平野広行君） 加藤議員。

○5番（加藤明由君） 確かにそうです。前からあった、隣の不動産屋さんのほうに接近しておった昔の弥富農協時代のくいも大量に抜いておりました。それも全部私のほうで図面で手に入れておって、全部勘定したら大体100本から120本ぐらいになるだろうなあということで、把握はしております。それも含めて抜く必要は私はなかったと思って、こういう質問をさせていただいておるわけです。

次の質問ですが、そうなってくると、このたび支払った補償費、農協さんに支払ったくいの撤去費用の補償費と、実際工事をやりかけてから必要な分だけ抜いた。そうすると、それはどちらが安いんですか。

○議長（平野広行君） 三輪都市整備課長。

○都市整備課長（三輪秀樹君） 物件移転補償費として算出した基礎ぐいの撤去費用と、支障となる基礎ぐいを取り壊した場合の工事費用との比較検討は行っておりません。

○議長（平野広行君） 加藤議員。

○5番（加藤明由君） 想像しても分かるとおりに、必要な分だけ抜いたほうが私ははるかに安いと思うんですけど、そんな答弁を、ここで皆さんクローバーテレビなりユーチューブなり見られて、そういう答弁はとてもじゃないけど、無理だなと思いましたけど、これは見られた方がどのように判断するか。明らかにそんなもの必要な分だけ抜いたほうが安いです。だから、ここの庁舎もそうしたんでしょう。

ですから、次の質問です。

一番冒頭に申しあげました地方自治法、地方財政法に、この法律から見て、こういうどちらが安いのか、きちっと検討したことってあるんですか。

○議長（平野広行君） 三輪都市整備課長。

○都市整備課長（三輪秀樹君） 先ほども御答弁申し上げましたとおり、基礎ぐいを撤去した理由につきましては、今後の工事への影響、スケジュール等を十分検討し、総合的に判断したものでございます。

○議長（平野広行君） 加藤議員。

○5番（加藤明由君） そういうお答えしかしようがないなあと。

最後に、今日のタイトルのとおり、このJR事業というのは非常に無駄な工事が随分含まれておるなと思っています。既にもうやりかける早々からこういう無駄な工事だと私は思っていますし、市民の方々からも相当な反響が来ております。前回3月議会のユーチューブなりクローバーテレビを見られた方が、聞いておったけど非常に不可解な話だなあと。こんな話がいっぱい来るんです。

市長、これはどうですか。この先の事業が非常に心配なんです。また、この無駄がどんどんどんどん進むのか。こちらのほうも先ほどの佐藤仁志議員の話じゃないですけど、一切不

透明ですから議会でブレーキを踏むにしても踏みようがないんですよ。ですから、こういう場でやらせていただくしかない。市長、今後どうされますか、これ。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） J R・名鉄弥富駅自由通路等整備事業につきましては、議会でお認めをいただき進めてきた事業でございます。また、本市の積年の課題である鉄道に分断された南北地区の分断解消、駅東西踏切の歩行者・自転車の安全確保、高齢者・障がい者等の利便性を高めるバリアフリーに配慮した交通結節点の整備を事業目的として、第2次弥富市総合計画においても重点施策として位置づけ、事業を推進してまいりました。

そして、これらの事業を起爆剤として、弥富駅周辺のまちづくりに取り組むことにより、少子高齢化社会に対応した「歩いて暮らせる利便性の高いまち」、そして「人が集い・交流するにぎわいあふれる空間」を形成していくことが、これからの行政の責務であると考えております。

○議長（平野広行君） 加藤議員。

○5番（加藤明由君） 今日のこの答弁は市民の皆様方が見ていただいておりますので、どう判断されるか。

私は、あくまでもこのくいを抜いたことは全く無駄だと思っています。この先これ以上無駄遣いをされないように、気をつけて進めてください。何を言っても止まりませんから、無駄遣いをしないように進めていただくことだけをお願いいたしまして、この件を終わります。

次に、前回に引き続きまして、公開討論会と選挙戦略を考える。

3月の定例会の私の一般質問で、昨年の市長選挙においての公開討論会に参加することを拒否された理由をお尋ねいたしました。その件に関し、再び多くの市民から問合せをいただきました。1対1の選挙は負けるか勝つか。公開討論会の基本原則は、立候補予定者の意思に基づく。不当に参加義務を課すものではないとの認識。戦いであるから、負けたら何もならない。私は勝つという中で選択。こういう答弁をいただきました。

これについて、すごく市民の方が関心を持ってみえるみたいで反響がすごかった。何が何でも聞いてくれと私も言われましたので、これは聞かんわけにいきませんから聞きます。

これら安藤市長の主張することを集約しますと、公開討論会に出席すれば負けるとの判断があったのでしょうか。お答えください。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） そのような判断はございません。

○議長（平野広行君） 加藤議員。

○5番（加藤明由君） 言われた内容から見ると、負けると思ったから私はやめたんだという話だったんですけど、ちょっと何か答えが違うような気がしますけど、そういう答えですね。

ですから、次の質問、公開討論会に出れば負ける理由は何なのでしょう。これも聞いてもしようがないですね。はい。お答えは結構です。

3 番目、開かれた選挙にするためには、公開討論会は行われるものだと思いますが、何度も安藤市長の答弁を聞いても、自身が当選さえすれば手段を選ばないというふうにしき感じ取れません。有権者不在の考え方ではありませんか。公開討論会を辞退したことは、有権者にとってプラス（有益）になったとお考えでしょうか。市長の見解をお尋ねします。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 私の選挙におきまして、十分な考えが伝わったものと考えております。

○議長（平野広行君） 加藤議員。

○5 番（加藤明由君） 何かちょっと質問の内容とはちょっと違うような気がしますけど、多分これ以上聞いても一緒ですから、そのまま市民の皆さんに今のお答えを聞いていただきました。

4 番目、公開討論会の参加と投票を促すことは矛盾しないとの答弁でした。市長は、個人演説会などで政策を訴えてきたと答弁していますが、事実上は個人演説会参加者は支援者がほとんどです。公開討論会の果たす役割は、有権者全般に市政に対する考え方を表明し、対立候補との違いを公に示す絶好の機会であったと考えますが、なぜ公開討論会だけ参加されなかったのか。再度お尋ねをいたします。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） これまで繰り返し答弁をしてきたとおりでございます。

○議長（平野広行君） 加藤議員。

○5 番（加藤明由君） 何とも簡単な答弁でございます。この件については、市民の皆さんからの質問をそのままストレートにやっておりますので、ストレートにお聞きさせていただきました。

また、続いてこういう答弁が出ますと、まだ少なくとも9月議会、12月議会が残っておりますので、またたくさん来るかも分かりません。

3月議会の一般質問のユーチューブ回数が1,000回を超えまして、今回の3月議会、昨日現在で1,050を超えまして、全体で3,600ぐらいしかありませんから、すごい視聴回数だと私は思っております。これぐらい、くいのか、公開討論会のことによって皆さんが関心を持ってみえるのか、両方かも知れませんが、いずれにしてもすごい市民の皆さんがこのことに対して関心を持ってみえる。

このままでいいかなと思うんですが、当たり前にとこの市でも公開討論会をやってみえるわけですね。こういう選挙戦術という考え方、改める考えはございますか。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 政治家として、その時々で行ってきた判断は正しいものと思っております。

○議長（平野広行君） 加藤議員。

○5番（加藤明由君） 以上で、こういう答弁で終わりましたので、多分また今回の視聴回数もまた上がると思います。

次に、3つ目の質問でございます。

水路に投棄されたダンプ26台分の土砂。これは当初27台分と書きましたら、担当課長のほうから、1台多い、26台と言われましたので、26台に訂正をいたします。1台減っても2台減っても、やったことは同じですから大して変わらん話ですけど、事実は26台だそうでございますから、26台に訂正して質問をさせていただきます。

弥富市が令和4年度予算で行った単独土地改良事業揚水ゲート改修工事、3月の年度末で完了検査も終わりました。工事中に弥富市管理の用水路に投入された2トンダンプ26台分の土砂が現在も水中に放置されている。いつ撤去するのですか。

質問の1つ目、どのような理由で水路にダンプ26台分の土砂を投入することになったのか、お答えください。

○議長（平野広行君） 上田産業振興課長。

○産業振興課長（上田忠次君） 国道1号の市江大橋の北東部に位置する佐古木地区内で、令和4年度に行いました水門の改修工事である単独土地改良事業佐古木地区揚水ゲート改修工事につきましては、当初の設計では工事を進めるに当たり、水門を挟んだ上流部及び下流部の底張りコンクリートの上部に土のうを一時的に設置し、止水を行うことで施工場所を確保する締切り工の工程がございました。

しかしながら、締切り工を施工したものの、宝川流入部の水が底張りコンクリートの下部を通り、施工場所の内部に水が湧き出てくる状況に至ったため、工事を続けるにはさらに止水を行う必要があり、宝川流入部に2トンダンプで運搬した約36立方メートルの土砂を投入する追加工事によりまして、底張りコンクリートの下部の水みちを止めたことで工事を続けることを可能としたことが理由になります。

○議長（平野広行君） 加藤議員。

○5番（加藤明由君） それでは、2番目の質問。

この土砂を入れるに当たり、どなたの許可で行ったのか。どなたが許可したんですか。

○議長（平野広行君） 上田産業振興課長。

○産業振興課長（上田忠次君） 孫宝排水機場より上流部の宝川につきましては普通河川となっており、孫宝排水土地改良区が管理者となっております。そのため、本工事の施工上、先ほど御答弁申し上げました理由によりまして、孫宝排水土地改良区に対し、土砂の投入が必

要であることを説明しまして、投入の承諾を得ております。

○議長（平野広行君） 加藤議員。

○５番（加藤明由君） これは私調べましたら、この土砂を投入した場所が佐古木四丁目538番地の3、これは現在所有者が、平成5年9月から当時の弥富町で登記をされておりますが、弥富町の所有地、今の弥富市の所有地に、なぜ孫宝が許可するんですか。

○議長（平野広行君） 上田産業振興課長。

○産業振興課長（上田忠次君） 下の土地所有につきましては、私ども弥富市が所有しておりますが、あくまで水路ということで、管理上としては孫宝排水土地改良区のほうに管理していただいておりますので、孫宝排水土地改良区のほうにお話をさせていただいたというふうな形になります。

○議長（平野広行君） 加藤議員。

○５番（加藤明由君） 何とも、人の所有物に第三者が許可をするということは考えられないんですけど、間違いなくこれは公図と登記簿を合わせたら四丁目538の3になっておりまして、恐らくこれは弥富市管理の水路だと思います。それをなぜ孫宝が許可するのか。

最終的に、土砂はもう既に大半が孫宝の宝川へ半分ぐらい流れていっておると思います。そのために、流すという前提の元に許可を取ったのかなあとこう思えてくるわけで、そうじゃないんですか。

○議長（平野広行君） 上田産業振興課長。

○産業振興課長（上田忠次君） 今回の水門工事の関係によりまして、工事を進めるに当たり必要であったということで投入させていただいております。以上です。

○議長（平野広行君） 加藤議員。

○５番（加藤明由君） それでは、次の質問に行きます。

一般市民が河川や水路に土砂を投入すれば当然違反になりますが、市が行うと許される理由というのは何なんですか。

○議長（平野広行君） 上田産業振興課長。

○産業振興課長（上田忠次君） 今回の本市が行いました追加工事によります締切り工での土砂の投入につきましては、法令違反ではなく、公共工事を行う上で必要な施工内容であるとともに、宝川の管理者である孫宝排水土地改良区に対しましても事前に承諾を得ていることから、問題はございません。

○議長（平野広行君） 加藤議員。

○５番（加藤明由君） では、次の質問に行きます。

この事業に対しては、副市長が積極的に関与されました。このことで全然問題ないと考えてみえますか。

○議長（平野広行君） 上田産業振興課長。

○産業振興課長（上田忠次君） 問題はありません。

○議長（平野広行君） 加藤議員。

○5番（加藤明由君） 次の質問に行きます。

水の流れを阻害する行為は法令違反となることだと思いますが、認識はどうですか。

○議長（平野広行君） 上田産業振興課長。

○産業振興課長（上田忠次君） 締切り工として一時的に設置した土のうにつきましては、全て撤去しております。土砂につきましては、事前に孫宝排水土地改良区に確認の上、水路底の高さよりも上部の土砂につきましては、施工後に宝川流入部に敷きならしを行っております。そのため、水路底の高さより高い土砂は残っておらず、水の流れは阻害されておられません。

○議長（平野広行君） 加藤議員。

○5番（加藤明由君） それでは、写真出してください、2番。

これが最終的に工事が終わって土砂を撤去するんですが、当然この状態で取り切れませんから、大半がこの状態で水面下に残りました。それが約26台分のダンプの土砂。これがたしか3月21日のことですね。こうなったわけですね。

法令からいきますと、刑法の軽犯罪法第1条25項、川、溝その他水路の流通を妨げるような行為、これは軽犯罪法違反になりますが、そういう認識はあるんですか。

○議長（平野広行君） 上田産業振興課長。

○産業振興課長（上田忠次君） あくまで公共工事というふうな形で取り扱う形で投入しましたので、そのように思っております。

○議長（平野広行君） 加藤議員。

○5番（加藤明由君） 少なくとも工事のために止めたことまではいいとしても、これをそのまま放置して、水面下もう本当に10センチ、15センチのところで、つい最近までずうっと残っておった、土砂が。

それで、この水門を始めるときに一番最初二、三年前でしたか、当時の大野部長が何をおっしゃったといいますと、佐古木一丁目がこの梅雨場時期から雨の多い時期に浸水をする。ですから、浸水をした場合に速やかに水を抜いて被害を軽減したい。こういうことで始まった事業だと思っています。そういうふうに私は言われました。ですから、なるべく早く落としたい。ですから、このたびも水門の扉も2列あったわけですが1枚にして、なるべく早く落とせるような方法で考えたのが今回やった工事だと思うんですが、その割にしては、終わってしまったらこうやって土砂を残して、川の流れを少なくとも阻害しておる。これが軽犯罪法に触れるわけなんですけど、それをもって撤去しない。これはどうなっておるんですか。

○議長（平野広行君） 上田産業振興課長。

○産業振興課長（上田忠次君） 先ほども御答弁申し上げましたように、阻害はされていないものと私どものほうは考えております。

○議長（平野広行君） 加藤議員、これは通告に入っておりませんので、通告に従って次の質問に移ってください。

○5番（加藤明由君） いや、あの、ちゃんと通告してあります。水の流れを阻害する行為は法令違反、このうちの質問だと思いますが、結構です。

それでは、この事業にかかった総費用、それから始めてから随分追加工事費がかかった。これは幾らなんですか。

○議長（平野広行君） 上田産業振興課長。

○産業振興課長（上田忠次君） この事業にかかりました費用の総額としましては、3,565万8,700円となります。

また、当初の予定額の総額としましては3,301万1,000円で、追加工事費の総額としましては、264万7,700円となります。

○議長（平野広行君） 加藤議員。

○5番（加藤明由君） この辺も水門の金属部分の工事と土木工事が別々に発注されまして、当初は356万だったのが、追加工事費だけで200万以上出たわけですね。結局予定どおりのことができなかった、そのできなかったこと自体が何かというと、この後から土砂を投入する費用に随分かかった。それで、通常350万のものに対して200万も追加工事が発生するということは、普通はあんまりあり得ないそうですね。どういう設計をしておったのか。

これもはっきり言って、私はもう最初からこうなるからやめておけ、やめておけと随分言った。それを強引にやろうとしたのが副市長なんですよ。この結果がこう。これ、土砂はいつ撤去するんですか。しないとすれば、しなくてもいい理由は何なんですか。

○議長（平野広行君） 上田産業振興課長。

○産業振興課長（上田忠次君） 先ほどからも御答弁申し上げましたように、あくまで公共工事で投入した土砂になりますので、水路のコンクリート上部につきましてはそのまま敷きならしというふうな形の行為をしておりますので、それで撤去ということは今のところ考えておりません。

○議長（平野広行君） 加藤議員。

○5番（加藤明由君） 350万の予算に対して二百何十万も余分にかかって、さらにその上に撤去費用なんかもう払えっこない。でも、行政がこういうことをやっていいんですか。行政が、お金がないからとか、流れが一応できておるからいいと土砂をダンプカー26台分ですよ。それをほったらかしにしておいて、ここの孫宝というのは、もう十何年前になると思うけど、

1回しゅんせつをやっておるんですよ、しゅんせつを。しゅんせつをやった後に、こうやって土砂を放り込む。

次の写真をお願いします。

これは3月21日に工事が終わって、土砂を多少撤去した。その1か月もない2月26日に、その水門の上流700メートル、800メートルのところで、市民ですね。佐古木の住民が三、四十人出て、ヘドロの掃除をやっておるんですよ。水路の掃除をやっておるんです。その700メートル、800メートル下流で土砂を投入して放りっ放しにする。どう考えますか、これ。

○議長（平野広行君） 上田産業振興課長。

○産業振興課長（上田忠次君） あくまでこの工事につきましては、水みちを防ぐ形で土砂を投入しておりますので、いわゆるしゅんせつに伴う、地元の方々のヘドロ掃除に伴うものとは、あくまで関係ないものということで考えております。

○議長（平野広行君） 加藤議員。

○5番（加藤明由君） かなり苦しい答弁だと思います。

それで、最後にお聞きします。

市長、この現実、2月26日に住民は掃除をした。その1か月もたたんうちに市は土砂を川の中に流す。どうやって市民に説明するんですか、これ。納得すると思いますか。これを行った人は全然知りませんよ、こんなことがあったことは。知ったらどう思いますか、これ。答弁をお願いします。

○議長（平野広行君） 村瀬副市長。

○副市長（村瀬美樹君） 市民の皆様にご協力に日頃から水路の掃除等に御協力をいただきましたこと、大変深く感謝をしております。ただし、先ほど土砂を投入したことについては、あくまでもこの佐古木地域の水門の工事をやるに当たりまして、水みちを止めること、そのために投入した土砂でございまして、水路の流れを阻害するものは一切ございません。

そして、この工事によって佐古木地区のこれまで雨が降ると浸水をする危険があったところについて、その部分を解消した。また、農業をやられる方については、水を利用される部分においてのこの水門を活用していただける大変重要な工事でございますので、議員のおっしゃっていることとはちょっと離れた問題でございます。私どもは、この工事はとても重要な工事であって、必要な成果が得られたものと確信をしております。

○議長（平野広行君） 加藤議員。

○5番（加藤明由君） 市長がまともに今答弁されなくて、副市長が言い訳としか思えないような答弁をされましたが、この水門の工事に対して3,500万以上かかって、土地付の住宅が1軒買えるような金額をかけて、上流では市民が掃除をし、下流ではそうやって土砂を放置したまんま。取ることはできたわけですけど、それでもあまりにもお金がかかっちゃったか

ら、もうこの辺でやめておきましょうよということで、実にいいかげんな工事をやられた。
こんなことを市民が知ったら激怒しますよ。しっかり反省をしてください。終わります。

○議長（平野広行君） 通告のありました一般質問は全て終了しました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しましたので、本日の会議はこれにて散会
します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 3 時35分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 平 野 広 行

同 議員 大 原 功

同 議員 板 倉 克 典



令和5年6月12日  
午前10時00分開議  
於 議 場

1 出席議員は次のとおりである（15名）

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1 番 | 板 倉 克 典 | 2 番 | 那 須 英 二 |
| 3 番 | 小久保 照 枝 | 4 番 | 堀 岡 敏 喜 |
| 5 番 | 加 藤 明 由 | 6 番 | 佐 藤 仁 志 |
| 8 番 | 江 崎 貴 大 | 9 番 | 加 藤 克 之 |
| 10番 | 高 橋 八重典 | 11番 | 鈴 木 みどり |
| 12番 | 早 川 公 二 | 13番 | 平 野 広 行 |
| 14番 | 三 浦 義 光 | 15番 | 佐 藤 高 清 |
| 16番 | 大 原 功   |     |         |

2 欠席議員は次のとおりである（なし）

3 会議録署名議員

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 2 番 | 那 須 英 二 | 3 番 | 小久保 照 枝 |
|-----|---------|-----|---------|

4 欠員（1名）7番

5 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（33名）

|                                   |         |                                |         |
|-----------------------------------|---------|--------------------------------|---------|
| 市 長                               | 安 藤 正 明 | 副 市 長                          | 村 瀬 美 樹 |
| 教 育 長                             | 高 山 典 彦 | 市民生活部長                         | 柴 田 寿 文 |
| 健康福祉部長兼<br>福祉事務所長                 | 山 下 正 巳 | 建 設 部 長                        | 立 石 隆 信 |
| 教 育 部 長                           | 渡 邊 一 弘 | 健康福祉部次長兼<br>保険年金課長             | 佐 藤 雅 人 |
| 会 計 管 理 者 兼<br>会 計 課 長            | 小笠原 己喜雄 | 教育部次長兼<br>歴史民俗資料館長兼<br>図 書 館 長 | 伊 藤 隆 彦 |
| 監 査 委 員<br>事 務 局 長                | 大 木 弘 己 | 総 務 課 長                        | 横 江 兼 光 |
| 財 政 課 長                           | 村 田 健太郎 | 人事秘書課長                         | 山 森 隆 彦 |
| 企画政策課長                            | 佐 藤 文 彦 | 防 災 課 長                        | 太 田 高 士 |
| 税 務 課 長                           | 岩 田 繁 樹 | 収 納 課 長                        | 細 野 英 樹 |
| 市 民 課 長 兼<br>十四山支所長兼<br>鍋 田 支 所 長 | 服 部 朋 夫 | 環 境 課 長                        | 梅 田 英 明 |
| 市民協働課長                            | 藤 井 清 和 | 観 光 課 長                        | 浅 野 克 教 |

|                                                  |         |        |         |
|--------------------------------------------------|---------|--------|---------|
| 健康推進課長                                           | 山 守 美代子 | 福祉課長   | 後 藤 浩 幸 |
| 介護高齢課長                                           | 安 井 幹 雄 | 児童課長   | 飯 田 宏 基 |
| 総合福祉<br>センター所長兼<br>十四山総合福祉<br>センター所長兼<br>いこいの里所長 | 中 山 義 之 | 産業振興課長 | 上 田 忠 次 |
| 土木課長                                             | 神 野 忠 昭 | 都市整備課長 | 三 輪 秀 樹 |
| 下水道課長                                            | 水 谷 繁 樹 | 学校教育課長 | 田 畑 由美子 |
| 生涯学習課長兼<br>十四山スポーツ<br>センター館長                     | 伊 藤 篤 由 |        |         |

6 本会議に職務のため出席した者の職氏名

|        |         |         |   |         |
|--------|---------|---------|---|---------|
| 議会事務局長 | 佐 野 智 雄 | 書       | 記 | 田 口 邦 郎 |
| 書      | 記       | 川 村 紀 子 |   |         |

7 議事日程

|       |                                    |
|-------|------------------------------------|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名                         |
| 日程第 2 | 議案第20号 弥富市税条例の一部改正について             |
| 日程第 3 | 議案第21号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について       |
| 日程第 4 | 議案第22号 令和5年度弥富市一般会計補正予算（第2号）       |
| 日程第 5 | 議案第23号 令和5年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第 6 | 議案第24号 令和5年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）   |

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午前10時00分 開議

○議長（平野広行君） おはようございます。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（平野広行君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、那須英二議員と小久保照枝議員を指名します。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第2 議案第20号 弥富市税条例の一部改正について

日程第3 議案第21号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について

日程第4 議案第22号 令和5年度弥富市一般会計補正予算(第2号)

日程第5 議案第23号 令和5年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

日程第6 議案第24号 令和5年度弥富市介護保険特別会計補正予算(第1号)

○議長（平野広行君） この際、日程第2、議案第20号から日程第6、議案第24号まで、以上5件を一括議題とします。

本案5件は既に提案されていますので、これより質疑に入ります。

通告に従い、発言を許可します。

まず、那須英二議員。

○2番（那須英二君） 2番 那須英二。

通告に従いまして、質疑させていただきます。

まず、議案第21号でございます。

議案第21号国民健康保険税の一部改正ということで、この国保に関して最高限度額の上限、課税限度額を上げるということと引換えに、5割軽減や2割軽減の適用する範囲が広がると、要は低所得者に対して配慮していくとともに、その分最高限度額が上がるというような仕組みになっているこの一部改正だというふうに思いますけれども、この課税限度額となる人の現在の所得基準は幾らでしょうか、お答えください。

○議長（平野広行君） 佐藤保険年金課長。

○健康福祉部次長兼保険年金課長（佐藤雅人君） おはようございます。

お答えします。

今回の改正に伴う後期高齢者支援金等課税額の課税限度額に到達する所得について、2人世帯の場合は909万2,170円となり、3人世帯の場合は867万4,400円となり、4人世帯の場合は825万6,620円となります。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） こちらのほうは、収入ですか、それとも所得のほうでございますか。

○議長（平野広行君） 佐藤保険年金課長。

○健康福祉部次長兼保険年金課長（佐藤雅人君） これは所得となります。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 所得ということで、実際に1,000万を超えるような方々が対象になるのかというふうに思います。

続きまして、議案第23号、弥富市国民健康保険税の特別会計に対する補正予算でございます。これに関して、主に電子計算処理委託料というふうな予算が計上されておりますが、この委託料とはどういうものなんでしょうか。また、このシステムに関しては、マイナンバーシステムに関連するものなのかどうか、お答えください。

○議長（平野広行君） 佐藤保険年金課長。

○健康福祉部次長兼保険年金課長（佐藤雅人君） お答えいたします。

令和5年3月議会定例会にて議決をいただきました国民健康保険税の税率改正において、資産割を廃止したことに伴うシステム改修のうち、納税通知書レイアウトの改修を行うもので、マイナンバーシステムに関連する改修ではありません。以上でございます。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） マイナンバーではなく、先日の資産割等の改変に対してのシステム改修ということが確認されました。

続きまして、議案第24号、弥富市介護保険特別会計の補正予算について、こちらも同様にシステム改修費というふうに出ておりますけれども、こちらのほうはどのような改修なんでしょうか。これもマイナンバーシステムと関係あるんでしょうか、お答えください。

○議長（平野広行君） 安井介護高齢課長。

○介護高齢課長（安井幹雄君） このたびの介護保険システム改修は、国の情報連携に用いるデータ標準レイアウト改版に伴い、高額介護合算療養費等の支給決定手続における自己負担額証明書情報について、情報提供すべき年の範囲修正などを行うものであり、マイナンバーシステムに関連する改修ではございません。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 情報連携ということでございます。

情報連携についていくと、今後その可能性も否めないかなというふうには思っていますが、今回関係ないということでおりますので、それはそのように捉えておきます。

最後ですが、議案第20号弥富市税条例の一部改正をする議案でございます。

この改正によって、大きな点としては、森林環境税の導入と軽自動車の種別割、グリーン

化特例の延長ということだと思います。この軽自動車に対しては、最大期間を延長するということで、これはいいとしても、1つ目の森林環境税でございますが、これは何のための税金であり、その目的は何なんでしょうか、お答えください。

○議長（平野広行君） 岩田税務課長。

○税務課長（岩田繁樹君） お答えいたします。

森林環境税は、我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から創設された目的税としての性質を有する国税でございます。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 森林ということで、弥富市の対象がどういうふうになっていくのかというのは委員会のほうで確認していただきたいというふうに思いますが、まずこの目的税という部分でございました。この目的税とは、他の用途に使えるんでしょうか。それとも、基金として積みば、他の目的に使えるんでしょうか、お答えください。

○議長（平野広行君） 岩田税務課長。

○税務課長（岩田繁樹君） 森林環境税については、県を通じて国に納めた後、国からは森林環境譲与税として改めて県及び市町村に譲与されます。

なお、森林環境譲与税の使途が、森林整備や木材の利用促進などに関する施策と、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に定められており、ほかの用途に使うことはできません。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 今回、国のほうに一旦納めるということで、その分配で来るということでございます。そして、目的税であるために、ほかの用途には積めないということでございましたが、ただ国の法律が復興税のように変わっていけば、他の用途に使っていくことも可能性としてはあるということだと思います。

続きまして、最後ですが、この森林環境税でございますが、一律1,000円ということで聞いておりますが、この減免制度についてはあるのでしょうか、お答えください。

○議長（平野広行君） 岩田税務課長。

○税務課長（岩田繁樹君） 森林環境税は、個人住民税均等割と併せて、1人年額1,000円が課税されます。軽減制度はございませんが、免除につきましては、被災により甚大な被害を受けられた方、生活保護法の規定による生活扶助を受けている方、失業された方など、法律に定められた方が対象となります。

なお、非課税基準につきましては、生活保護法による生活扶助を受けている方のほかに、障がい者、未成年者、寡婦またはひとり親で前年の合計所得金額が135万円以下の方、一定

所得以下の方など、定められた基準を満たした方につきましては森林環境税が非課税となります。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 非課税者もあるということで、確認できました。続いては、委員会のほうで審議していただきたいというふうに思っております。

質疑のほうは以上です。

○議長（平野広行君） 他に質疑の方はありますか。

〔挙手する者なし〕

○議長（平野広行君） 質疑のないことを確認しましたので、質疑を終結します。

本案5件は、お手元に配付した議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しましたので、本日の会議はこれにて散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時10分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 平 野 広 行

同 議員 那 須 英 二

同 議員 小久保 照 枝

令和5年6月23日
午後2時00分開議
於 議 場

1 出席議員は次のとおりである（15名）

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1 番 | 板 倉 克 典 | 2 番 | 那 須 英 二 |
| 3 番 | 小久保 照 枝 | 4 番 | 堀 岡 敏 喜 |
| 5 番 | 加 藤 明 由 | 6 番 | 佐 藤 仁 志 |
| 8 番 | 江 崎 貴 大 | 9 番 | 加 藤 克 之 |
| 10番 | 高 橋 八重典 | 11番 | 鈴 木 みどり |
| 12番 | 早 川 公 二 | 13番 | 平 野 広 行 |
| 14番 | 三 浦 義 光 | 15番 | 佐 藤 高 清 |
| 16番 | 大 原 功 | | |

2 欠席議員は次のとおりである（なし）

3 会議録署名議員

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 4 番 | 堀 岡 敏 喜 | 5 番 | 加 藤 明 由 |
|-----|---------|-----|---------|

4 欠員（1名）7番

5 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（34名）

| | | | |
|-----------------------------|---------|-------------------------------|---------|
| 市 長 | 安 藤 正 明 | 副 市 長 | 村 瀬 美 樹 |
| 教 育 長 | 高 山 典 彦 | 総 務 部 長 | 伊 藤 淳 人 |
| 市民生活部長 | 柴 田 寿 文 | 健康福祉部長兼
福祉事務所長 | 山 下 正 巳 |
| 建 設 部 長 | 立 石 隆 信 | 教 育 部 長 | 渡 邊 一 弘 |
| 健康福祉部次長兼
保険年金課長 | 佐 藤 雅 人 | 会 計 管 理 者 兼
会 計 課 長 | 小笠原 己喜雄 |
| 教育部次長兼
歴史民俗資料館長兼
図書館長 | 伊 藤 隆 彦 | 監 査 委 員 長 | 大 木 弘 己 |
| 総 務 課 長 | 横 江 兼 光 | 財 政 課 長 | 村 田 健太郎 |
| 人事秘書課長 | 山 森 隆 彦 | 企画政策課長 | 佐 藤 文 彦 |
| 防 災 課 長 | 太 田 高 士 | 税 務 課 長 | 岩 田 繁 樹 |
| 収 納 課 長 | 細 野 英 樹 | 市 民 課 長 兼
十四山支所長兼
鍋田支所長 | 服 部 朋 夫 |
| 環 境 課 長 | 梅 田 英 明 | 市民協働課長 | 藤 井 清 和 |
| 観 光 課 長 | 浅 野 克 教 | 健康推進課長 | 山 守 美代子 |
| 福 祉 課 長 | 後 藤 浩 幸 | 介護高齢課長 | 安 井 幹 雄 |

| | | | |
|-------------|-----------|---|---------|
| 児 童 課 長 | 飯 田 宏 基 | 総 合 福 祉
セ ン タ ー 所 長 兼
十 四 山 総 合 福 祉
セ ン タ ー 所 長 兼
い こ い の 里 所 長 | 中 山 義 之 |
| 産 業 振 興 課 長 | 上 田 忠 次 | 土 木 課 長 | 神 野 忠 昭 |
| 都 市 整 備 課 長 | 三 輪 秀 樹 | 下 水 道 課 長 | 水 谷 繁 樹 |
| 学 校 教 育 課 長 | 田 畑 由 美 子 | 生 涯 学 習 課 長 兼
十 四 山 ス ポ ー ツ
セ ン タ ー 館 長 | 伊 藤 篤 由 |

6 本会議に職務のため出席した者の職氏名

| | | | | |
|-------------|---------|---------|---|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 佐 野 智 雄 | 書 | 記 | 田 口 邦 郎 |
| 書 | 記 | 川 村 紀 子 | | |

7 議事日程

| | |
|-------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 議案第20号 弥富市税条例の一部改正について |
| 日程第 3 | 議案第21号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について |
| 日程第 4 | 議案第22号 令和5年度弥富市一般会計補正予算（第2号） |
| 日程第 5 | 議案第23号 令和5年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第 6 | 議案第24号 令和5年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第 7 | 請願第1号 インボイス制度の実施中止を求める意見書を政府に送付することを求める請願書 |

（追加日程）

| | |
|-------|----------------------|
| 日程第 8 | 議案第25号 工事請負契約の締結について |
| 日程第 9 | 閉会中の継続審査について |

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午後 2 時00分 開議

○議長（平野広行君） ただいまより継続議会の会議を開きます。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（平野広行君） 日程第 1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、堀岡敏喜議員と加藤明由議員を指名します。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第 2 議案第20号 弥富市税条例の一部改正について

日程第 3 議案第21号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について

日程第 4 議案第22号 令和 5 年度弥富市一般会計補正予算（第 2 号）

日程第 5 議案第23号 令和 5 年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 6 議案第24号 令和 5 年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（平野広行君） この際、日程第 2、議案第20号から日程第 6、議案第24号まで、以上 5 件を一括議題とします。

本案 5 件に関し、審査の経過と結果の報告を各常任委員長に求めます。

まず、高橋八重典総務建設委員長。

○総務建設委員長（高橋八重典君） それでは、総務建設委員会の委員長報告をさせていただきます。

総務建設委員会に付託されました案件は、議案第20号弥富市税条例の一部改正についてです。

本委員会は、去る 6 月15日に委員全員の出席により開催し、審査を行いました。その結果、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

委員から通告にて、森林環境税とは何の目的で創設されたのかとの質問に、市側より、我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から創設された国税であるとの答弁がありました。

また、委員から、弥富市はこの森林環境税に対して幾ら入ってくるのかとの質問に、市側より、国税として納められた森林環境税は全都道府県及び市町村に対し、その自治体の私有林人工林面積、林業就業者数及び国勢調査人口に応じて森林環境譲与税として譲与されます。令和 4 年度に弥富市に譲与された金額は464万4,000円であるとの答弁がありました。

以上のような付託された議案に対する質疑を経て討論に入り、議案第20号について、森林環境税に関して住民税に 1 人当たり年間1,000円を乗じて徴収する仕組みについて、地球温暖化対策で温室効果ガス排出の原因者に相応の負担を求めているのはおかしい。一方で、

所得が高くても低くても課税額は同じという逆進的な税になっているとの反対討論がありました。

採決の結果、議案第20号は賛成多数で原案を了承したことを報告し、総務建設委員会の報告を終わります。

○議長（平野広行君） これより質疑に入ります。

質疑の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 質疑のないことを確認しましたので、質疑を終結します。

次に、江崎貴大厚生文教委員長。

○厚生文教委員長（江崎貴大君） 厚生文教委員会の委員長報告をいたします。

厚生文教委員会に付託されました案件は、議案第21号弥富市国民健康保険税条例の一部改正についてです。

本委員会は、去る6月16日に委員全員と委員外議員1名の出席により開催し、審査を行いました。その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

委員から通告にて、最高税額が上がり、2割軽減、5割軽減の範囲が広がるということだが、最高税額、2割軽減、5割軽減の該当者数はそれぞれ何人から何人になる予定かとの質問に、市側より、所得は令和4年度、税率は令和5年度で試算した見込みとなります。国民健康保険税、後期高齢者支援金等分の課税限度額該当者数は427人から337人となり、50人の減少。国民健康保険税2割軽減の該当者数は992人から1,024人となり、32人の増加。国民健康保険税5割軽減の該当者数は1,023人から1,047人となり、24人の増加となりますとの答弁がありました。

また、委員から、国、県、被保険者の負担割合はどうかとの質問に、市側より、5割軽減、2割軽減の増加額分の補填負担割合は、国、被保険者の負担はなく、負担割合は愛知県4分の3、弥富市4分の1となりますとの答弁がありました。

以上のような付託された議案に対する質疑を経て、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案を了承したことを御報告し、厚生文教委員会の報告を終わります。

すみません、訂正をいたします。

市側より、所得は令和4年度、税率は5年度で試算した見込みとなります。国民健康保険税、後期高齢者支援金等分の課税限度額該当者数は、427人から337人となり、90人の減少となりますとの訂正をいたします。すみません。

以上で、厚生文教委員会の報告を終わります。

○議長（平野広行君） これより質疑に入ります。

質疑の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 質疑のないことを確認しましたので、質疑を終結します。

次に、高橋八重典予算決算委員長。

○予算決算委員長（高橋八重典君） それでは、予算決算委員会委員長報告をさせていただきます。

予算決算委員会に付託されました案件は、議案第22号令和5年度弥富市一般会計補正予算（第2号）をはじめ3件です。

本委員会は、去る6月19日に委員全員の出席により開催し、審査を行いました。その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

議案第22号令和5年度弥富市一般会計補正予算（第2号）から議案第24号令和5年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）まで、以上3件を一括審査しました。

最初に市側より説明があり、委員から通告にて、議案第22号について、新型コロナ対策事業として、高齢者への支援策、また温室等を使う施設園芸農家等、電気料金、肥料代、燃料代などの値上がりで経営が悪化している事業者への支援等の検討はなかったのかという質問に対し、市側より、広く市民及び事業者に直接的効果を及ぼすライフラインの一つである、水道料金の基本料金免除を実施することとしました。また、農家負担への支援策である、国や県が行う燃油や肥料の価格高騰対策については、あいち海部農業協同組合の協力の下、現在も引き続き申請等の手続を行っているとの答弁がありました。

また、委員から、議案第22号について、防犯設備管理事業について、どのような内容内訳であるか、特殊対策等、補助もあるのかとの質問に、市側より、特殊詐欺被害の未然防止を図るため、65歳以上の高齢者が特殊詐欺対策機器等を購入する場合にその費用の一部を補助するものです。補助対象となる機器は固定電話に取り付け、電話着信時に通話内容を録音することを自動で相手に伝える機能を有する通話録音装置や、管理サーバーに登録された迷惑電話を発信する電話番号からの着信を自動的に判断し、着信を拒否または通知する機能を有する着信拒否装置、通話録音装置の機能または着信拒否装置の機能を内蔵する固定電話機であり、補助金額は対象機器購入金額の2分の1、補助上限額は6,000円ですとの答弁がありました。

以上のような付託された議案に対する質疑を経て、討論に入り、議案第22号令和5年度弥富市一般会計補正予算（第2号）については、水道料金基本料金を4か月無償にすることや学校給食費の増額分を市が見ていくことは、市民にとってプラスになるとの賛成討論がありました。

採決の結果、議案第22号から議案第24号まで以上3件は、全員賛成で原案を了承したことを報告し、予算決算委員会の報告を終わります。

○議長（平野広行君） これより質疑に入ります。

質疑の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 質疑のないことを確認しましたので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。

那須英二議員。

○２番（那須英二君） ２番 那須英二。

通告に従いまして討論を行います。

私からは、議案第20号弥富市税条例の一部改正についてでございます。

この今回の改正の中には、復興特別税の廃止に伴ってそれと同額の年額1,000円の課税が森林環境税として行われるということでございます。

この特別復興税と特別復興所得税の区分は分かりにくいですが、今回、この復興特別税の代わりに出てきたものが森林環境税ということになってきています。

同じ目的税である復興特別所得税は、復興特別所得税の2%から1%、約半分の約2,000億円を軍事費に転用することが言われています。

対して、森林環境税とは、2019年度から先行して各地域への森林環境譲与税として配分を行っている財源になるということでございます。この譲与税は間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進など森林整備の費用に充てることが目的となっています。

しかし、この3年間で自治体に配られた金額は約840億円ですが、この全体の47%が現在使われていないということでございます。千葉県の長生村では、3年間で約305万円交付されましたが、森林がほぼなく使い道に困っているという報道がありました。三重県の度会町では面積の85%ほどが森林面積となっておりますが、森林環境譲与税は6,300万円余り入ってきたといいます。しかし、その9割近くの5,500万円余りが活用されないまま基金として積み立てられております。

この弥富市では、464万円ちょっとが譲与税として入ってきましたが、活用は栄南小学校の木造ロッカー設置などの活用にとどまっているという状況です。しかも、この森林環境税については、非課税の方は徴収されないということはありますけども、減免はなく、一律1,000円取られる国税となっています。

確かに、森林整備により温暖化防止など環境改善、あるいはそれによる土砂災害、水害を防ぐという防災機能という部分については必要だと思います。しかし、それは別に新たに森林環境税として課税するのではなく、今ある財源から国が交付すればよいだけであり、復興税を軍事費に転用するくらいならば、その分を回すだけで十二分に対応可能だと考えます。

よって、新たな課税は必要ないと考え、反対討論とします。ぜひ皆さんにはそのことを考えていただいて、賛同していただきたいと思います。

○議長（平野広行君） 次に、佐藤仁志議員。

○6番（佐藤仁志君） 6番 佐藤仁志。

議案第20号弥富市税条例の一部改正について、賛成の立場で討論します。

森林環境税は国税ですが、今回の条例改正のように市税と一緒に弥富市が徴収することになります。これを機会に木曽川上流の森林環境があつての弥富市であると、弥富市の豊かな水環境は上流の森林環境と一体であることを市民の人たちにも理解していただくことが有益じゃないかと思います。

弥富の水田、金魚池、トマトの全ての水源は森林です。木曽川の豊かな水がふんだんに使えることが、ニッケの羊毛工場など工場が弥富市に進出した条件であり、弥富市の都市化の原動力になりました。ぜひ、これを機会に、歴史民俗資料館においても地球の気候変動、温室効果ガス、SDGsも踏まえて弥富市と上流の森林環境の密接な関係を展示や啓発していただきたいと思います。

平成23年から、木曽川源流の地である長野県木曽郡木祖村から、最下流域の弥富市を含む愛知県、岐阜県、三重県、長野県の4県46市町村で構成される木曽三川流域自治体会議に参加しています。弥富市でも、令和4年7月2日、長野県木曽郡木祖村で開催されたマラソン大会で、弥富市の魅力を知っていただくために金魚すくいを行い、子供から大人までたくさんの方々に金魚すくいを楽しんでもらい、金魚すくいを通じて弥富をPRすることができました。

今後は弥富の子供達が実際に森林を訪ねてみるとか、そういうような上流と下流の交流や、森林の林産物、例えば、木材、木工品、シイタケ、キノコなど、弥富の行事に招待するなど、上流と下流の交流事業を行ってほしいと思います。

以上の理由で、条例改正案の賛成討論とします。以上です。

○議長（平野広行君） 他に討論の方はありますか。

〔挙手する者なし〕

○議長（平野広行君） 討論のないことを確認しましたので、討論を終結します。

これより採決に入ります。

議案第20号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（平野広行君） 起立多数と認めます。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号から議案第24号まで、以上4件は原案のとおり決することに御異議あり

ませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第21号から議案第24号まで、以上4件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第7 請願第1号 インボイス制度の実施中止を求める意見書を政府に送付すること  
を求める請願書について**

○議長（平野広行君） この際、日程第7、請願第1号を議題とします。

請願第1号に関し、審査の経過と結果の報告を総務建設委員長に求めます。

高橋八重典総務建設委員長。

○総務建設委員長（高橋八重典君） 総務建設委員会の委員長報告をさせていただきます。

総務建設委員会に付託されました案件は、請願第1号インボイス制度の実施中止を求める意見書を政府に送付することを求める請願書です。

本委員会は、去る6月15日に委員全員の出席により開催し、審査を行いました。その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

最初に紹介議員より趣旨説明があり、委員から、現在、津島税務署においてもインボイス制度の説明会が開催されており、多くの免税事業者が登録申請を行っている。このタイミングでの請願書を提出された理由はとの質問に、紹介議員より、10月からインボイス制度が始まる直前で、今でないといけないという請願者の判断であるとの答弁があり、続けて委員から、請願書にインボイス登録をしないと回答したら3月で契約が打ち切られたという事例が出ているとありますが、免税事業者外しがあからさまに行われる可能性は少ないと思いますがどのような見解かとの質問に、紹介議員より、現在、免税事業者と取引する場合、発注側が消費税を負担する、あるいは、免税事業者が課税事業者になるのどちらかである。発注側が消費税を負担するのが嫌だから免税事業者との契約を打ち切るのはルール違反であるが、免税事業者であり続けている事業者が別の理由と告げられ、契約を打ち切られる事案が多々あると聞いているとの答弁がありました。

また、委員から、インボイス制度の実施中止を求める意見書（案）で、制度導入の延期を強く求めているが、延期を求めるものなのか、それとも中止を求めるものなのか。もし延期を求めるのであればいつまで延期を求めるのかとの質問に、紹介議員より、意見書（案）に延期とありますが請願としては中止ですとの答弁があり、続けて委員から、インボイス制度は補助金がありますかとの質問に、紹介議員より、インボイス制度の導入する中小企業のために補助金の支援があります。インボイス制度に対応した会計ソフトやパソコン等の導入する場合には、IT導入補助金及び小規模事業者向けの持続化補助金などがありますとの答弁

がありました。

以上のように、付託された請願に対する質疑を経て討論に入り、弥富市議会として国に対して中止を求める意見書は出せないと判断しました。様々な支援というものは国がすべきであり、弥富市として何らかの支援をする手だてがあればするべきだと思いますが、請願に対する表決としてはそういう気持ちを表明した上で反対と言わざるを得ないとの反対討論があり、現在、年間売上高1,000万円以下の事業者は消費税の納税義務はありませんが、適格請求書、インボイスを発行するにはどれだけ売上高が少なくとも課税事業者となる必要があるため新たに消費税を負担することになります。新型コロナや物価高騰をくぐり抜け、頑張ろうとしている中小零細企業者やフリーランスの人たちにとって、インボイス制度は大きな経営の妨げになるとの賛成討論がありました。

採決の結果、賛成少数により不採択と決定されましたことを御報告し、総務建設委員会の報告を終わります。

○議長（平野広行君） これより質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 質疑のないことを確認しましたので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

最初に、佐藤仁志議員。

○6番（佐藤仁志君） 6番 佐藤仁志。

請願第1号インボイス制度の実施中止を求める意見書を政府に送付することを求める請願書について、賛成の立場で討論します。

請願書は、コロナ禍の影響や急激な物価高騰が事業経営の圧迫、地域経済の停滞悪化を招いている状況の中で、インボイス制度が小規模事業者に新たな税負担や苛酷な実務負担、さらに、インボイス登録をしないと取引解除されるという窮状を理由に請願されています。

弥富市内の事業者や市民にとっても、このタイミングでインボイス制度の実施は極めて地方の経済、暮らしに大きな影響があり、憂慮すべきことだと思います。

実は、私自身は総務建設委員会の時点では、以下に述べることについて調査・検討不足により請願に対して問題が大きく、請願者の気持ちは酌みたいが、いま一つ賛成しかねるという理由でやむを得ず反対しましたが、その後、十分考慮した結果、やはりこのインボイス制度の実施が市民の生活と経済に与える影響は看過できないので賛成させていただきたいと思います。

その理由なんですけれども、消費者が業者に支払った消費税の一部が、納税されずに業者

の利益となってしまうということを、インボイス制度導入を根拠として政府が繰り返し主張してきましたが実は誤解があります。というか、誤解させられてきたことが今回調べて分かりました。

消費税が導入された平成元年に、サラリーマンが東京と大阪で裁判を起こしています。判決は、消費者は消費税の実質的な負担者ではあるが、消費税の納税義務者であるとは到底言えない。消費税の徴収義務者が事業者であるとは解されない。したがって、消費者が事業者に対して支払う消費税分はあくまで商品や役務の提供に対する対価の一部としての性格しか有しないから、事業者が当該消費税分につき過不足なく国庫に納付する義務を消費者との関係で負うものではない。つまり、消費税は物価の一部であり、預り金ではないと判決でははっきり言っています。この判決は控訴しなかったことで確定しました。

そもそも、今述べたような預り金ではないとはっきり言っているのはほかでもない税務署側、国側です。さらに、今年の衆議院内閣委員会で、消費税は預り金でないため益税は存在しないことを政府が認め、その導入根拠は根底から崩れました。消費税は、預り金でも、預り金的でもない、言わば第二の事業税ともいうべき税金です。消費税を納めているのは消費者ではなく事業者です。ゆえに、免税事業者が消費税を横取りしているということはありません。

現在、雇用状況は極めて厳しく、なかなか正規に雇用していただけない。従来、雇用契約で行われていたものが委託契約に切替えが進んでいます。自ら望んで事業者になったのではなく、雇用されるべき人が自ら望まずに個人事業主という立場に追い込まれています。例えば、オンラインで食品を注文すれば配達してくれるというのも、実際に配達している方は雇用者ではなく個人事業者ということになります。その他、様々、いわゆるフリーランスと言われる人たちが、このインボイス制度によって新たな事務負担と経済負担にさらされるのは、この弥富の地域の暮らしと経済においても大きな影響があり、深く憂慮するものであります。以上、賛成討論とさせていただきます。

○議長（平野広行君） 次に、三浦義光議員。

○14番（三浦義光君） 14番 三浦義光です。

私は、反対の立場から討論させていただきます。

10月1日までに残り3か月余り、もうそれほど時間はないと認められます。制度実施への事業者への対応はもう始まっており、なぜ、この差し迫った時期に請願を出されたのか。せめて昨年一般質問で問題視した直後に請願が出されておれば、もう少し深い議論ができたのではないのでしょうか。インボイス登録をしないと回答したら3月で契約が打ち切られたとありますが、実際、そういうことが多く起きているのでしょうか。現時点では、本当にいわゆる免税事業者外しが、あからさまに強い意思を持って決めている取引業者がいるとは思えま

せん。こうなるだろう、こうなってしまうのではないだろうかといった推測、憶測の段階では議論になりません。多くの企業を対象にしたアンケート調査でも、結果はこれまでどおりの取引という回答、または方針を決めていないという回答の割合がほとんどを占めております。

国においても、課税業者に対し、インボイス制度の経過措置を打ち出されております。適格請求書発行事業者以外の方から仕入れても、その経過措置を適用できるとされております。また、免税事業者に対しては、インボイス発行事業者になっても支援措置が出されており、納税額の軽減、補助金の上乗せなどがあります。市長も昨年度、6月議会の答弁にあります。が、どんな業種の取扱いも法令順守を前提ということをおっしゃっております。

まだまだ始まっていない制度に対し、私自身、免税事業者の個人事業者であり、情報集めがまだまだ不完全ではあります。税制改正も今後の状況でまだまだ変わってくるのかもしれない。今は個人事業者の方は、慌てず冷静に判断をしていてもらいたいと思います。

このようなことから、請願は憶測の域から出ておらず、まだまだ問題視されているわけではないことから反対とさせていただきます。

○議長（平野広行君） 次に、那須英二議員。

○2番（那須英二君） 2番 那須英二。

インボイス制度の中止を求める請願に対して、賛成の立場で討論とさせていただきます。

このインボイス制度の問題は大きく2点あると思います。

まず1つは、本来非課税並み、免税されるべき低所得者の方に課税される悪法だという点です。

消費税導入後、平成16年に事業者免税点制度の上限が売上高3,000万円以下から1,000万円以下に引き下げられました。今回はこのインボイスによって、売上高1,000万円以下の人たちからも課税するということになりかねない状態です。売上高1,000万円というのは、仮に多く見積もって20%の利益率だとしても年収200万円、年収ですよ。そこから税金が引かれるわけですから所得で言えばさらに低い状態と、生活できないレベルのところに、このインボイス制度のおかげで増税ということにつながります。

下請企業などから立場の弱いところがあり、このインボイスに登録しなければ元請から契約を切られてしまう可能性もあり、実際にこの請願を出されている民主商工会はそういった相談があるということでもございました。先ほど、三浦議員が反対討論しておりましたけれども、そういった可能性じゃなくて、そういう現実があるということでもございます。インボイス登録の有無により、これを理由に契約を打ち切ること自体は下請法違反とされておりますので、実際には別の理由をもって打ち切るという事例が出てきていると、現に起こっているということでもございます。下請契約の打ち切りは、イコールその企業の廃業につながりかねな

いものとなります。また、仮に元請が受けたとしても、この元請の負担、あるいは価格転嫁という形で国民に跳ね返ってくる。簡単にいえば、弱者に負担増ということになります。多くの中小零細企業が生きるか死ぬかの瀬戸際にあるのに、追い打ちをかける悪法だということでございます。

2点目といたしましては、クリエイター、声優等の新人が活躍しにくくなる、文化を育みにくくなるという点でございます。

国会でも日本共産党の田村貴昭議員が質疑に立っておりましたが、声優、俳優らが所属する日本俳優連合が声明を出しております。

漫画家の2割が廃業する。その2割の人たちは売れない人たちではなく、これからヒットを出すはずの新人なんだと、例えば、有名な「鬼滅の刃」や「SPY×FAMILY」なども、読み切りの段階で漫画家としての道を諦めてしまう、辞めてしまう、そんな可能性を含んでいるということでございます。これがどれだけの損失なのか、取り返しがつくものではありません。声優でも同じく、先日、Zガンダムのエマ役で知られる岡本麻弥さんが、涙ながらにこのインボイス制度の中止を求めるという記事がございました。声優の約30%が廃業を検討するといったデータがあるそうです。これから売れるかもしれない人たちの潰してしまいかねない悪法だと言えます。

よって、このインボイス制度は即刻中止するべきとこの弥富市議会からも声を上げていく必要があるんじゃないでしょうか。ぜひ皆様にはそのことを考えていただき、賛同いただければというふうに思います。

○議長（平野広行君） 他に討論の方はありますか。

〔挙手する者あり〕

○議長（平野広行君） 堀岡議員。

○4番（堀岡敏喜君） 4番 堀岡でございます。

請願第1号インボイス制度の実施中止を求める意見書を政府に送付することを求める請願書について、反対の立場から討論をいたします。

原稿に入る前に、そもそもインボイス、複数税率を施行している国では当然、税率によって請求書を分けるというのは当たり前のことだと思いますし、消費税が導入された段階から日本のほとんどの事業者は消費税と商品の売上高、税率を提示して、分けてやっているのは当然のこと、これが複数になれば複数にすることは制度として当然だとまずっておきます。

最初に前提として頭に入れておきたいのは、事業者間で消費税を払ったり受け取ったりしても、最終的にはプラスにもマイナスにもならないということであります。例えば、1,000円の商品を売った場合、100円の消費税を預かります。その商品の仕入値が500円だったとし

ますと50円の消費税を支払っておりますから、税金分としては100引く50で50円が手元に残りますが、それを国に納めるわけですから事業者にとって損にも得にもなりません。この受け取った消費税から支払った消費税を差し引いて納めることを、御承知のとおり仕入税額控除と言っております。売手が買手に対して正確な適用税率や消費税額を伝えるインボイスの導入により、買手側の転嫁拒否といった不当な値下げ行為を是正をし、売手側にとっては価格転嫁がしやすくなるため、複数税率下においても適正な取引や公平な税負担を確保するために必要な制度と考えます。

免税事業者が取引から排除されかねない。事務負担が複雑になるといった懸念の声を踏まえ、課税事業者への転嫁の要否を見極めながら対応を決めてもらえるよう、インボイス制度の導入までに4年間の準備期間を設けてきており、そこからさらに6年間、免税事業者からの仕入れについて一定の仕入税額控除を認めることとしております。こうした経過措置を設けたことにより、個々の事業者への影響を極力緩和することができると考えます。

その上で、仕入税額控除を受けるためのルールとして、インボイス方式の必要理由は、1つ目に、取引における消費税額を正確に把握をするため。2つ目に、正確な税率を確認するため。3つ目に、不正やミスを防ぐための3つとしております。とりわけ、預かった消費税の一部が国に納められず利益として手元に残ることを防ぐことにもつながり、消費税制度に対する信頼は高まります。免税事業者に対し、課税事業者からの取引についての懸念がございしますが、それがこのインボイス制度を中止する理由とは考えられません。

消費税の取扱いを透明にするために、誰が、いつ、何を、税率何%で合計幾ら販売したという明細を記したインボイスは必要であります。インボイス制度の導入により、正確で不正のない経理処理による消費税の納入を期待します。

以上のことから、本請願について不採択とすべきと考え、反対討論といたします。

○議長（平野広行君） 他に討論の方はありますか。

〔挙手する者なし〕

○議長（平野広行君） 討論のないことを確認しましたので、討論を終結します。

これより採決に入ります。

請願第1号の趣旨に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（平野広行君） 起立少数と認めます。

よって、請願第1号は不採択と決定されました。

本日、安藤市長より議案第25号が提出されました。

お諮りします。

これを直ちに日程に追加し、議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第25号を本日の日程に追加し、議題とすることに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第25号 工事請負契約の締結について

○議長（平野広行君） この際、日程第8、議案第25号を議題とします。

安藤市長に提案理由の説明を求めます。

安藤市長。

○市長（安藤正明君） 本日、追加提案し、御審議いただきます議案は法定議決議案1件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第25号工事請負契約の締結につきましては、弥富北中学校長寿命化改良工事施行のため、必要があるものであります。

以上が提案する議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては、総務部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平野広行君） 議案の説明を総務部長に求めます。

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 議案第25号工事請負契約の締結について、御説明申し上げます。

内容につきましては、1. 工事名、弥富北中学校長寿命化改良工事。2. 工事場所、弥富市鎌倉町地内。3. 請負契約金額、9億1,850万円。4. 請負契約者、大栄建設株式会社。5. 契約の方法、5名の一般競争入札でございます。

弥富北中学校長寿命化改良工事施行のため、契約を締結するものでございます。以上でございます。

○議長（平野広行君） これより質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 議案第25号工事請負契約の締結について質疑をさせていただきます。

今回、北中の長寿命化工事について、落札率が97.8%ということでした。この水準が、このすぐ前に行われた弥生小学校、桜小学校の落札率に対してどのような結果になっているのでしょうか。お願いします。

○議長（平野広行君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 過去の長寿命化改良工事の落札率について答弁申し上げます。

桜小学校につきましては、落札率98.74%、弥生小学校につきましては、98.85%。

本件、弥富北中学校について、97.87%ということでございます。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 落札率は変わっておらずということですが、本当に最近この落札率が100%に近いという状況になっておりますので、入札についてはこちらからどうこうということではないですけども、やはりこうした90後半というのを維持しているということは疑われやすいですので、ぜひ努力していただけることを求めています。以上です。

○議長（平野広行君） 他に質疑の方はありますか。

〔挙手する者なし〕

○議長（平野広行君） 質疑のないことを確認しましたので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第25号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第25号は委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 討論のないことを確認しましたので、討論を終結します。

これより採決に入ります。

議案第25号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第9 閉会中の継続審査について

○議長（平野広行君） 日程第9、閉会中の継続審査についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第111条の規定により閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りします。

議会運営委員長の申出どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長の申出どおり決しました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。

これをもって令和5年第2回弥富市議会定例会を閉会します。御苦労さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時46分 閉会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 平 野 広 行

同 議員 堀 岡 敏 喜

同 議員 加 藤 明 由